

**第7期高知県障害福祉計画・  
第3期高知県障害児福祉計画**

令和6年度～令和8年度

**(案)**

高 知 県



# ～ 目 次 ～

## I 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ等	2
3 計画が目指す方向	3
4 計画策定にあたっての考え方	4
5 区域の設定	5

## II 障害のある人の動向

1 高知県の人口の推移	6
2 各種手帳の交付状況等	7
3 精神科病院入院患者数等	13
4 難病患者の動向	14
5 障害のある人の就労状況等	15

## III 在宅生活等への移行や就労支援等の目標

1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行	17
2 精神科病院から地域生活への移行	19
3 地域生活支援の充実	25
4 福祉施設から一般就労への移行等	28
5 相談支援体制の充実・強化	30
6 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る 体制の構築	31

## IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 福祉サービス等の利用状況とサービス基盤の整備状況	32
2 障害福祉サービス等の見込量	50
3 必要な見込量の確保等の方策	72
4 地域生活支援事業	74
5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数	81
6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は 資質の向上のために講ずる措置	82
7 その他、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	86

## V 障害のある子どもへの支援

1 基本的な視点	90
2 障害のある子どもの動向	91
3 障害児支援の提供体制の整備等の目標	100
4 障害児施設等の利用状況	105
5 障害児通所支援・障害児入所支援の見込量	110
6 必要な見込量の確保策等	116

## VI 圏域ごとのサービス基盤整備計画

安芸圏域	121
中央東圏域	131
中央西圏域	141
高幡圏域	151
幡多圏域	161

# I 計画の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

高知県障害福祉計画及び高知県障害児福祉計画（以下「高知県障害福祉計画等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条（※1）及び児童福祉法第 33 条の 22（※2）に基づき、障害のある人にとって必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制が計画的に整備されることを目的として策定するものです。

今回の高知県障害福祉計画等の策定にあたっては、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とした第 6 期障害福祉計画と第 2 期障害児福祉計画の進捗状況等の分析や評価を行い、本県における課題等を整理したうえで、国の基本指針（※3）に則して、第 7 期障害福祉計画と第 3 期障害児福祉計画を一体として策定することとします。

---

### ※1 障害者総合支援法 第 89 条

「都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

### ※2 児童福祉法 第 33 条の 22

「都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

### ※3 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
(平成 18 年 厚生労働省告示第 395 号)  
(最終改正 令和 5 年子ども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号)

## 2 計画の位置づけ等

### (1) 「高知県障害者計画」等との関係

- 県は、障害者基本法に基づいて、障害者施策の基本的方向を示す県行政の指針として、令和5年3月に「第3期高知県障害者計画」を策定しています。一方、この「高知県障害福祉計画等」は、障害者総合支援法及び児童福祉法（以下、「障害者総合支援法等」という。）に基づき、3年を一期として策定する「障害福祉サービス等の確保に関する計画」であり、高知県障害者計画の障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとなるものです。
- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための県計画」としても位置づけます。
- 「日本一の健康長寿県構想（※1）」や平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置づけられた「高知県地域福祉支援計画」をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

### (2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

### (3) 計画の推進体制

- 障害の特性やライフステージ（※2）に応じたきめ細やかで一貫したサービスが提供できるよう、障害保健福祉の分野だけではなく、雇用や教育、医療等の関係部局・機関が連携し、総合的に取り組みます。
- 障害のある人が、身近な地域で障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、住民に最も身近な基礎自治体として、障害者総合支援法等の実施に関して一義的な責任を負う市町村や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携を図りながら、計画的なサービスの提供基盤の整備を進めていきます。

---

#### ※1 日本一の健康長寿県構想

県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らし続けることができる高知県を目指して、保健・医療・福祉の各分野の本県の弱みを分析し、これまで取り組んできた施策に新たな取り組みも加えて、平成22年2月にとりまとめた構想をいいます。また策定後の様々な変化に的確に対応しながら、より政策効果が上がるように、毎年見直しを行うこととしています。

#### ※2 ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階。

○ 障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会（※1）」を実現するためには、障害のある人自身や直接的な関係者だけではなく、県民全員で考え、取り組んでいくことが必要であり、広く県民の参加や協力を得ながら、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

(4) P D C Aサイクル（※2）による点検及び評価並びに必要な措置

この計画に定める目標等については、毎年度、実績を把握のうえ、障害者施策や関連施策の動向なども踏まえて、分析・評価を実施し、その内容を高知県障害者施策推進協議会（※3）や高知県自立支援協議会（※4）に報告し、推進方策等について意見を求めます。

また、これらの内容についてはホームページ（※5）上で公開し、必要に応じて計画を変更するとともに、事業の見直しや新たな取組の検討を行います。

### 3 計画が目指す方向

本計画は「第3期高知県障害者計画」を踏まえ、『全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支えあい、そして安心して、いきいきと暮らすことができる「共生社会」』の実現を図ることを基本理念とし、障害のある人が日常生活や社会生活において必要な支援を受けながら、可能な限り希望する場所で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指します。

---

※1 共生社会

人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会をいいます。

※2 P D C Aサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を順に繰り返すことにより、継続的に業務を改善する手法。

※3 障害者施策推進協議会

障害者基本法に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項などを協議や調査審議及びモニタリングを行うため、県に設置する機関で、障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

※4 自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域における障害のある人への支援体制を整備するため、関係機関等が相互の連携を図ることにより、支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織で障害のある人・学識経験者・障害者福祉事業従事者・関係行政機関の職員などで構成されます。

※5 高知県子ども・福祉政策部障害福祉課のホームページアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/>

## 4 計画策定にあたっての考え方

### (1) 身近な地域におけるサービスの確保

すべての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、24時間365日安心して暮らせるよう、介護保険サービス等とも連携しながら、身近な地域で障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかなサービスを確保します。

### (2) 個々の状況や希望に応じたサービスの提供体制の整備

- 障害のある人それぞれの状況や希望に応じたサービスの提供体制の確保に加えて、これまで支援が行き届きにくいとされていた強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする重度障害のある人のニーズを踏まえた支援体制の整備を推進します。
- 施設に入所している人や精神科病院に入院している人で退院が可能な人が、地域での生活を希望する場合や、在宅等で生活している障害のある人が、施設での生活を希望する場合、希望する生活に円滑に移行できるよう支援します。
- 障害のある人のニーズに応じた就労支援に取り組みます。
- 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>(※1)</sup>」の構築に向けて取り組みます。

### (3) 障害児支援の提供体制の確保

障害のある子どもへの支援については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、障害のある子どもが、幅広い選択肢を持って社会参加ができるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関と連携を図りながら、障害のある子ども及びその家族に対して切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の整備について計画的な取り組みを進めます。

---

#### ※1 地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。



## 5 区域の設定

障害福祉サービス等は、身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として提供することが必要です。しかし、市町村単位で実施することが困難な事業については、事業内容やニーズに応じて、広域的な単位を設定し、地域間で格差が生じないようにサービスの提供体制づくりを進めます。

この計画における、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、二次保健医療圏と高齢者保健福祉圏と整合を図り、次のとおり設定します。

■ 図 I - 5 - 1 障害保健福祉圏



圏域別人口（令和5年3月1日現在）

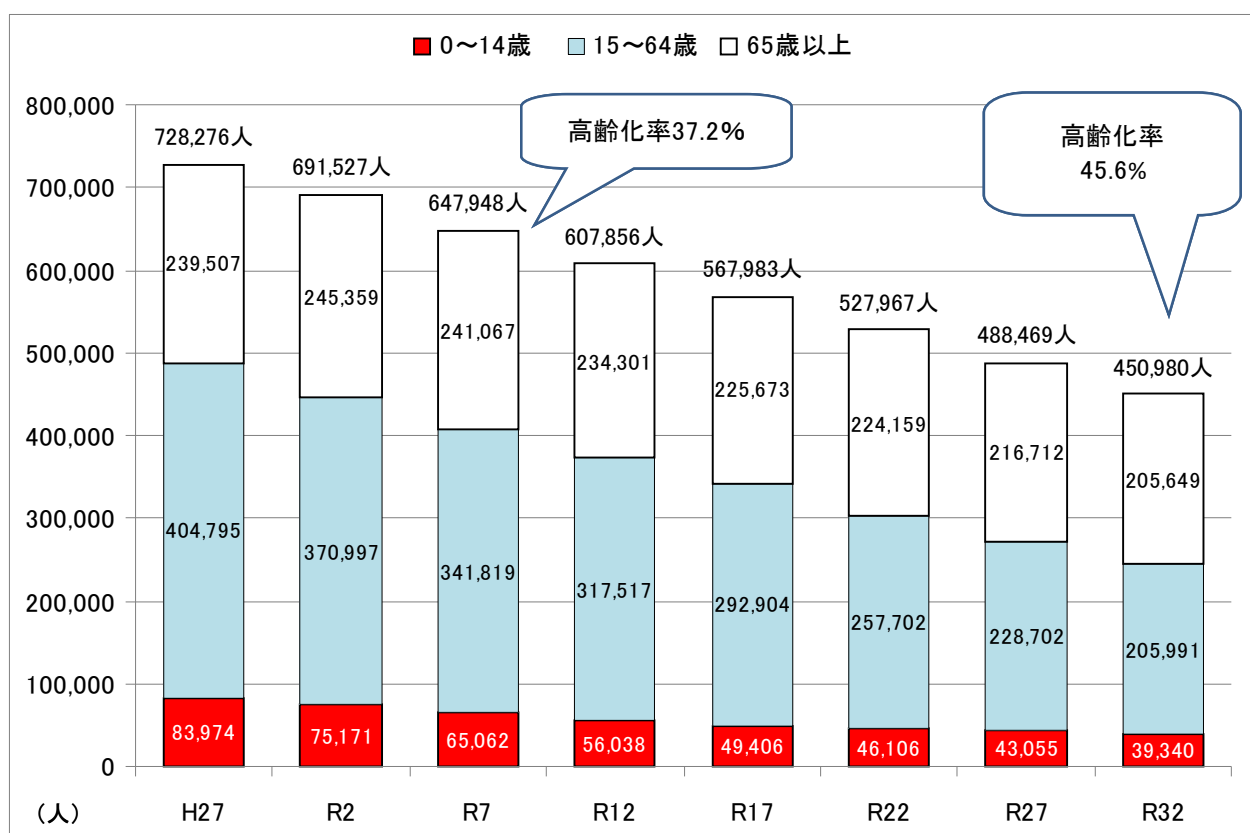
	圏域人口			構成市町村数	構成市町村名
	総数	うち65歳以上	65歳以上の割合		
安芸圏域	41,435	19,172	46.3%	2市4町3村	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東圏域	113,823	40,507	35.6%	3市3町1村	南国市、香美市、香南市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西圏域	391,709	128,651	32.8%	2市4町1村	高知市、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡圏域	47,994	21,675	45.2%	1市4町	須崎市、四万十町、梶原町、津野町、中土佐町
幡多圏域	76,797	32,953	42.9%	3市2町1村	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村
	671,758	242,958	36.2%	11市17町6村	

## Ⅱ 障害のある人の動向

### 1 高知県の人口の推移

本県の高齢者人口は、令和2年度にピークを迎え、その後は減少に転じると見込まれています。しかしながら、高齢化率は、総人口が減少することから令和2年度以降も上昇する見込みです。また、一方で少子化は年々進む見込みです。(図Ⅱ-1-1 参照)

■ 図Ⅱ-1-1 高知県の人口推移と将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」  
（H27、R2は、総務省「国勢調査」結果）

## 2 各種手帳の交付状況等

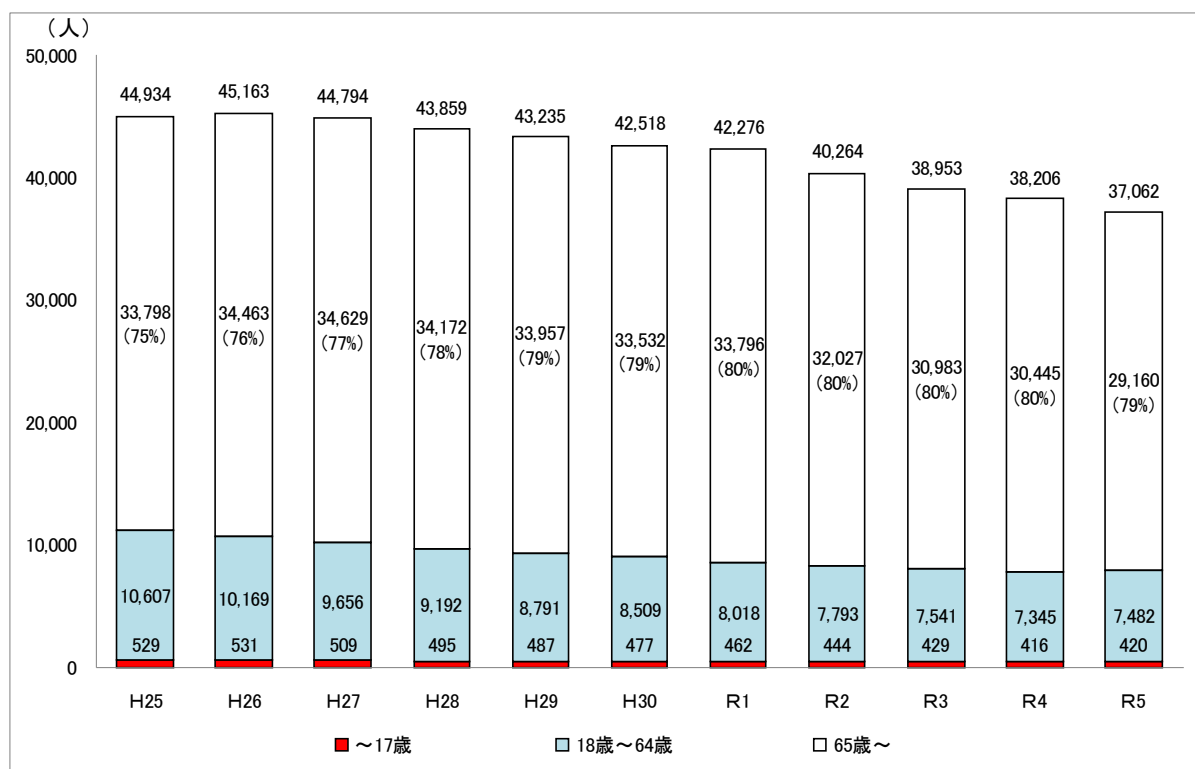
### (1) 身体障害者手帳

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳の交付者数は37,062人で、県人口(※1)の約5.5%を占めています。また、交付者数に占める65歳以上の人の割合は約8割を占めています。(図Ⅱ-2-1参照)

また、交付者数のうちおよそ半数が1級～2級の重度の障害となっています。(図Ⅱ-2-2参照)

障害部位別では、交付者数のうち肢体障害が約5割を占めており、心臓や腎臓など内部障害が約4割で推移しています。(図Ⅱ-2-3参照)

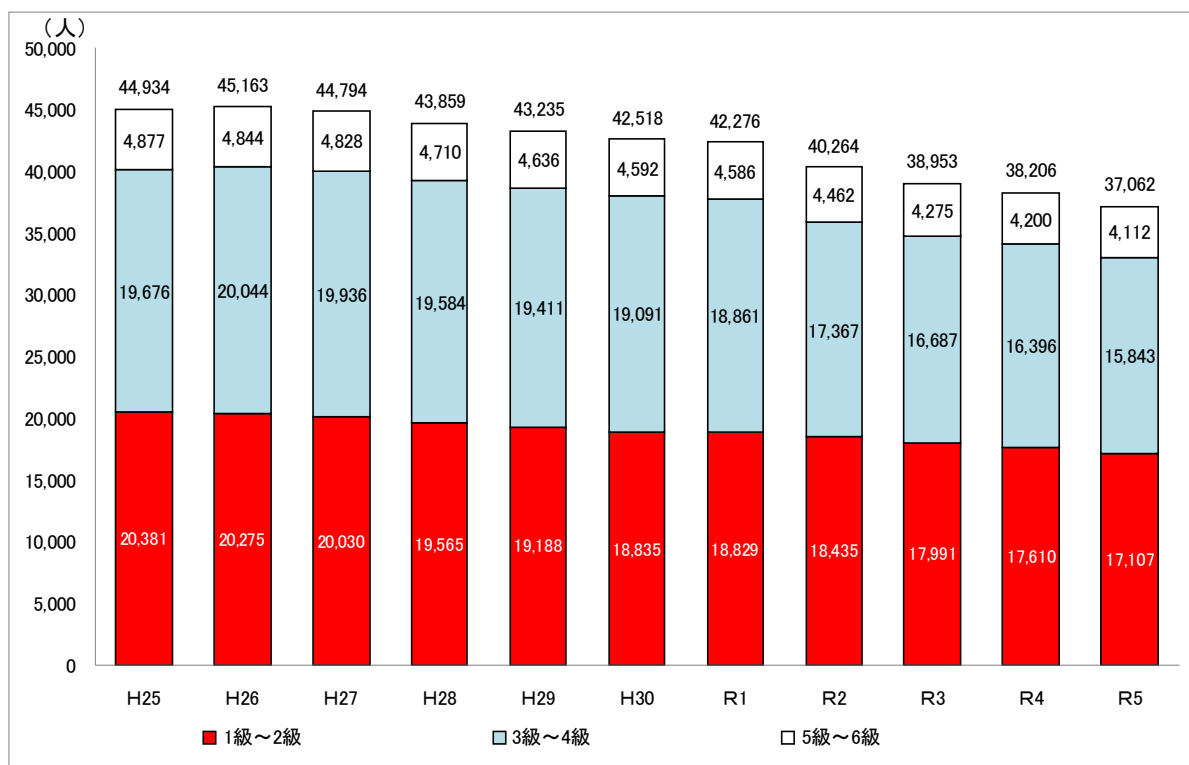
■ 図Ⅱ-2-1 年齢別交付者数の推移(各年3月31日現在)



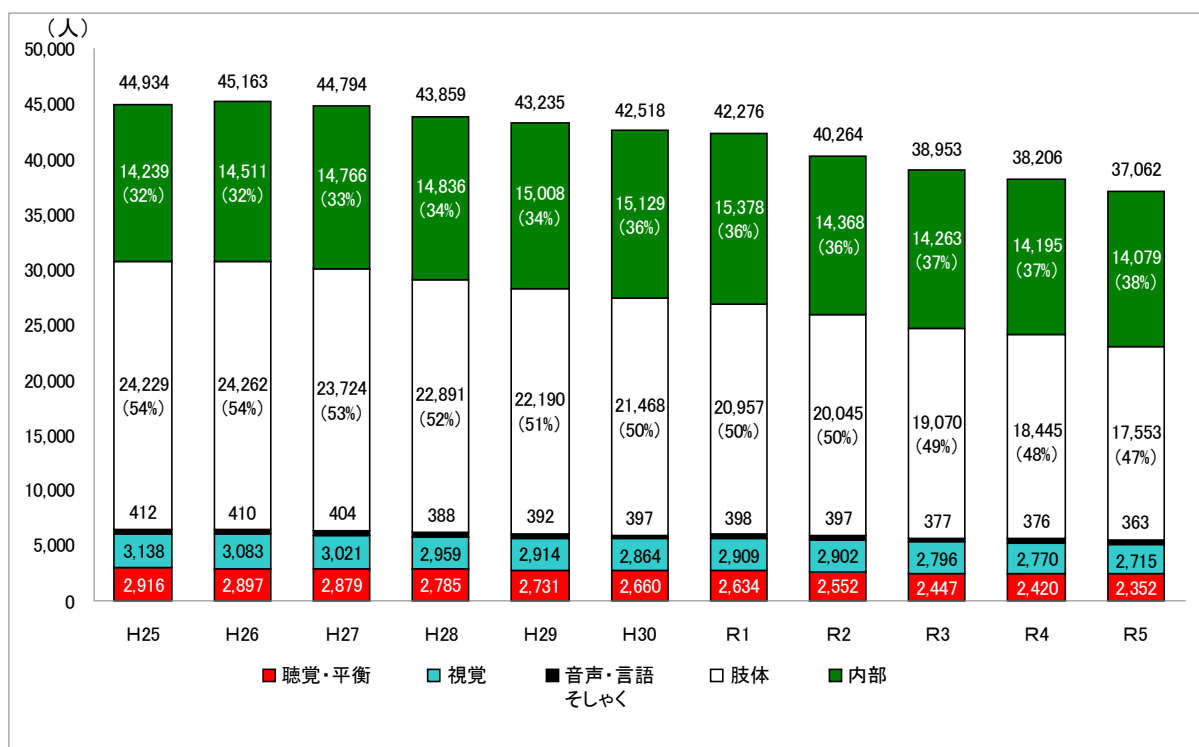
※1 県人口

令和5年3月1日現在 671,758人(高知県推計人口調査より)

■ 図Ⅱ－２－２ 級別交付者数の推移（各年３月３１日現在）



■ 図Ⅱ－２－３ 障害部位別交付者数の推移（各年３月３１日現在）

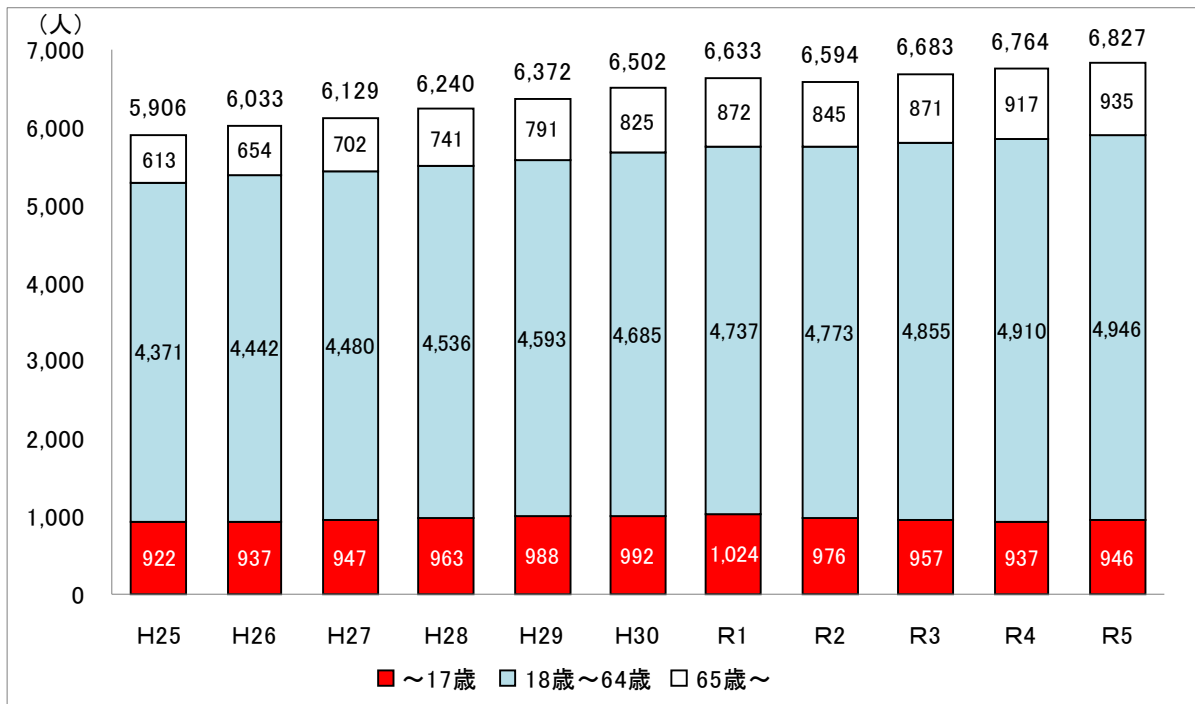


(2) 療育手帳

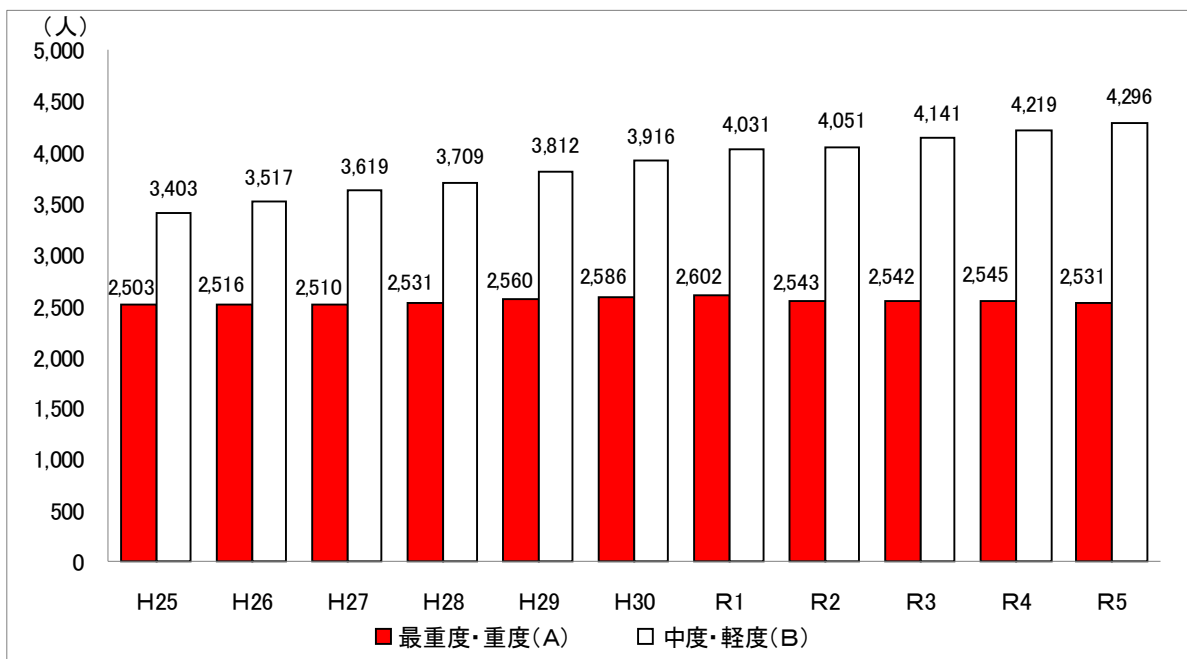
令和5年3月31日現在の療育手帳の交付者数は、6,827人となっており、年齢別で見ると、65歳以上が増加しています。(図Ⅱ-2-4参照)

また、障害程度別の交付者数では、中軽度(B)が重度(A)より多い状況が続いています。(図Ⅱ-2-5参照)

■ 図Ⅱ-2-4 年齢別交付者数の推移 (各年3月31日現在)



■ 図Ⅱ-2-5 障害程度別交付者数の推移 (各年3月31日現在)

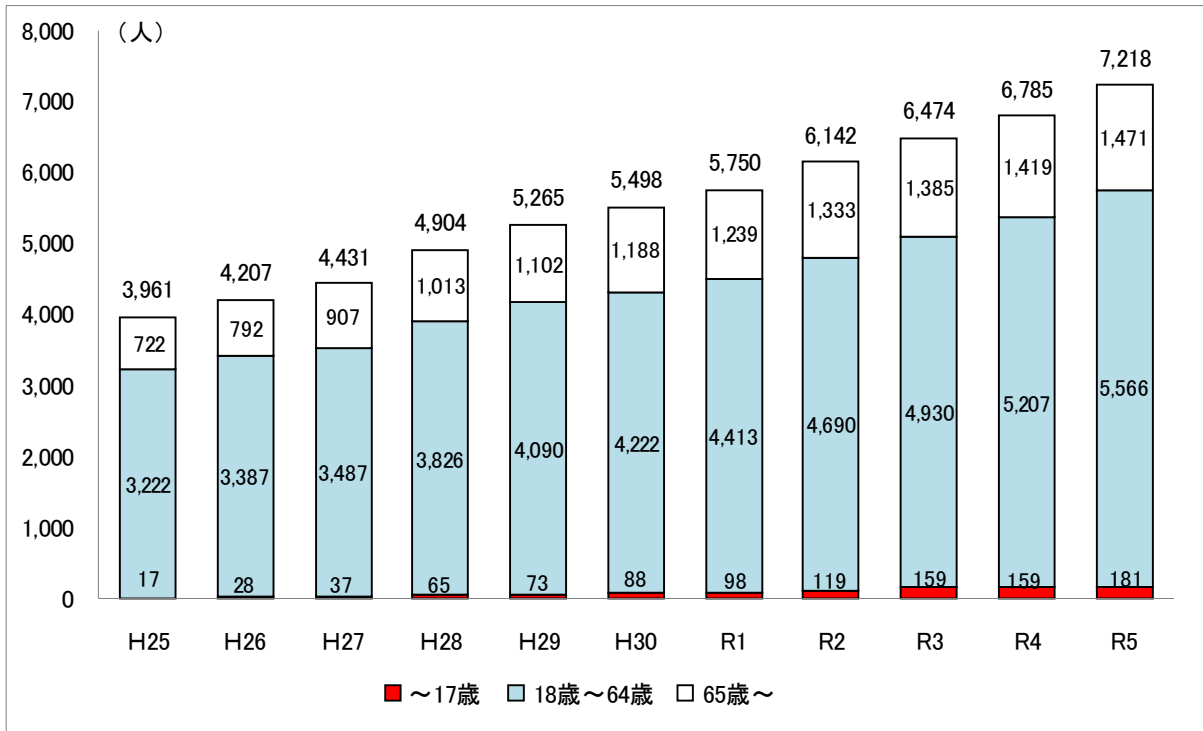


(3) 精神障害者保健福祉手帳

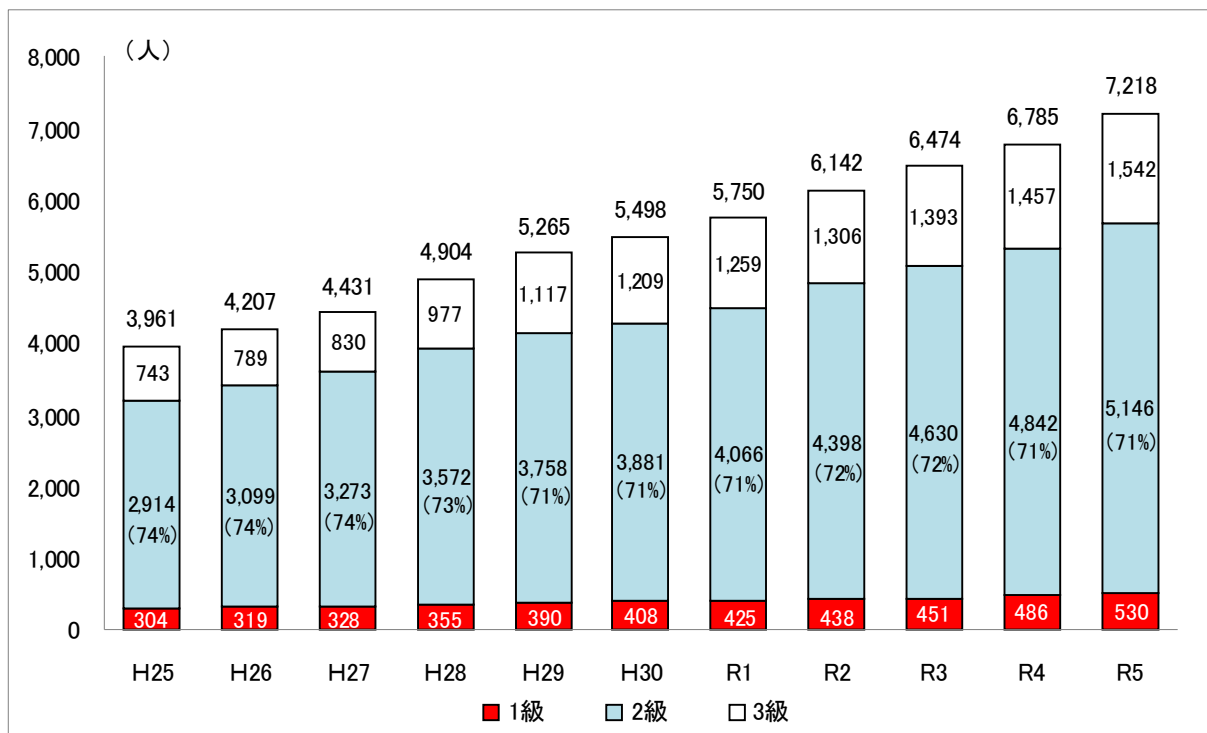
令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は7,218人で、増加傾向にあります。(図Ⅱ-2-6参照)

等級別では、2級の占める割合が7割以上となっています。(図Ⅱ-2-7参照)

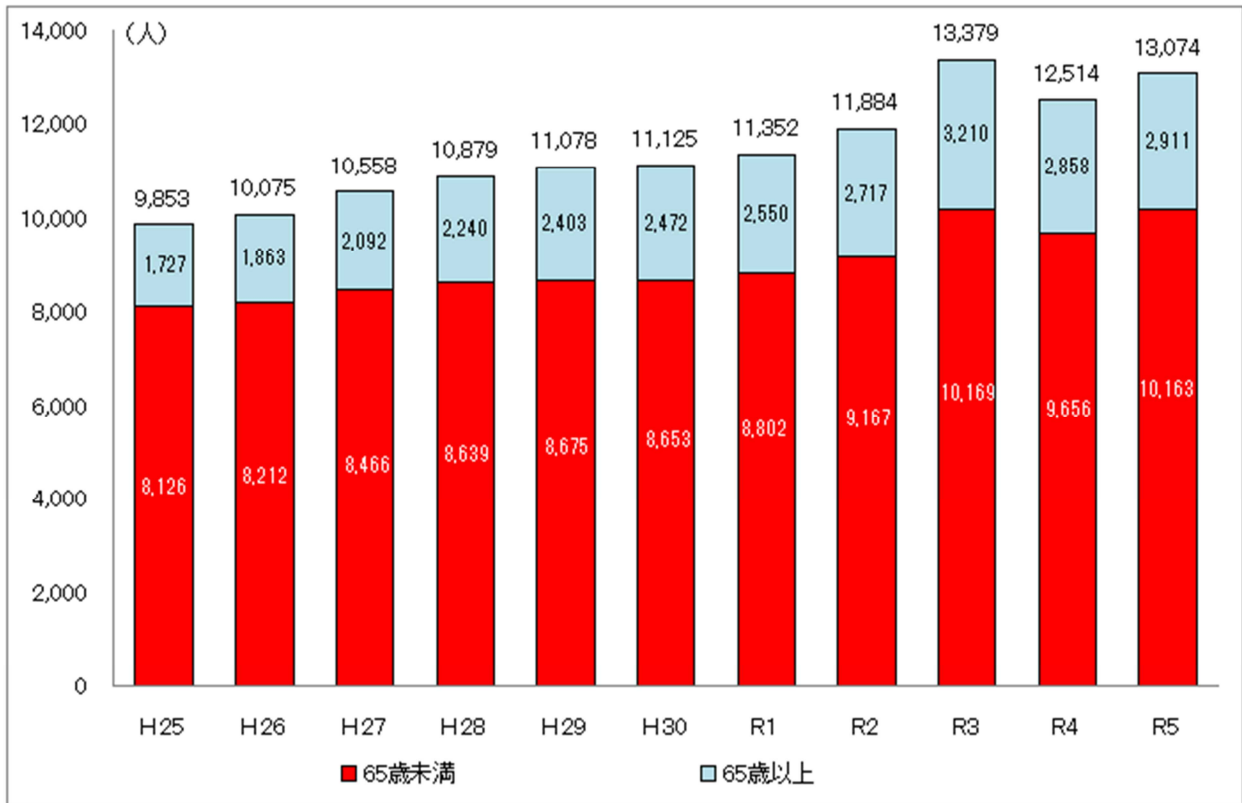
■ 図Ⅱ-2-6 年齢別交付者数の推移 (各年3月31日現在)



■ 図Ⅱ-2-7 級別交付者数の推移 (各年3月31日現在)



(参考) 自立支援医療受給者証(精神通院) 交付件数の推移(各年3月31日現在)



(4) 障害保健福祉圏域別に見た障害者手帳の交付状況

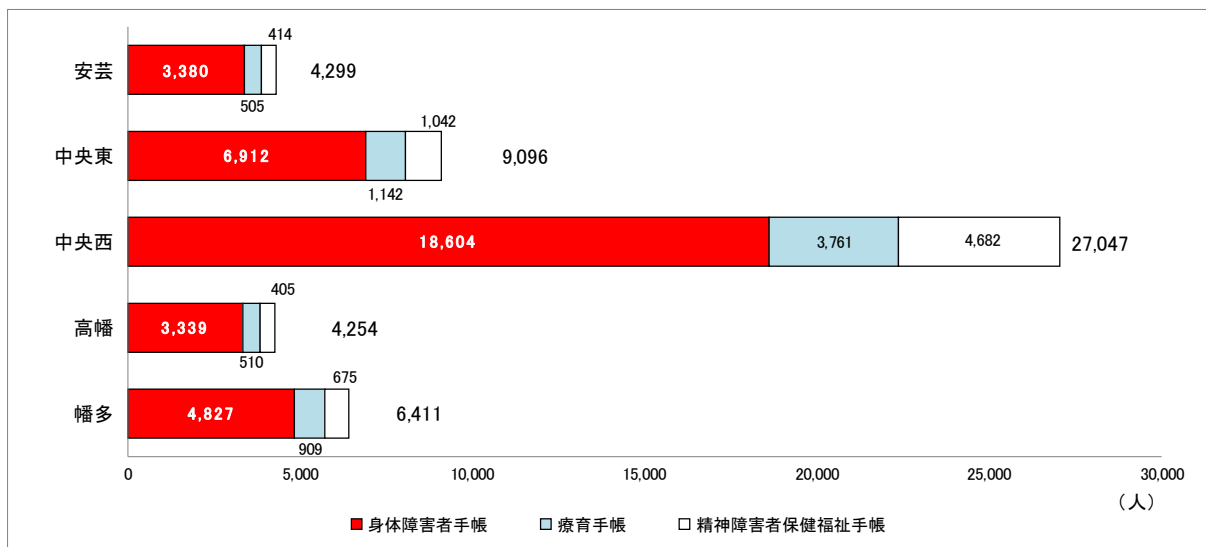
令和5年3月31日現在の本県における障害者手帳の延べ交付者数は51,107人で、県人口の約8%を占めています。

なかでも、人口の多い高知市における交付者数が、全体の約4割を占めています。(表Ⅱ-2-1及び図Ⅱ-2-8参照)

■ 表Ⅱ-2-1 障害保健福祉圏域別の各種手帳交付状況 (R5.3.31現在)

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		合計	
	交付者数	%	交付者数	%	交付者数	%	交付者数	%
安芸	3,380	9.1	505	7.4	414	5.7	4,299	8.4
中央	25,516	68.8	4,903	71.8	5,724	79.3	36,143	70.7
中央東	6,912	18.6	1,142	16.7	1,042	14.4	9,096	17.8
中央西	18,604	50.2	3,761	55.1	4,682	64.9	27,047	52.9
高知市	13,627	36.8	2,996	43.9	4,047	56.1	20,670	40.4
高知市以外	4,977	13.0	765	11.2	635	8.8	6,377	12.5
高幡	3,339	9.0	510	7.5	405	5.6	4,254	8.3
幡多	4,827	13.0	909	13.3	675	9.4	6,411	12.5
合計	37,062	100	6,827	100	7,218	100	51,107	100

■ 図Ⅱ-2-8 障害保健福祉圏域別の各種手帳交付状況 (R5.3.31現在)

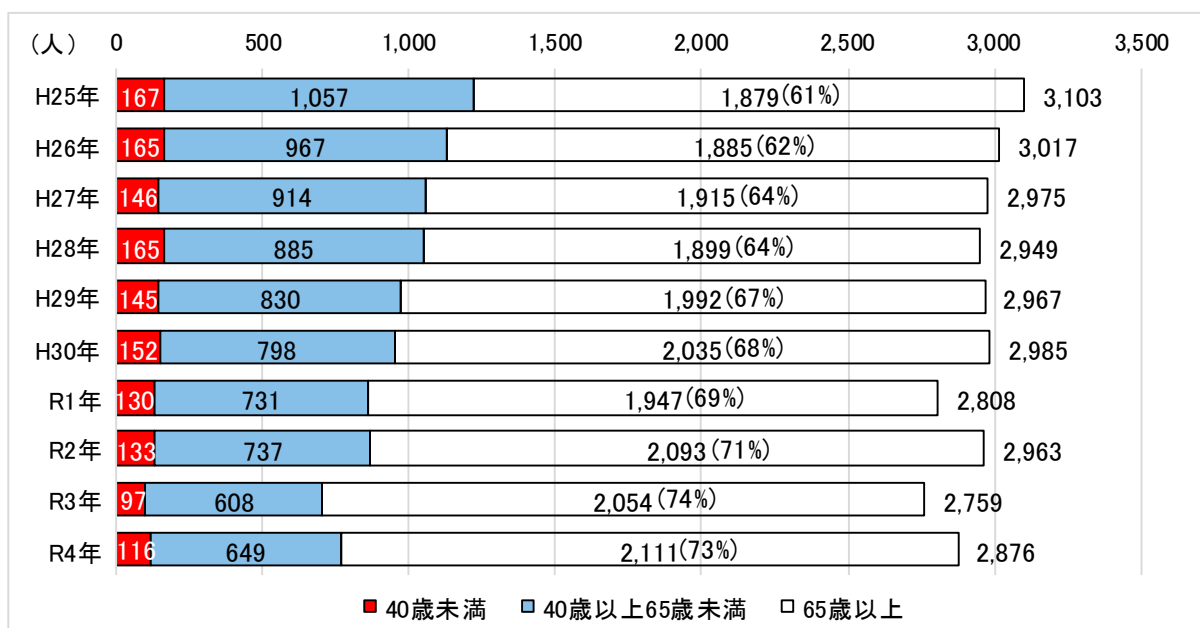




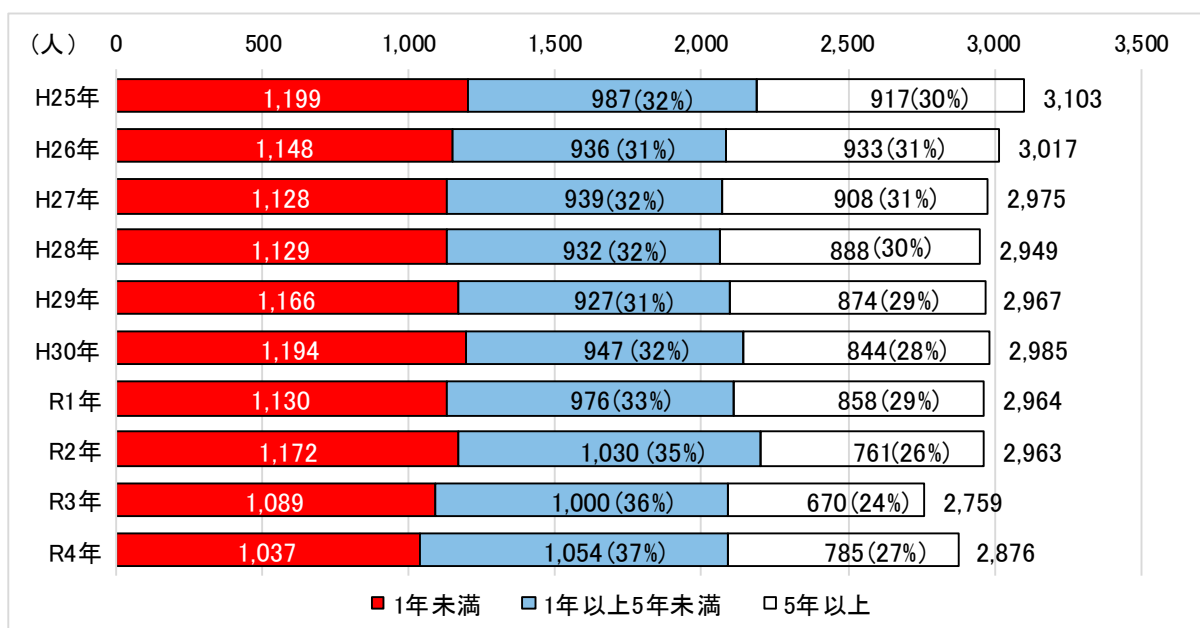
### 3 精神科病院入院患者数等

県内の精神科病院の入院患者数は、令和4年6月30日現在で2,876人となっており、全体では減少傾向にありますが、65歳以上の患者が約7割を占めています。(図Ⅱ-3-1参照) また、在院期間では、1年以上の長期入院している患者が6割を占めています。(図Ⅱ-3-2参照)

■ 図Ⅱ-3-1 年齢別入院患者数の推移 (各年6月30日現在)



■ 図Ⅱ-3-2 在院期間別入院患者数の推移 (各年6月30日現在)

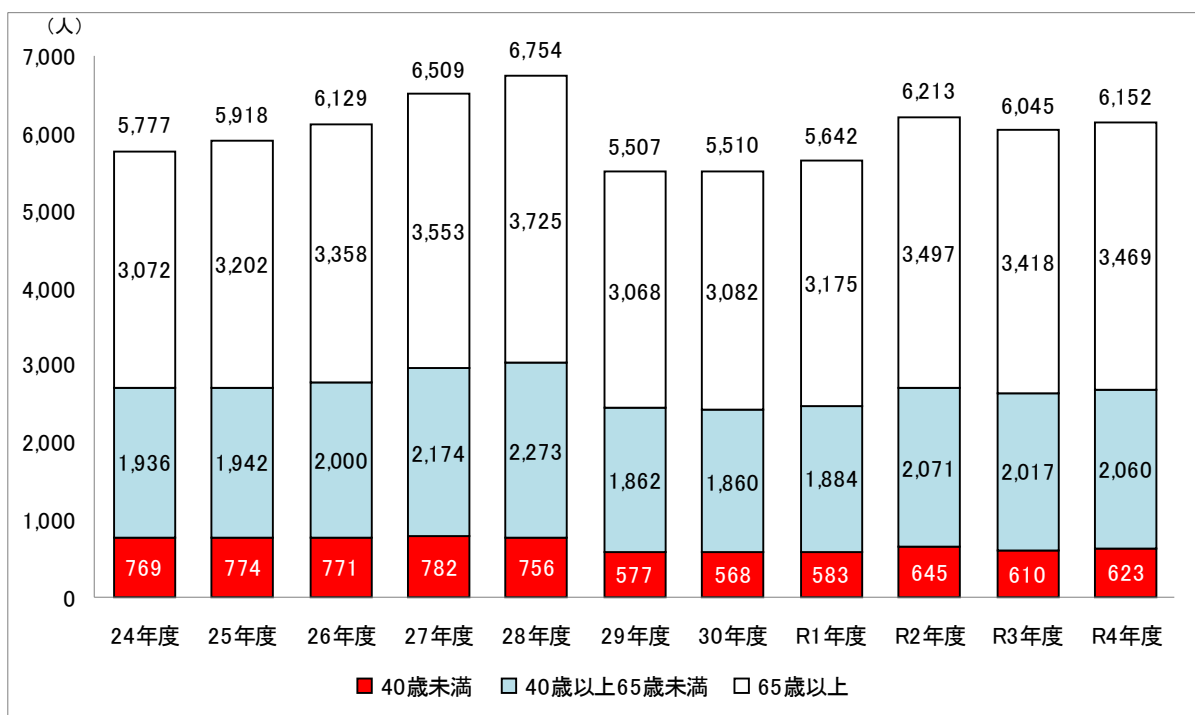


## 4 難病患者の動向

令和5年3月31日現在、特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている難病患者は6,152人となっており、近年は横ばいで推移しています。（図Ⅱ-4-1参照）

なお、平成25年4月から難病等による障害のある人が、障害福祉サービス等の対象となっています。令和6年4月からは、対象となる疾患は369となります。

■ 図Ⅱ-4-1 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付数の推移（各年度末現在）

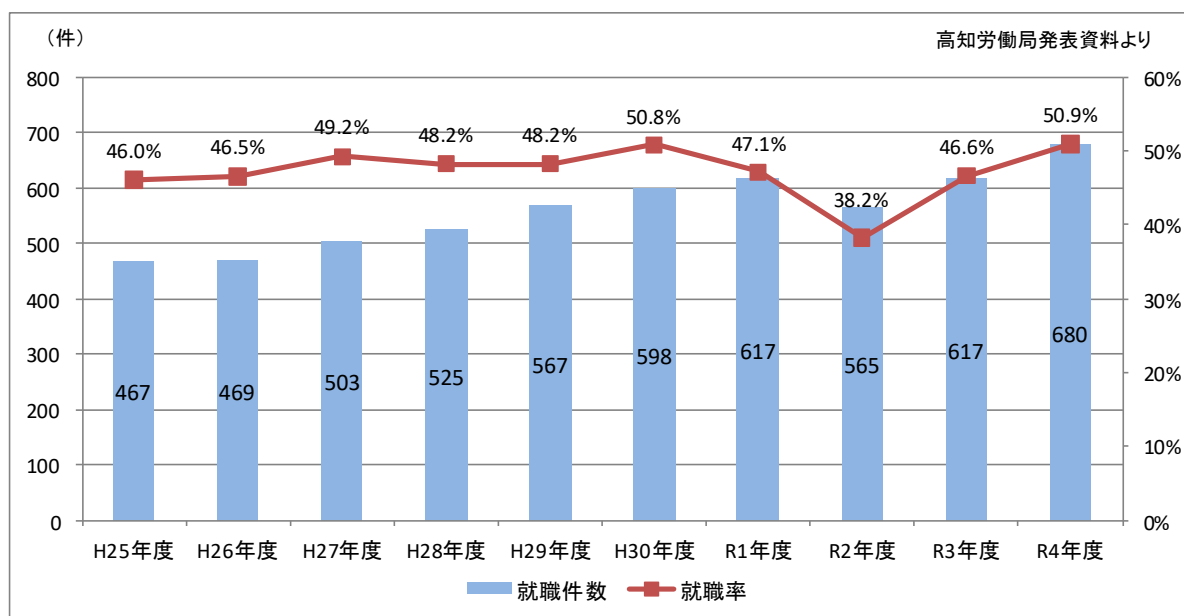


## 5 障害のある人の就労状況等

### (1) 障害のある人の就職件数・就職率

令和4年度の本県のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は680件で、就職率(新規求職申込件数に対する就職件数の割合)は50.9%となっています。(図Ⅱ-5-1参照)

■ 図Ⅱ-5-1 公共職業安定所における障害のある人の就職件数・就職率

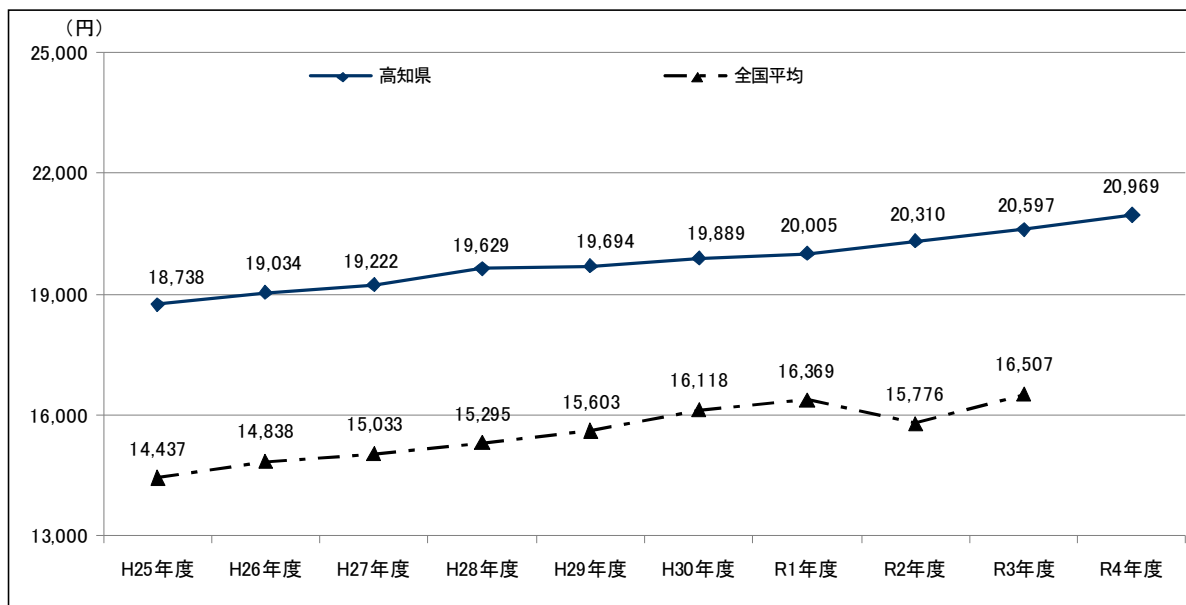


### (2) 障害者施設等の平均工賃の推移

令和4年度の本県の平均工賃は20,969円となっています。また、全国平均に比べて高い状態が続いています。(図Ⅱ-5-2参照)

なお、県では、障害者施設等からの物品の購入等の推進を図るため、調達方針を定め取り組んでいます。令和4年度の障害者施設等から物品の購入等の実績額は30,377千円となっています。(表Ⅱ-5-1参照)

■ 図Ⅱ－５－２ 就労継続支援B型事業所の平均工賃の推移



■ 表Ⅱ－５－１ 障害者施設等からの物品の購入等の実績額

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
県の調達実績額	30,693 千円	32,312 千円	30,377 千円

### Ⅲ 在宅生活等への移行や就労支援等の目標

#### 1 福祉施設の入所者の在宅生活等への移行

##### 成果目標

令和5年度から令和8年度末までに 入所施設(※)から在宅生活等に移行する人の数	38人
令和8年度末における施設入所者数 (令和4年度末現在の入所者数1,250人)	1,257人

※ 入所施設とは障害者支援施設を指します。

##### (1) これまでの実績

第6期計画では、令和2年度から令和5年度末までに39人が入所施設から在宅生活等へ移行するとともに、施設入所者数を1,274人とすることを目標としていました。

これに対して、令和5年7月末時点で、目標を上回る57人が在宅生活等に移行しており、そのなかで約5割が自宅、約4割がグループホームに移行しています。

##### (2) 目標設定の考え方等

現に施設に入所している人の障害や家族の状況、年齢、地域のサービス提供基盤の整備状況等の他、市町村が見込んだサービス利用量の算出結果などから、在宅生活やグループホーム等での生活に移行する人の目標を38人と設定します。また、施設入所者数は、1,257人とします。

##### (3) 目標達成への取り組み

###### ① 障害や障害のある人に対する理解の促進

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、県民一人ひとりが障害や障害のある人を理解し、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重することが必要です。

令和6年4月に制定する「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」に基づき、障害や障害のある人への理解と障害を理由とする差別の解消に向けた取組を社会全体で進める必要があります。

そのため、県・市町村の広報媒体や関係団体と連携したイベントの開催などの啓発活動を通じて、県民の障害や障害のある人に対する理解を促進します。また、障害者団体や福祉団体などが主体的に行う啓発活動や交流活動を支援します。

② 相談支援体制等の充実

- 適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制の整備を進めます。
- 「地域移行支援」や「地域定着支援」を実施する指定一般相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置を促進し、市町村や障害福祉サービス事業所と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある人の在宅生活等を支えるため、市町村や関係事業所などと連携を図りながら、訪問系サービスや短期入所、地域生活支援事業など、在宅サービスの充実、さらには地域の相談支援の中核を担う人材の養成に努めます。
- 障害のある人の地域生活への移行の支援や、生活を地域全体で支えるサービス提供体制を地域の実情に応じた創意工夫により整備・構築するため、地域生活支援拠点等の相談支援体制の整備を進めます。

③ 住まいの場の確保

- 自立した生活を目指す人が支援を受けながら生活するグループホームの充実を図るため、施設整備に対する助成を行いながら積極的に整備を進めます。
- 希望する人が可能な限り在宅生活が続けられるよう、住宅改造への助成を行うことにより、住環境の整備を進めます。

## 2 精神科病院から地域生活への移行

### 成果目標

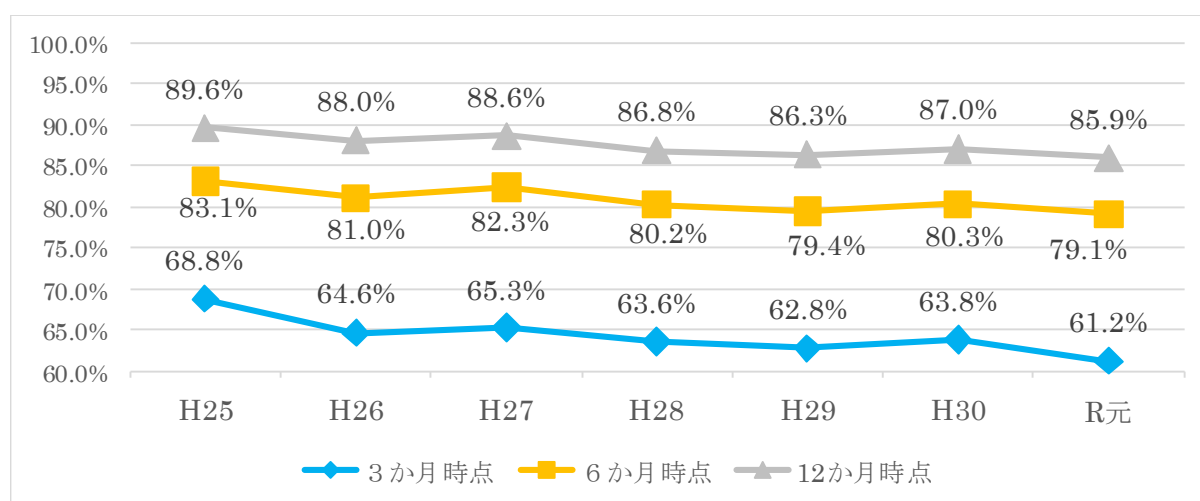
令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	325.3日
令和8年度における入院後3か月時点の退院率	68.9%
令和8年度における入院後6か月時点の退院率	84.5%
令和8年度における入院後1年時点の退院率	91.0%
令和8年度末時点の1年以上の長期入院患者数	1,470人 (65歳以上 1,122人 65歳未満 348人)

#### (1) これまでの実績

第6期計画では、令和5年度における退院率について、入院後3か月時点で71%、入院後6か月時点で88%、入院後1年時点で94%とする目標としていました。

これに対し、国から示されている直近の実績値である令和元年度の退院率(※)は、入院後3か月時点で61.2%、入院後6か月時点で79.1%、入院後1年時点で85.9%となっています。(図Ⅲ-2-1参照)

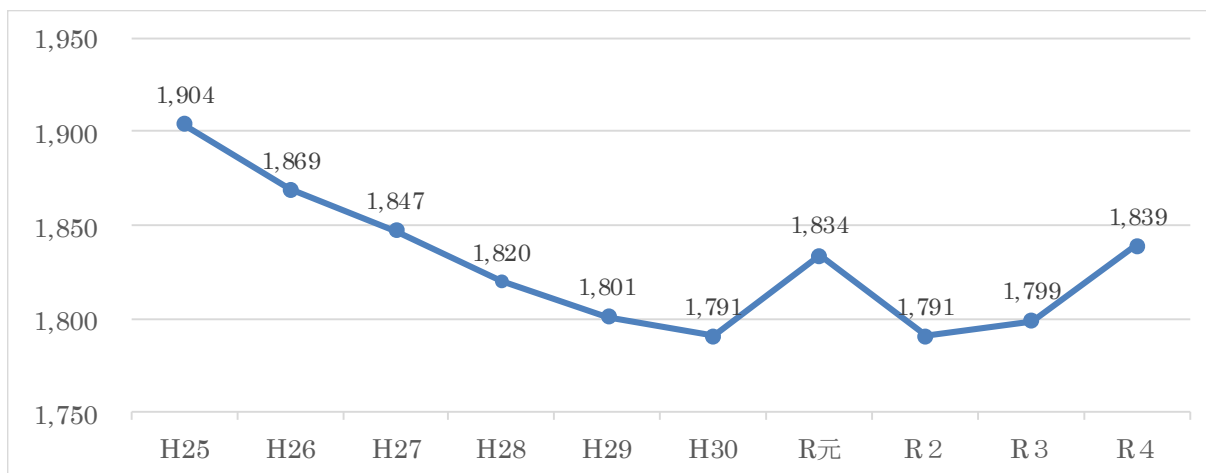
■ 図Ⅲ-2-1 退院率の推移



※ 退院率の実績値については、国が令和元年度まで示しています。

また、1年以上の在院者数（長期入院患者数）については、1,540人（令和5年度末時点）の目標に対して、令和4年6月末時点で1,839人となっています。（図Ⅲ-2-2参照）

■ 図Ⅲ-2-2 1年以上の長期入院患者数の推移



(2) 目標設定の考え方等

① 退院後一年以内の地域における平均生活日数

本県における実績値（※）は314.9日（令和元年度）となっており、国の目標値である325.3日を下回っているため、国の目標値と同じ325.3日を目標値とします。

② 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率

図Ⅲ-2-1にあるとおり、本県の退院率は国の基本方針で示された目標数値68.9%、84.5%、91.0%を下回っているため、国と同じ目標値（入院後3か月時点：68.9%、入院後6か月時点：84.5%、入院後1年時点：91.0%）とします。

③ 1年以上の長期入院患者数

図Ⅲ-2-2にあるとおり、本県の1年以上の長期入院患者数は、第6期計画で掲げた目標を達成できていないため、本計画では引き続き国の基本指針で示された算定式を基に算定した1,470人を目標値とします。

※ 令和元年度精神保健福祉資料（NDB データ）により国から示された実績値です。



### (3) 目標達成への取り組み

- 精神障害のある人等が地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の理解が不可欠です。そのため、精神障害のある人等に対する偏見や誤解が生じないように、また、身近な人のメンタルヘルスの不調に気づき必要な支援に繋がられるよう、学校におけるメンタルヘルスに関する健康教育なども含め、精神障害や精神疾患の症状や特徴などの正しい知識について周知啓発します。
- 地域共生社会<sup>(※1)</sup>における市町村の包括的な支援には、メンタルヘルスの視点が欠かせません。このため、保健師や各分野の支援担当者など、支援に関わる職員に対してメンタルヘルスに関する研修を実施するなど、人材育成に取り組みます。
- 市町村だけでは対応が困難な相談等に対しては、福祉保健所や精神保健福祉センターが専門的な助言・指導を行うほか、アウトリーチ推進事業<sup>(※2)</sup>を実施している精神科病院などが連携して支援します。
- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、「保健・医療・福祉」の関係者が各地域の課題の解決に向けて協議を重ねる「協議の場」を全圏域に設けます。
- 入院中の精神障害のある人が退院する際や、退院後の日常生活など様々な場面で、ピアサポーター<sup>(※3)</sup>が自らの知識や経験を活かし、積極的な活動ができるよう支援を行います。
- 精神科病院に入院している人のうち退院可能な人ができるだけ早期に退院できるよう、病院と市町村や相談支援事業所等が連携した地域移行の取組を推進します。  
あわせて、地域で暮らしている精神障害のある人等で、未治療の人や治療を中断している人などが、精神症状が重症化することなく早期に精神科医療につなげられるよう、精神科病院の看護師や精神保健福祉士等が訪問支援を行うアウトリーチ推進事業を全圏域で実施します。

---

#### ※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていき社会をさします。

#### ※2 アウトリーチ推進事業

精神障害のある人等で、未治療の人や治療を中断している人などを、早期に精神科医療につなげられるよう、精神科病院の看護師や精神保健福祉士等が訪問看護を行う事業

#### ※3 ピアサポーター

精神障害者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、自らの経験等を踏まえたサポーターが、地域生活への移行に際し、有効なアドバイスや同行支援等を行います。

(4) 活動指標

① 精神障害者の地域移行に係るサービス見込量

地域移行支援〈1か月あたりの利用者数（人/月）〉

圏域	利用見込		
	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—
中央東	3	3	4
中央西	16	21	26
高幡	1	1	1
幡多	—	—	—
合計	20	25	31

地域定着支援〈1か月あたりの利用者数（人/月）〉

圏域	利用見込		
	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—
中央東	3	3	3
中央西 (高知市)	9	11	13
高幡	1	1	1
幡多	1	1	1
合計	14	16	18

グループホーム 〈1 か月あたりの利用者数 (人/月)〉

圏域	利用見込		
	6年度	7年度	8年度
安芸	1	2	2
中央東	4	7	10
中央西	6	11	17
高幡	—	—	—
幡多	5	7	7
合計	16	27	36

自立生活援助 〈1 か月あたりの利用者数 (人/月)〉

圏域	利用見込		
	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—
中央東	1	1	2
中央西	2	2	2
高幡	—	—	—
幡多	1	2	2
合計	4	5	6

自立訓練（生活訓練）〈1 か月あたりの利用者数（人/月）〉

圏域	利用見込		
	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	2	2	3
中央東	8	8	5
中央西	4	7	6
高幡	1	1	1
幡多	—	—	—
合計	15	18	15

(参考) 精神病床における入院患者の状況について

(人)

	～25 歳未満	25～45 歳未満	45～65 歳未満	65 歳以上	計
1 年未満	1	2	8	44	55
1 年以上	0	5	24	105	134
計	1	7	32	149	189

出典：令和 5 年障害保健支援課調べ

令和 5 年に県が精神科病院に調査した結果、精神病床に入院している患者のうち、通院治療が可能な病状であるにもかかわらず、病状以外の要因で入院継続を余儀なくされていると思われる人が 189 人いました。

退院を希望する人が円滑に退院できるよう、入院後の早い段階から退院に向けて支援することや、病状や年齢等の状況に応じて、地域移行支援等のサービスを有効に活用することが必要です。

また、これらの人が地域で安心して生活するためには、グループホームや地域定着支援、訪問系サービス等の充実が必要です。

### 3 地域生活支援の充実

#### ア 地域生活支援拠点等の整備

##### 成果目標

地域生活支援拠点等の整備 (複数市町村による共同整備可)	全市町村
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築の推進	全市町村
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向け、年1回以上運用状況を検証、検討する体制を確保する	全市町村

#### イ 強度行動障害のある人の支援体制の整備を推進

##### 成果目標

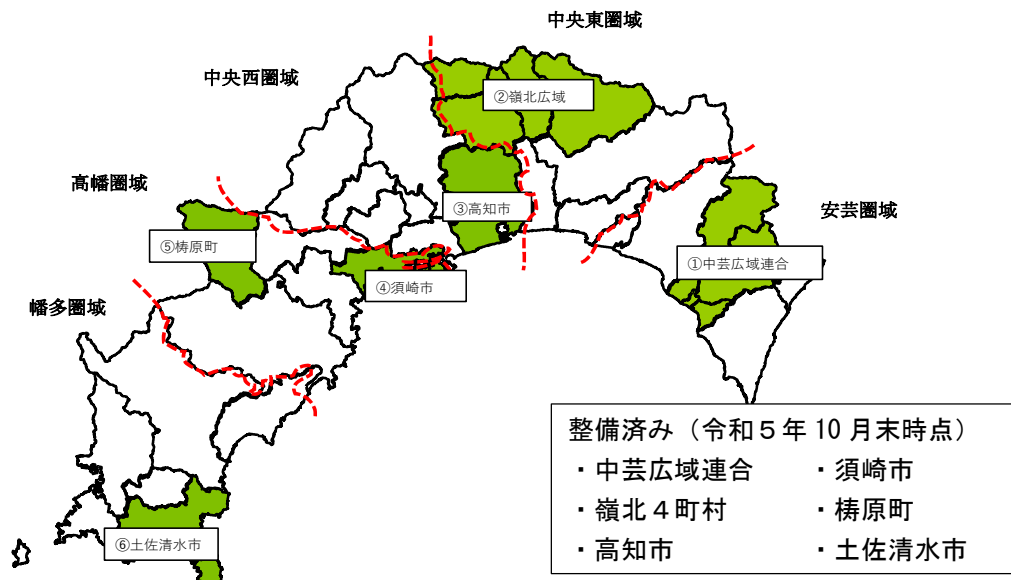
各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進	全市町村
----------------------------------	------

#### (1) これまでの実績

##### ア 地域生活支援拠点等の整備

令和5年10月末までに、13市町村が単独または広域で設置済みとなっています。

未設置の市町村においても、緊急時の受入れ・対応の機能について圏域内の複数の施設で対応が可能になるよう圏域単位で調整を進める等整備に向けた準備が進んでいる地域もありますが大半は検討中という状況です。



## イ 強度行動障害のある人の支援体制の整備

自傷行為や、他人を叩いたり、物を壊すなどの行動を起こす「強度行動障害<sup>(※)</sup>」のある人への支援では、障害福祉サービス事業所での受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情があります。

強度行動障害のある人の受入体制の整備については、専門職員の配置に対する助成や強度行動障害支援者養成研修を実施し、受入施設は平成30年度の30か所から令和5年度には94か所に拡大していますが、他害など本人の行動を理由に事業所から受入を断られるなど、サービスが十分に提供されないといった課題があります。

## (2) 目標設定の考え方等

### ア 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を地域の実情に応じた創意工夫により整備・構築することが求められています。

地域生活支援拠点等の機能として、次の5つが挙げられています。

- ① 相談（施設からの退所、病院からの退院、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

これらの機能を、障害者支援施設やグループホームに付加する形の多機能拠点整備型や、複数の事業所等が分担する面的整備型があり、これらをあわせて「地域生活支援拠点等」といいます。

障害のある人やその家族への地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備を進めることや、コーディネーターを配置して地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築すること、さらには、自立支援協議会等において地域生活支援拠点等の運用状況を年1回以上、検証・検討することを目標とします。

---

### ※ 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は「強度行動障害判定基準表」）を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して、手厚い支援（障害福祉サービス・障害児支援）が提供される。

## イ 強度行動障害のある人の支援体制の整備

強度行動障害のある人については、状態の悪化により支援が困難である場合、サービスの受け入れにつながっていない状況も踏まえ、受け入れ拡大や支援の充実を図る必要があります。

また、強度行動障害のある人の支援では、特定の事業所や特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要です。

そのため、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進することを目標とします。

### (3) 目標達成への取り組み

- 地域生活支援の充実に向け、地域生活支援拠点の整備や相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター等の整備に向け、それぞれの地域における課題の把握や必要な機能等について活発に議論がされるよう、各市町村等の自立支援協議会を支援し、圏域内の市町村や施設・事業所が課題意識を共有できるよう連携を図るとともに、県からアドバイザーを派遣し、地域生活支援体制の構築を推進します。
- 「地域移行支援」や「地域定着支援」を実施する指定一般相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置を促進し、市町村や障害福祉サービス事業所と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- 自立した生活を目指す人が支援を受けながら生活するグループホームの充実を図るため、施設整備に対する助成を行いながら積極的に整備を進めます。
- 強度行動障害のある人について、現在、在宅で生活しており、サービスにつながっていない人も含め、各市町村におけるニーズ把握を行い、それを踏まえた、県内での支援体制の整備を進めます。
- 事業所・施設内で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる「中核的人材」の養成や、高度な専門性により事業所等への指導助言が可能な発達障害者地域支援マネージャーなどを「広域的支援人材」として配置することにより、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していきます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 成果目標

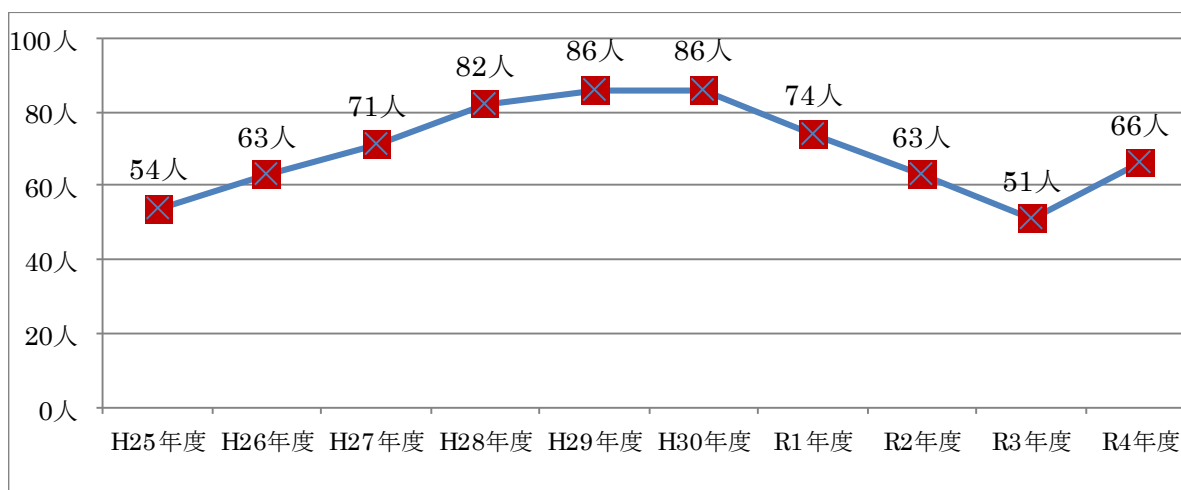
令和8年度における 福祉施設から一般就労へ移行する人の数	91人
令和8年度における 就労移行支援事業を利用して一般就労する人の数	50人
令和8年度における 就労継続支援A型事業を利用して一般就労する人の数	16人
令和8年度における 就労継続支援B型事業を利用して一般就労する人の数	25人
令和8年度における 就労定着支援事業の利用者数	77人

#### (1) これまでの実績

福祉施設から一般就労に移行した人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会・経済活動の停滞の影響により、令和2年度から3年度にかけて大きく減少しました。

新型コロナウイルス感染症が少しずつ沈静化し、社会・経済活動が回復に向かい始めた令和4年度は、求人数が改善したこともあり、増加に転じました。(図Ⅲ-4-1参照)

■ 図Ⅲ-4-1 福祉施設から一般就労への移行実績



#### (2) 目標設定の考え方等

就労移行支援や就労継続支援などのサービス提供基盤の整備状況や、これらのサービスの利用状況などを参考にしながら市町村が見込んだサービス利用量の算出結果により、福祉施設から一般就労に移行する人の目標を91人と設定します。



(3) 目標達成への取り組み

- 障害特性や必要な配慮についての理解を促進する企業向けの「障害者雇用促進セミナー」を開催し、障害のある人の雇用拡大及び雇用環境の改善を図ります。
- 企業等への就職を希望する人などを対象に、企業等での職業訓練を行う障害者委託訓練事業<sup>(※1)</sup>を積極的に実施して、障害のある人の一般就労を促進します。
- 障害のある人の雇用義務がある企業<sup>(※2)</sup>を中心に訪問活動を行い、障害者雇用について啓発するとともに、職場実習や委託訓練の受入れを提案するなど、障害のある人のさらなる雇用促進に取り組みます。
- テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、テレワーク体験を交えた研修等を実施するとともに、合同企業説明会を実施して、就職の機会を設けます。また、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介する等、テレワークによる雇用を促進します。
- 新たに設置する高知県自立支援協議会就労支援部会において、就労支援機関や有識者の意見等を踏まえながら、障害のある人が希望や障害特性に応じて働くことができるよう、より効果的な施策に取り組んでいきます。

(4) 活動指標

①令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、職業訓練を受講する人の数	10人
②令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所へ誘導する人の数	163人
③令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター <sup>(※3)</sup> へ誘導する人の数	32人
④令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する人の数	32人

※1 障害者委託訓練事業

就職に必要な知識や技能を習得するため、企業や民間教育訓練機関等において、OA事務講習や職場体験などの職業訓練を行う事業をいいます。

※2 障害のある人の雇用義務がある企業

障害のある人を1人以上雇用する義務がある一定数以上の従業員を雇用している企業をいいます。(従業員40.0人以上(R6.4月～)、37.5人以上(R8.7月～))

※3 障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

## 5 相談支援体制の充実・強化

### 成果目標

各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談体制の強化を図る体制を確保（複数市町村による共同整備可）	<b>全市町村</b>
各市町村の自立支援協議会の個別事例の検討を通じて、必要な支援が提供される体制を確保	<b>全市町村</b>

#### (1) これまでの実績

基幹相談支援センターは、令和5年11月末現在、6か所（安芸圏域1、中央東圏域1、中央西圏域3、高幡圏域1）設置されています。

主任相談支援専門員は、平成30年度から養成研修が実施され、17名（安芸圏域2、中央東圏域7、中央西圏域5、高幡圏域1、幡多圏域2）の主任相談支援専門員が配置されています。

#### (2) 目標設定の考え方等

- 地域における相談支援体制の充実・強化等に向けて、総合的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの各市町村での設置を進めます。

##### 基幹相談支援センターの役割

- ・ 総合的及び専門的な相談支援の実施
- ・ 地域の相談支援の強化の取り組み（相談支援事業者への助言、相談機関の連携等）
- ・ 地域移行や地域定着の促進
- ・ 障害者の権利擁護及び虐待防止の推進

これらの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支える相談支援体制の整備を各市町村で進めます。

- 各市町村の自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、必要な支援が提供されるよう体制を確保します。

#### (3) 目標達成への取り組み

- 市町村において、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター等の整備や地域生活支援拠点の整備が進むように支援します。

また、各市町村等の自立支援協議会において、把握した地域課題や必要な支援等を圏域内の市町村や施設・事業所等の関係者で共有し、解決策を検討できるよう県のアドバイザー派遣事業を活用して支援体制の構築に取り組みます。（再掲）

- 県の自立支援協議会において、各市町村の自立支援協議会で解決できない課題に対して、広域な支援を検討します。
- 主任相談支援専門員研修等により人材育成に取り組みます。

## 6 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

### 成果目標

障害福祉サービス等の質を向上するための体制を構築
--------------------------

#### (1) 目標設定の考え方等

障害福祉サービス等の目的を果たすには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、都道府県及び市町村は、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行う必要があります。

#### (2) 目標達成への取り組み

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導の結果を事業者が所在する市町村に通知するとともに、事業者及び市町村に対する指導において、実地指導の状況を共有します。

## IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

### 1 福祉サービス等の利用状況とサービス基盤の整備状況

#### (1) 訪問系サービス

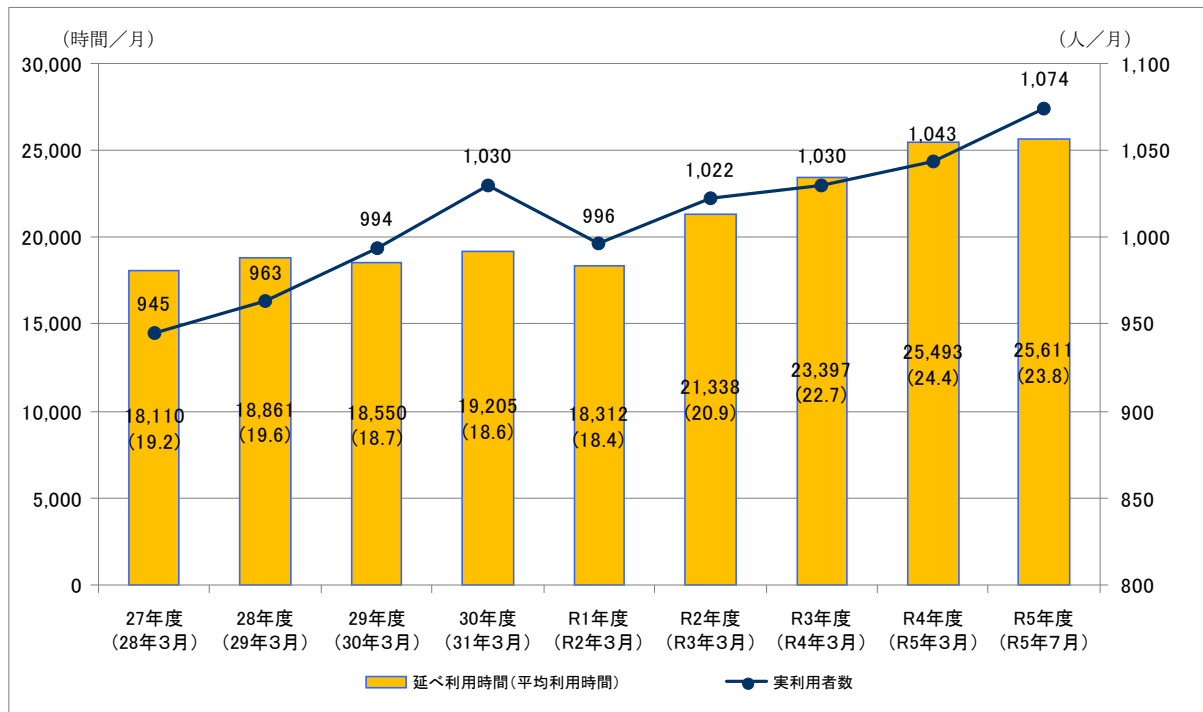
延べ利用時間、実利用者数ともに増加傾向が続いています。(図IV-1-1 参照)

また、事業所の数も24年度と比べると、10%程度増えています。(図IV-1-2 参照)

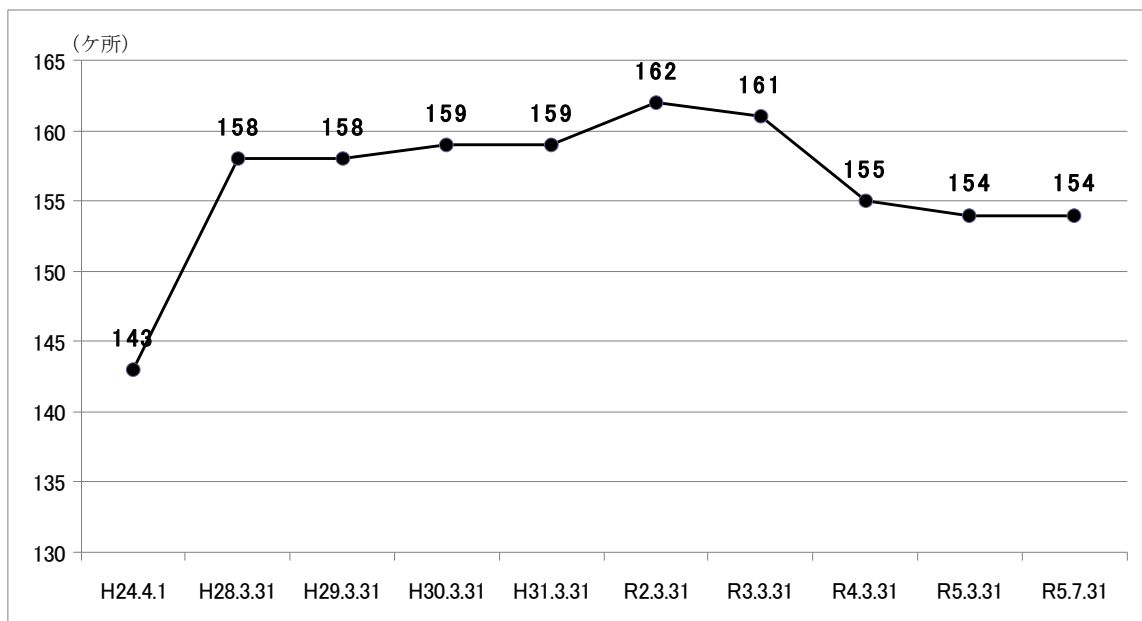
圏域別で見ると中央西圏域が約8割を占めており、特に高知市に5割が集中しています。

(図IV-1-3 参照)

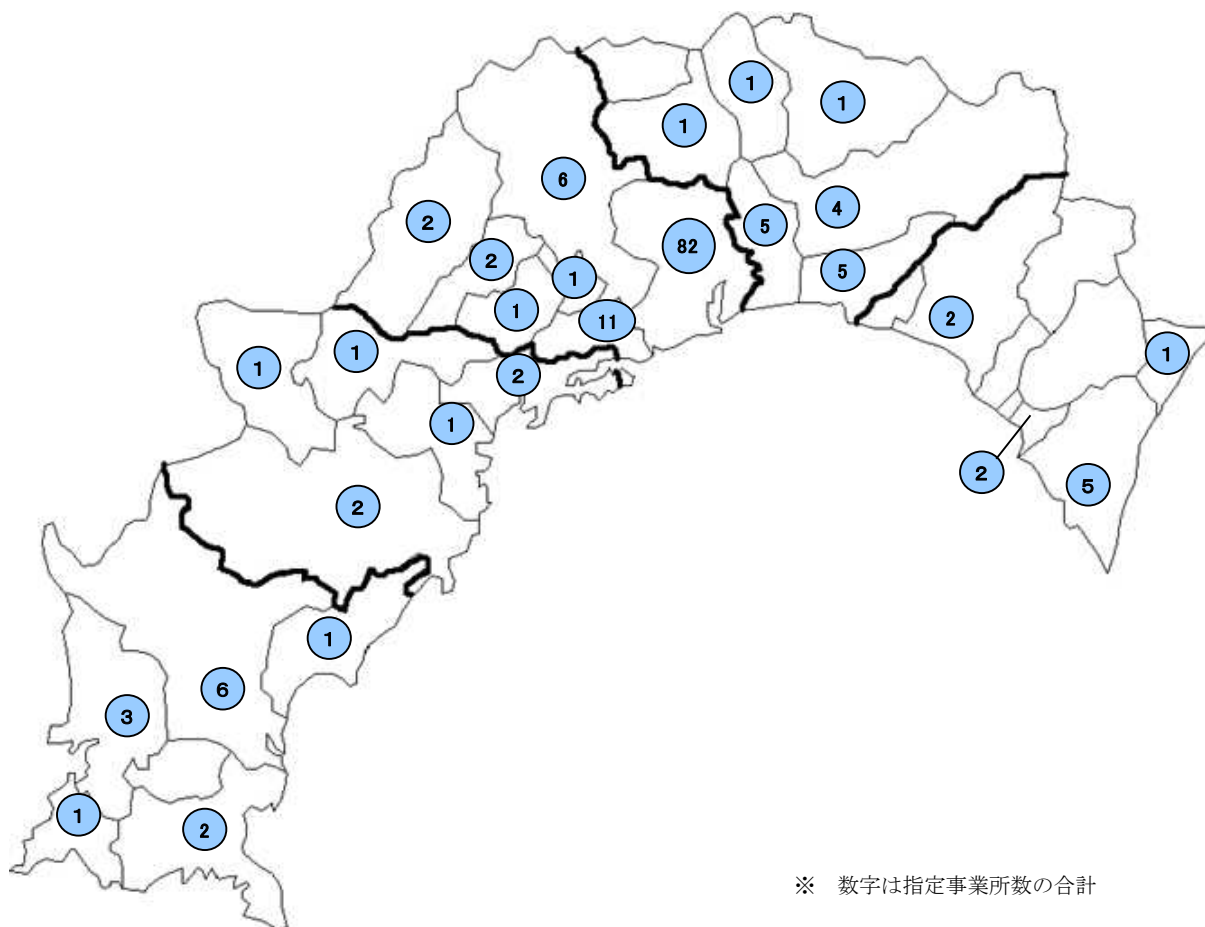
■ 図IV-1-1 訪問系サービス 延べ利用時間及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－２ 訪問系サービス 事業所数の推移



■ 図Ⅳ－１－３ 訪問系サービスの整備状況 (R5.7.31 現在)

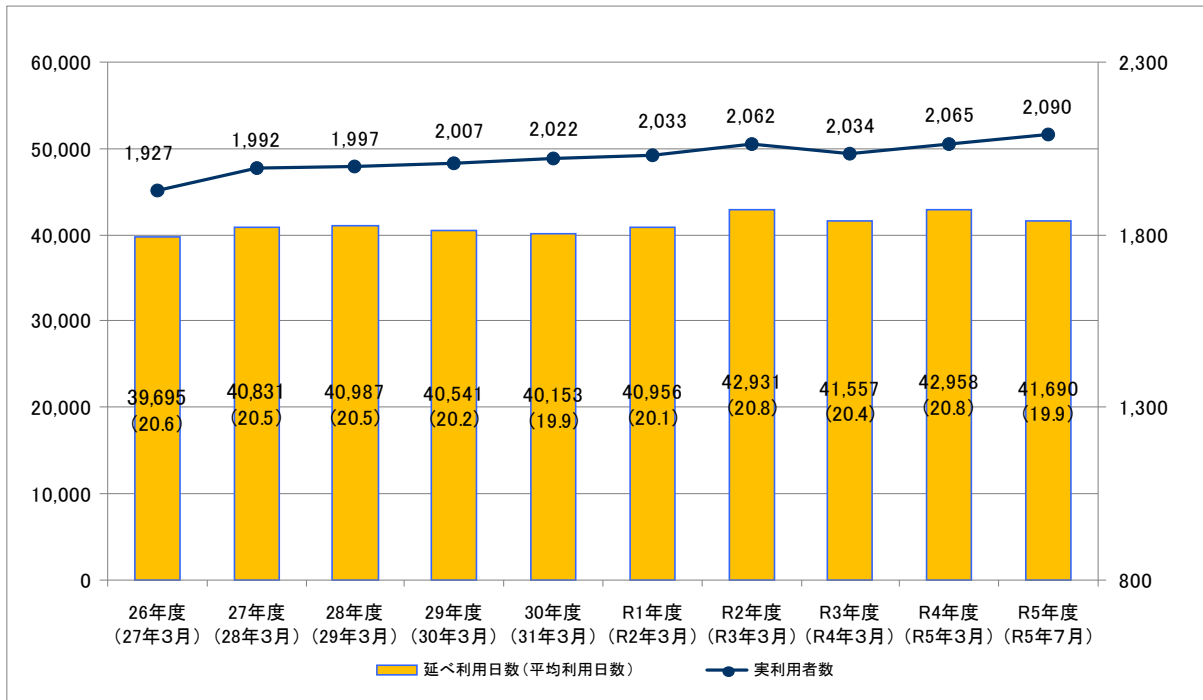


(2) 生活介護

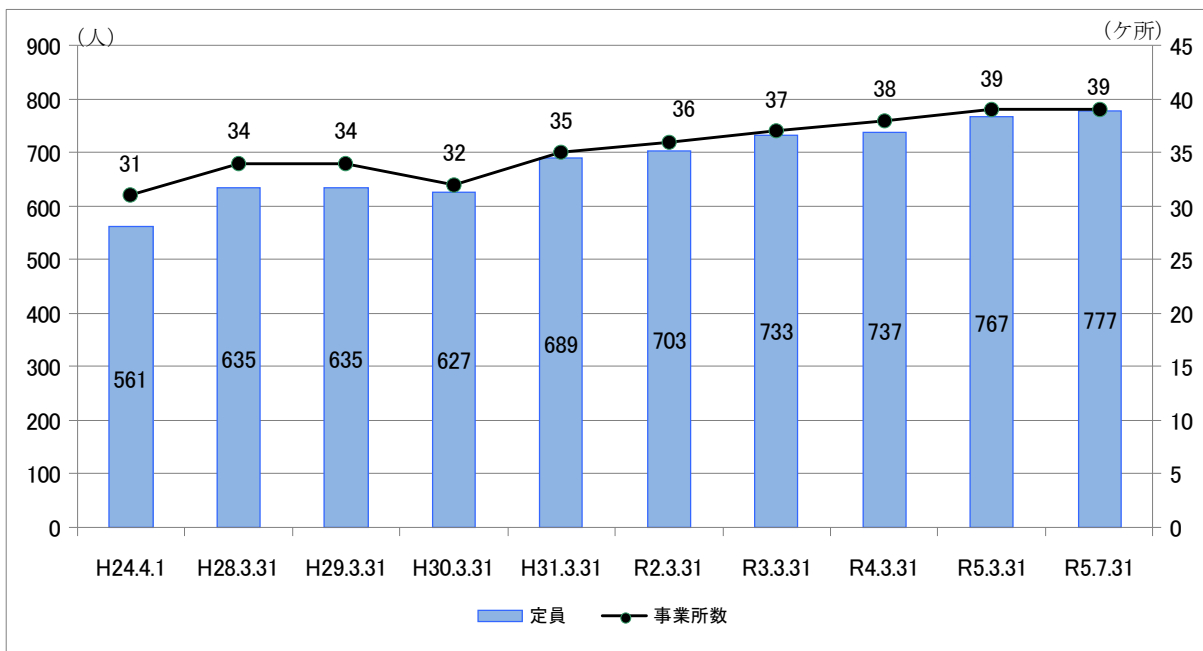
平成 27 年度以降延べ利用日数、実利用者数ともにほぼ横ばいが続いています。(図IV-1-4 参照)

また、平成 30 年度以降、事業所数、定員ともに増加傾向にあります。(図IV-1-5 参照)

■ 図IV-1-4 生活介護 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-5 生活介護 事業所数及び定員の推移 (※障害者支援施設を除く)

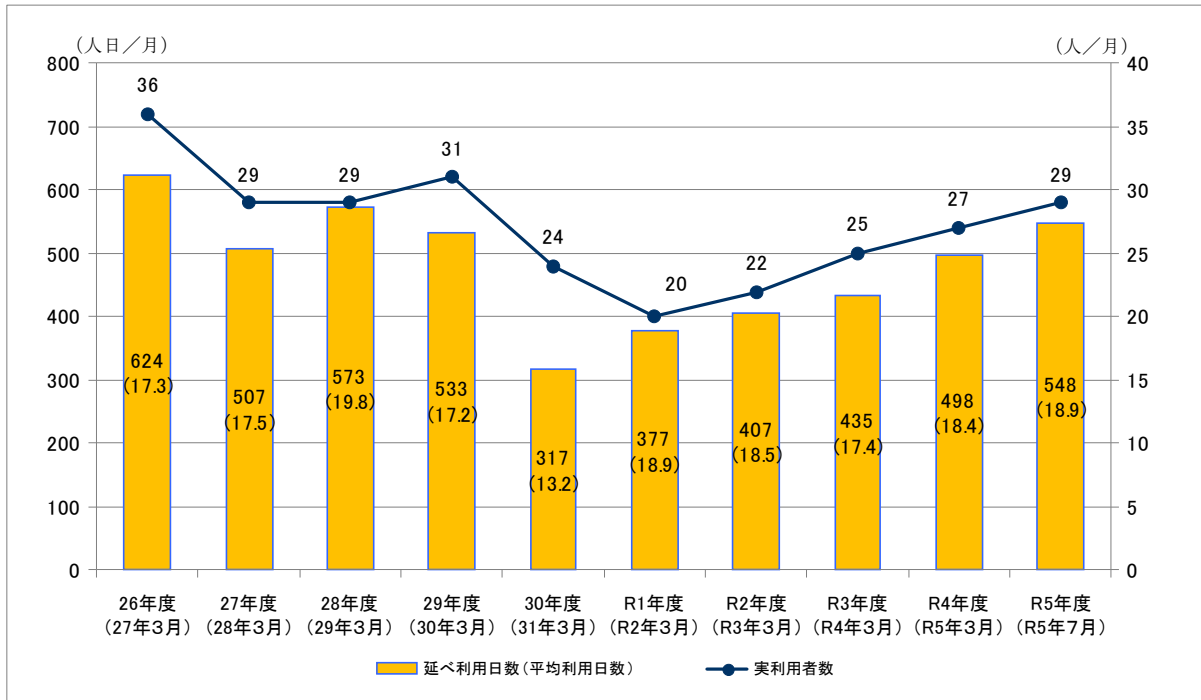


(3) 自立訓練（機能訓練）

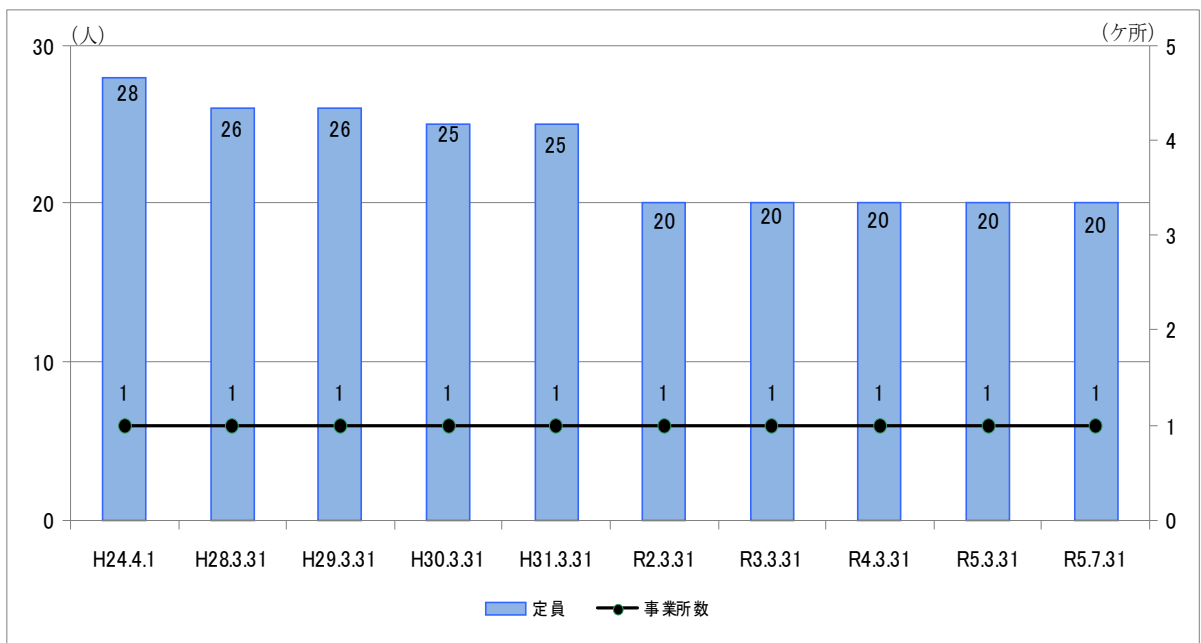
延べ利用日数、実利用者数ともに、令和元年度以降増加傾向が続いています。（図Ⅳ－1－6 参照）

このサービスを提供している事業所は、県内では高知市にある事業所1か所のみとなっています。（図Ⅳ－1－7 参照）

■ 図Ⅳ－1－6 自立訓練（機能訓練）延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－1－7 自立訓練（機能訓練）事業所数及び定員の推移

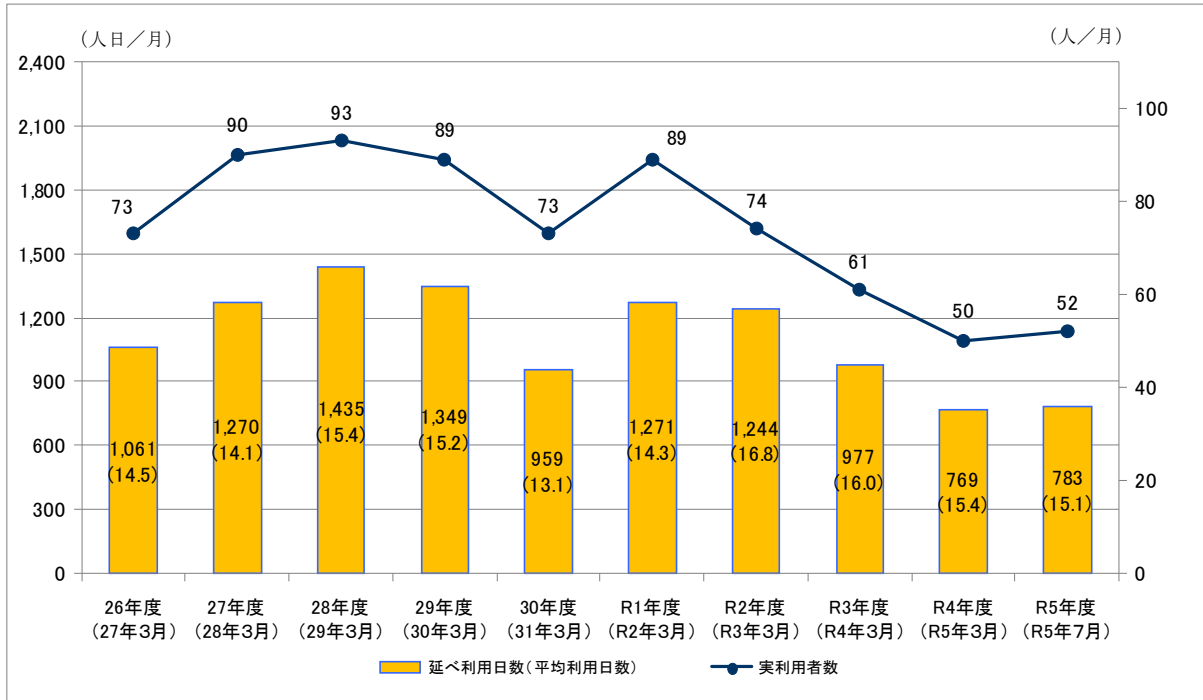


(4) 自立訓練（生活訓練）

延べ利用日数、実利用者数ともに、令和元年度以降減少傾向にあります。（図IV－1－8参照）

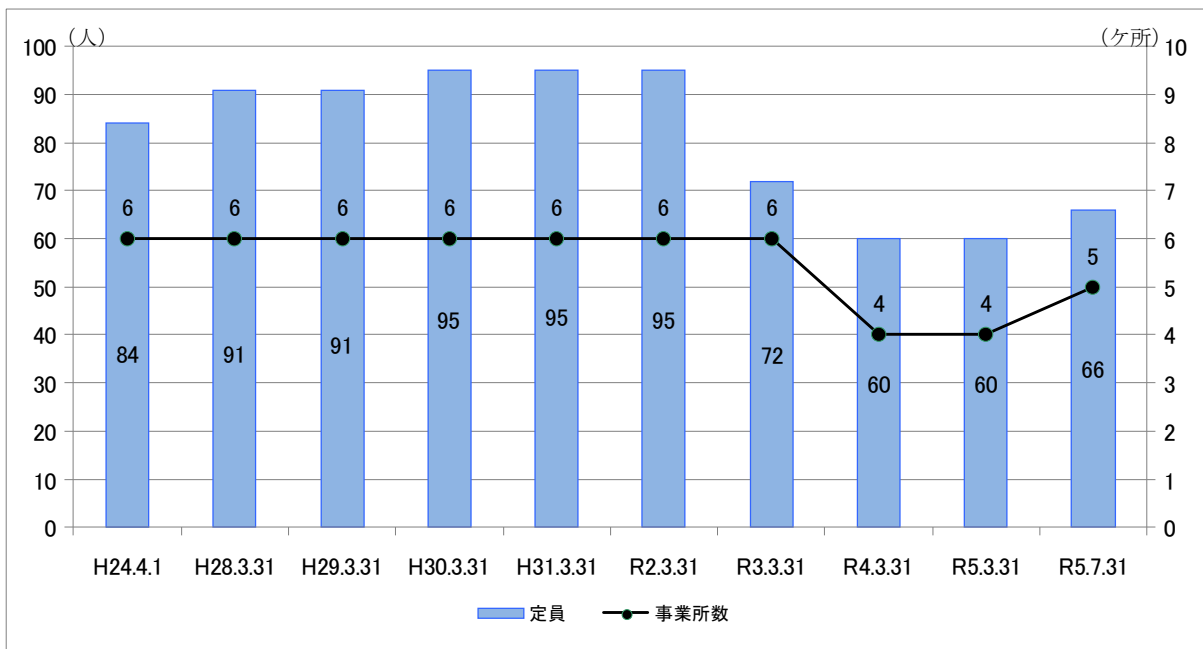
このサービスを提供する事業所は5か所となっています。（図IV－1－9参照）

■ 図IV－1－8 自立訓練（生活訓練）延べ利用日数及び実利用者数の推移



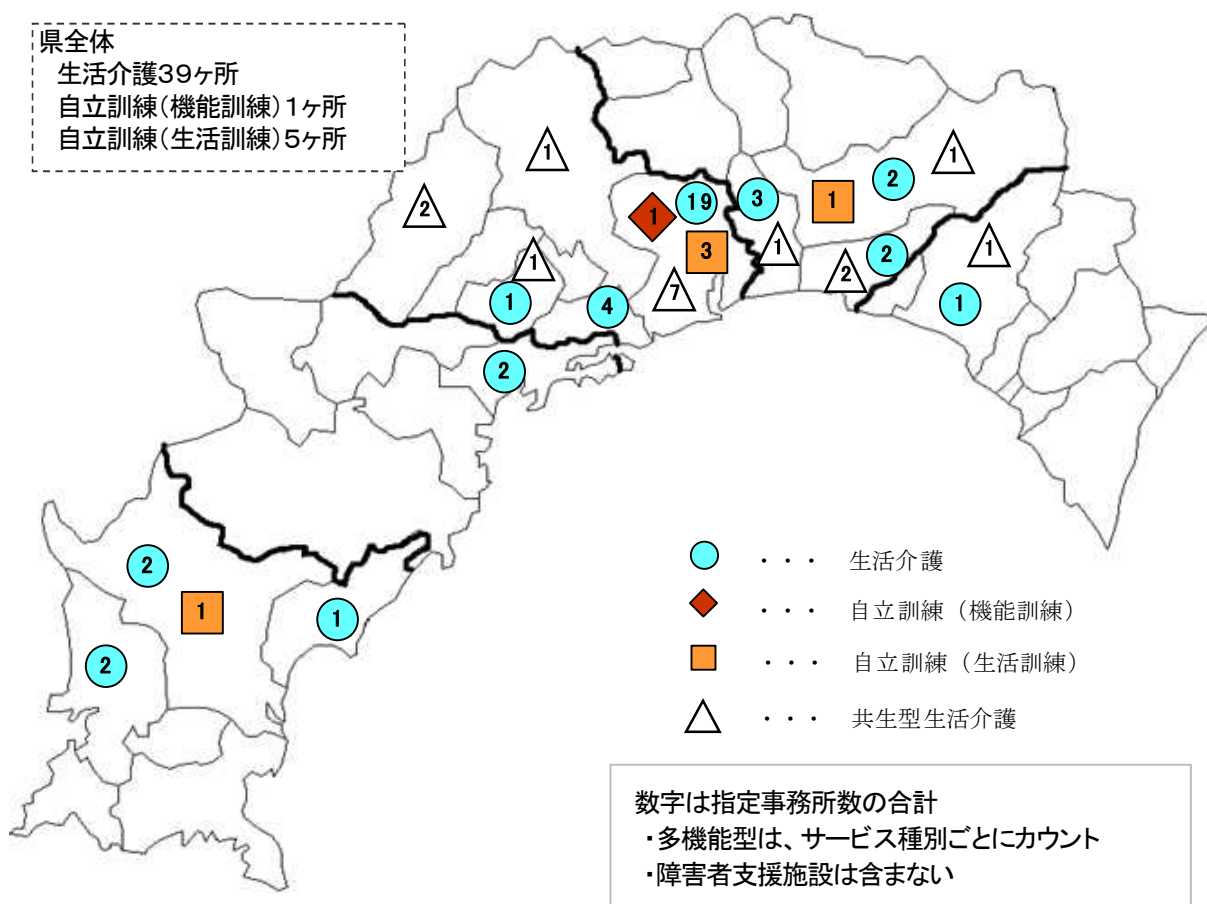
■ 図IV－1－9 自立訓練（生活訓練）事業所数及び定員の推移

(※障害者支援施設を除く)





■ 図Ⅳ－１－１０ 生活介護・自立訓練の整備状況（R5. 7. 31 現在）

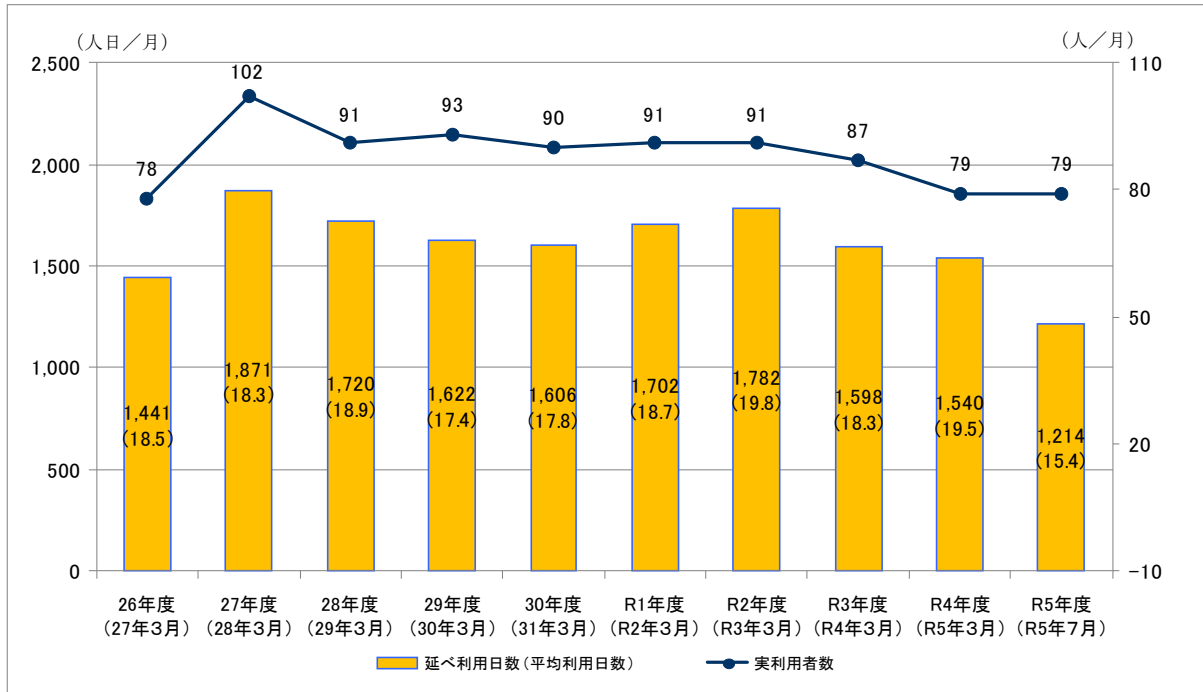


(5) 就労移行支援

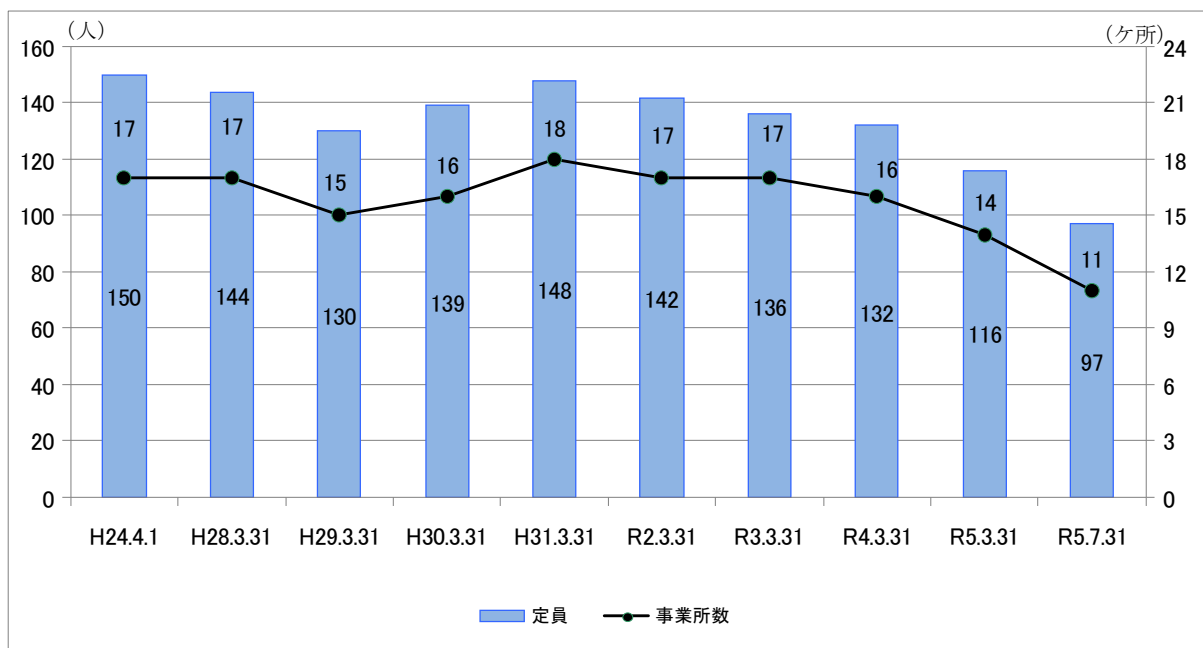
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 28 年度以降ほぼ横ばいでしたが、令和 2 年度以降は減少しています。(図Ⅳ-1-11 参照)

事業所はそのほとんどが、県中央部に集中しており、事業所数と定員は、平成 24 年度と比較すると減少しています。(図Ⅳ-1-12 及び 17 参照)

■ 図Ⅳ-1-11 就労移行支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ-1-12 就労移行支援 事業所数及び定員の推移

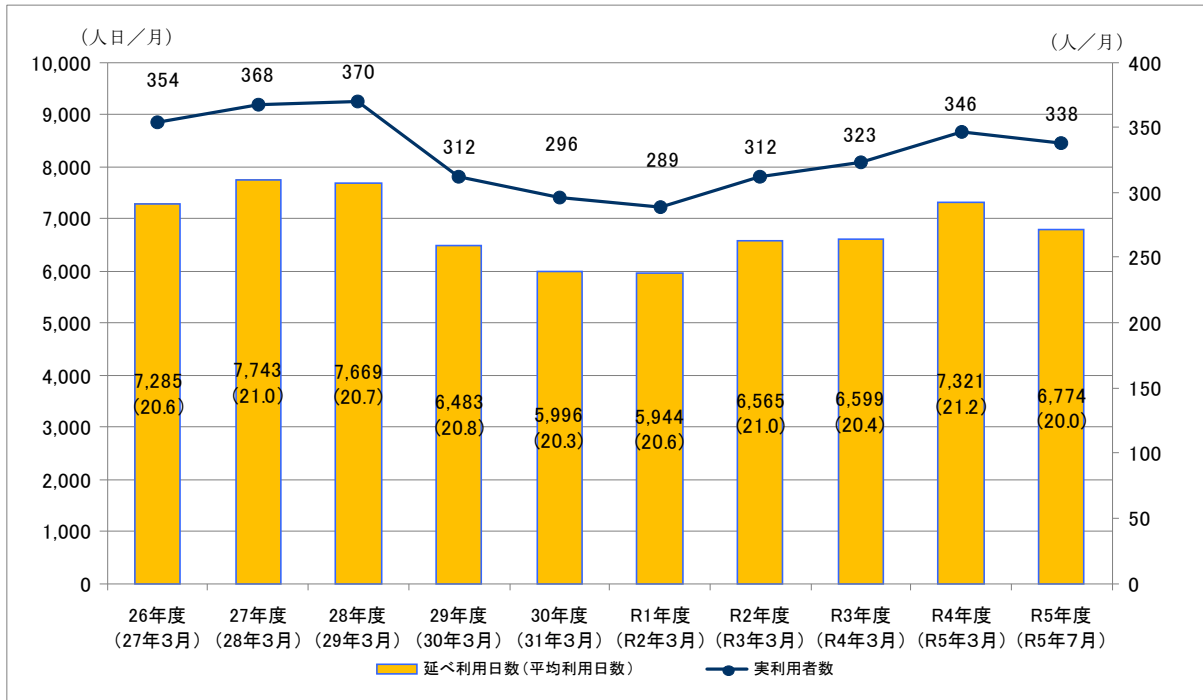


(6) 就労継続支援A型

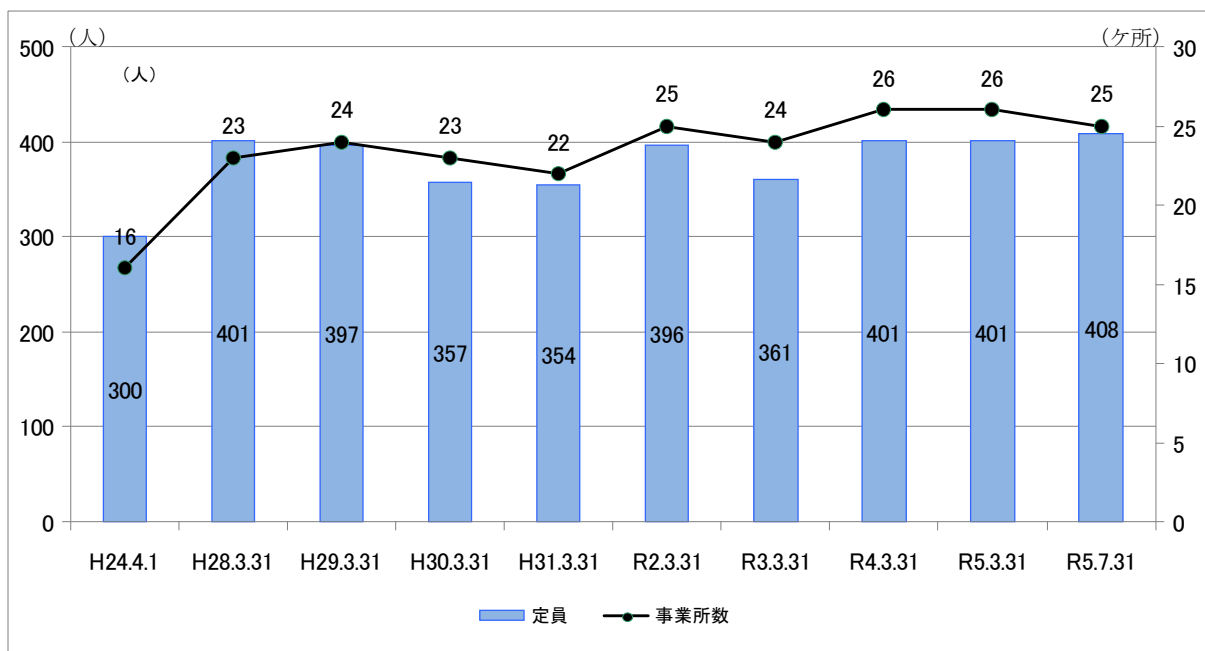
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成29年度に減少して以降、ほぼ横ばいとなっています。(図IV-1-13 参照)

事業所の数、定員は、平成28年度まで増加傾向でしたが、その後は横ばいで推移しています。(図IV-1-14 参照)

■ 図IV-1-13 就労継続支援A型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-14 就労継続支援A型 事業所数及び定員の推移



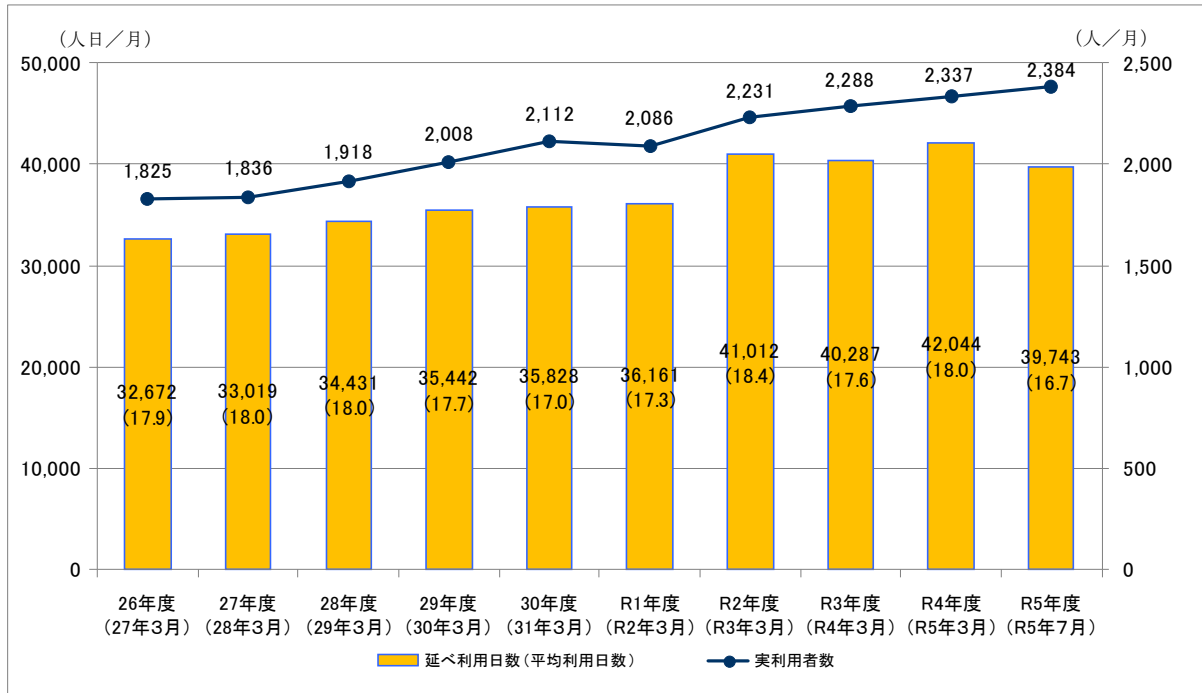
※事業所数は、事業所番号ごとにカウント

(7) 就労継続支援B型

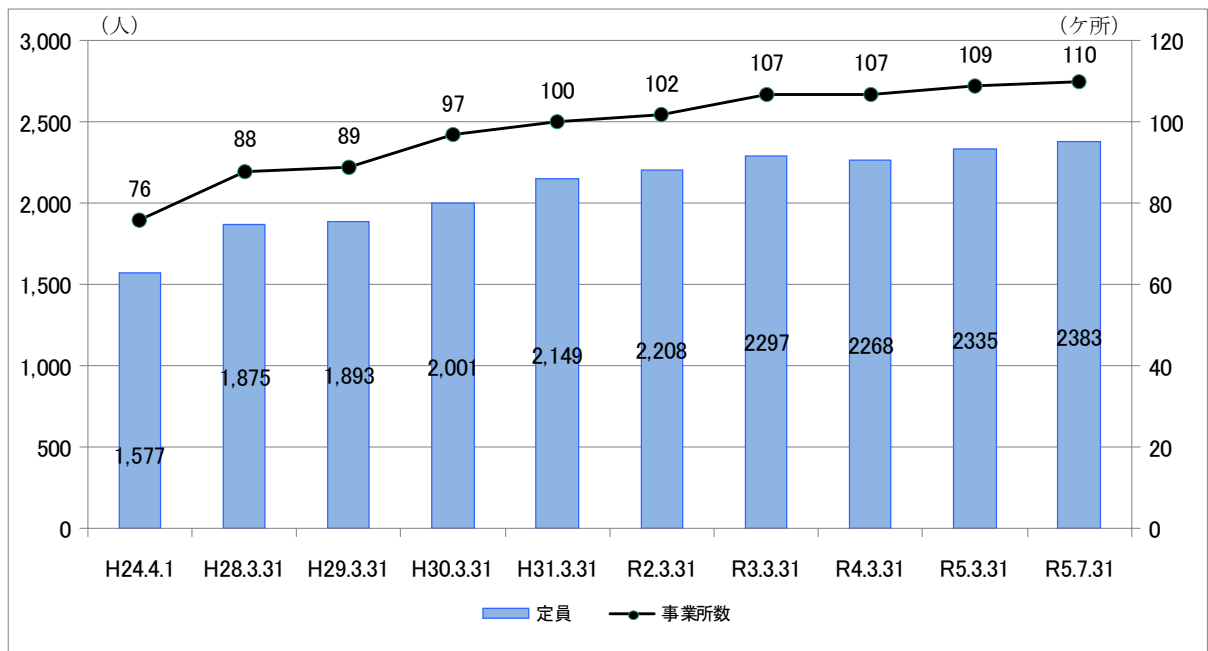
延べ利用日数、実利用者数ともに、年々増加しています。(図IV-1-15 参照)

事業所数、定員ともに増加しています。(図IV-1-16 参照)

■ 図IV-1-15 就労継続支援B型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-16 就労継続支援B型 事業所数及び定員の推移



※事業所数は、事業所番号ごとにカウント

(8) 就労定着支援

平成30年度に開始したサービスであり、延べ利用日数、実利用者数ともに、令和3年度まで増加し、その後は減少しています。(表Ⅳ-1-1参照)

事業所数は、現在10か所となっています。(表Ⅳ-1-2参照)

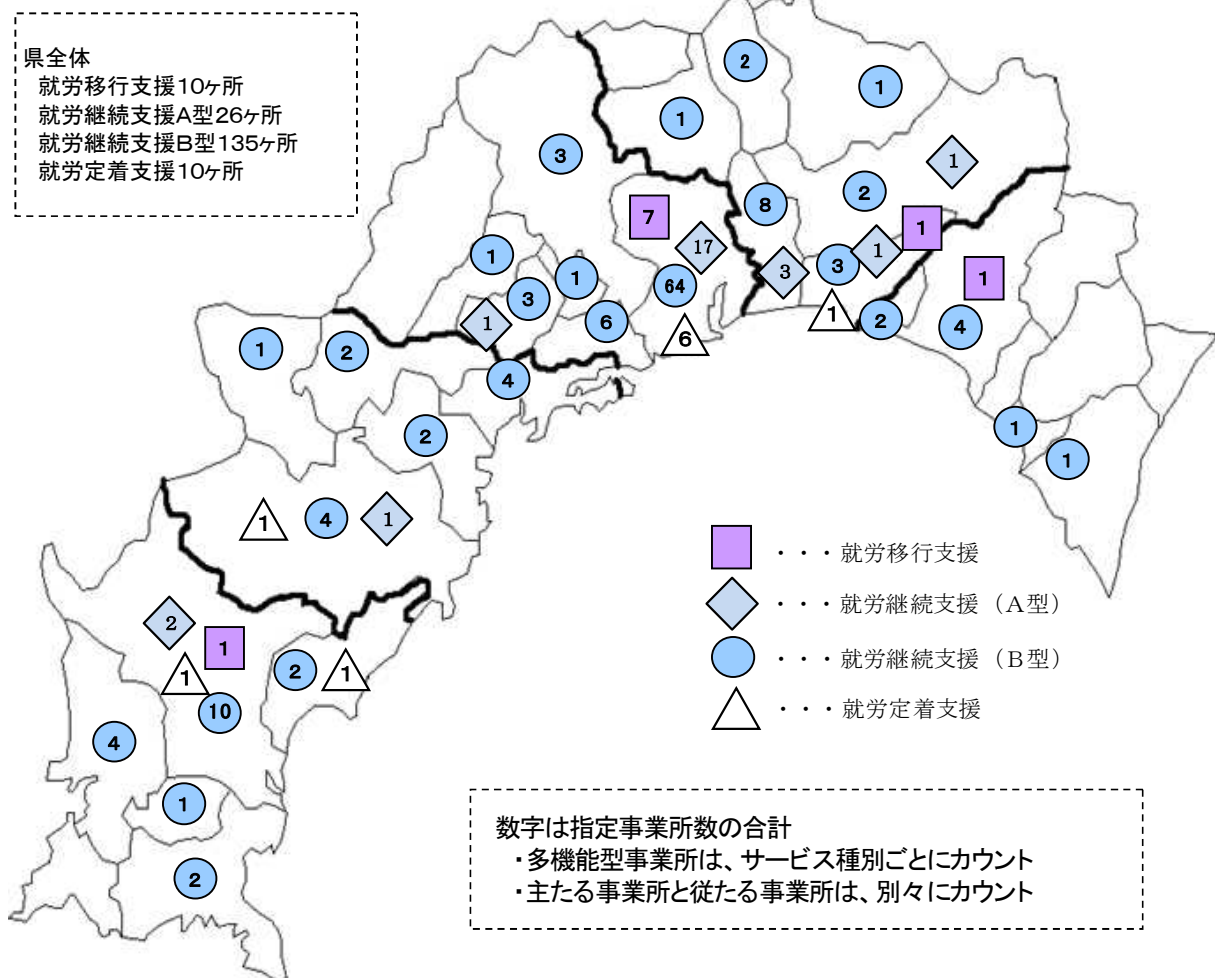
■ 表Ⅳ-1-1 就労定着支援 実利用者数の推移

30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R3年3月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R5年7月)
25人	41人	49人	69人	65人	59人

■ 表Ⅳ-1-2 就労定着支援 事業所数の推移

30年度 (31年3月31日)	R1年度 (R2年3月31日)	R2年度 (R3年3月31日)	R3年度 (R4年3月31日)	R4年度 (R5年3月31日)	R5年度 (R5年7月31日)
7ヶ所	8ヶ所	11ヶ所	12ヶ所	12ヶ所	10ヶ所

■ 図Ⅳ-1-17 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援の整備状況  
(R5.7.31現在)

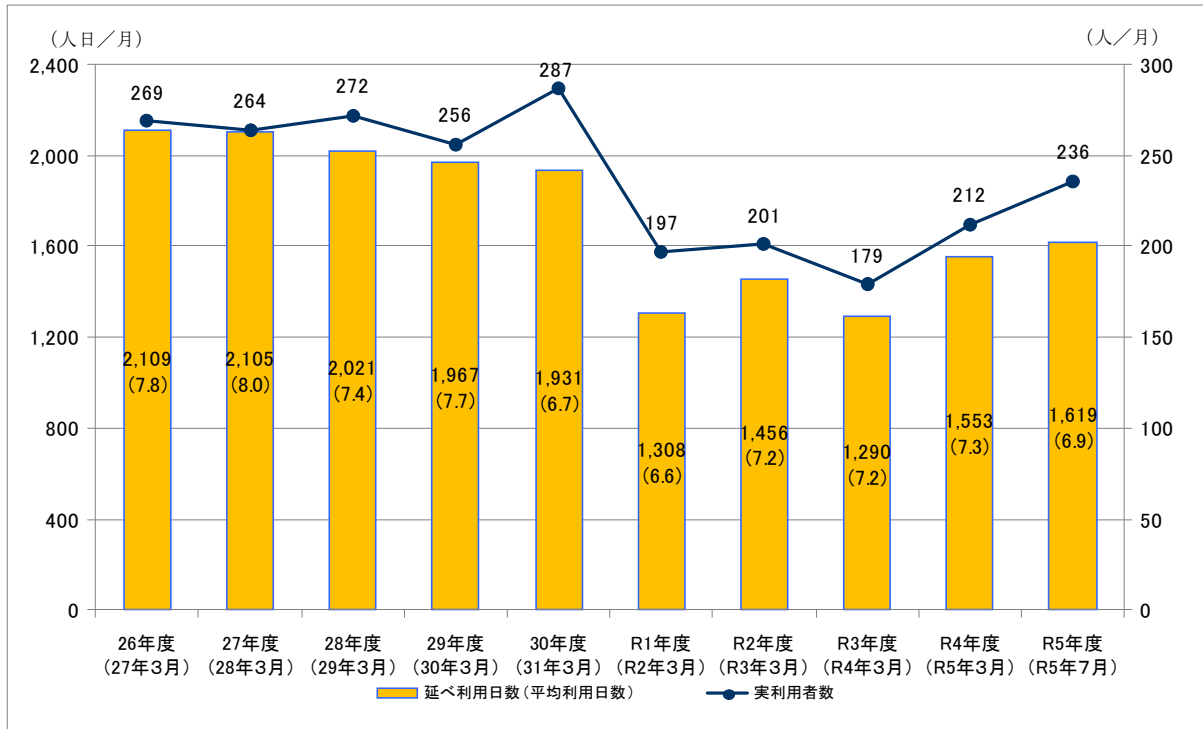


(9) 短期入所

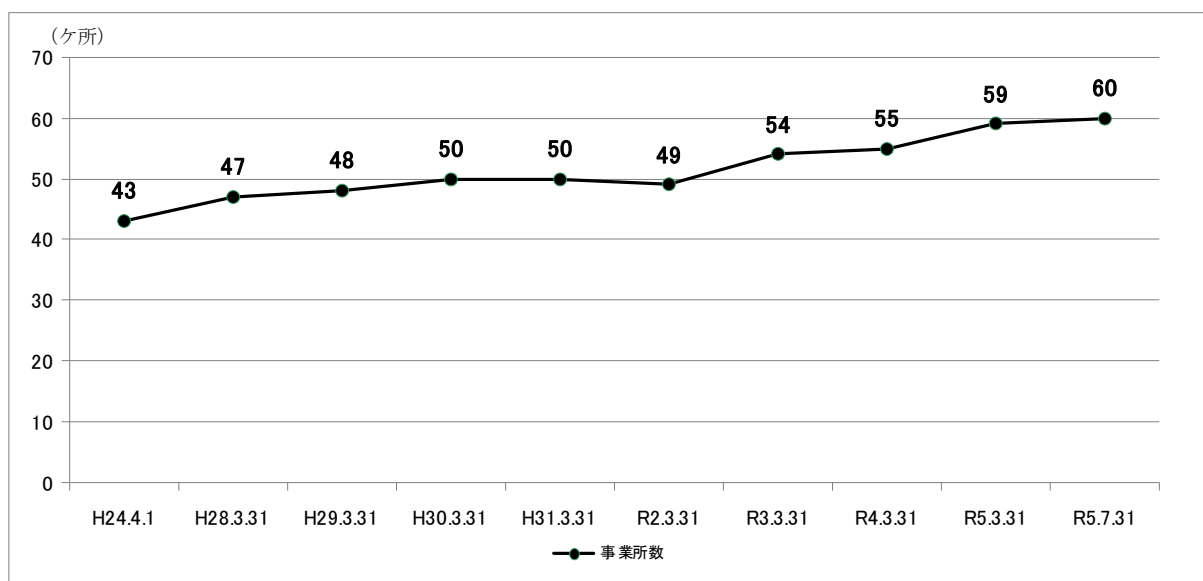
延べ利用日数及び実利用者数は、令和元年度に大きく減少しましたが、令和4年度増加に転じています。(図IV-1-18 参照)

事業所の数は、徐々に増加しています。(図IV-1-19 参照) 圏域別では、安芸圏域と高幡圏域は事業所の数が少ない状況です。(図IV-1-20 参照)

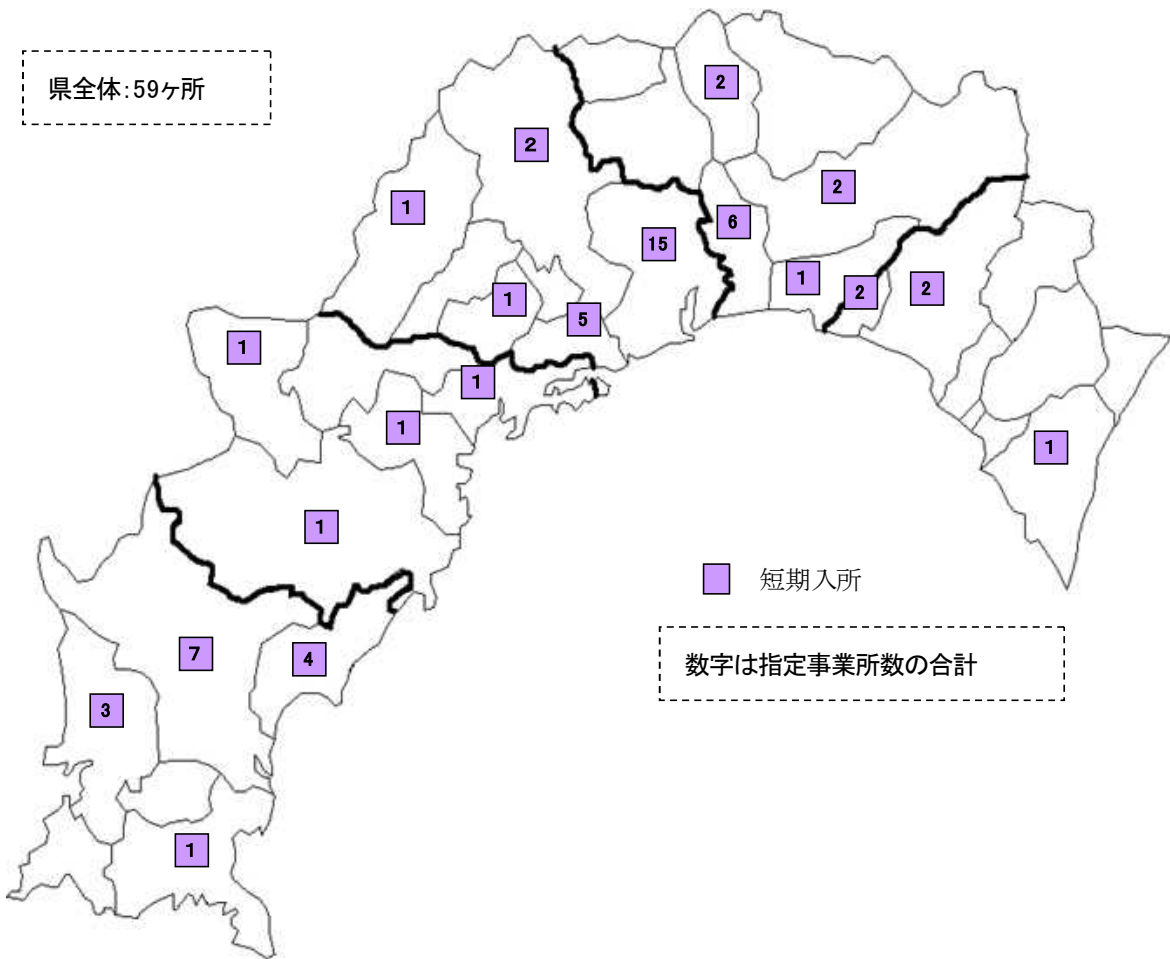
■ 図IV-1-18 短期入所 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図IV-1-19 短期入所 事業所数の推移



■ 図IV-1-20 短期入所の整備状況 (R5. 7. 31 現在)

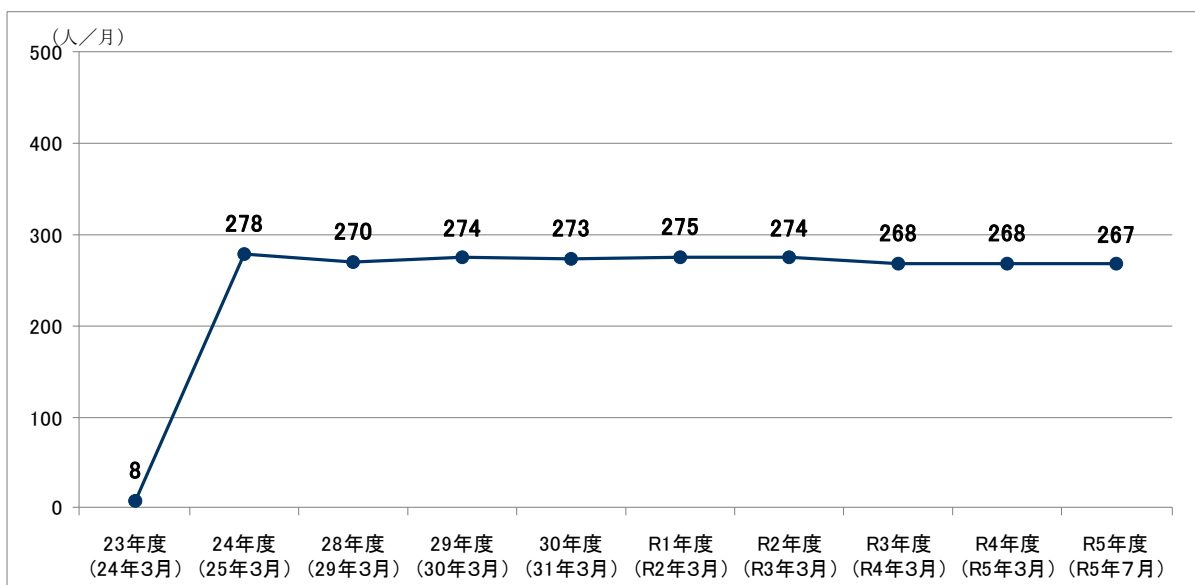


(10) 療養介護

事業所は県内 3 か所で、新体系に移行した平成 24 年度以降はほぼ横ばいです。

(図IV-1-21 参照)

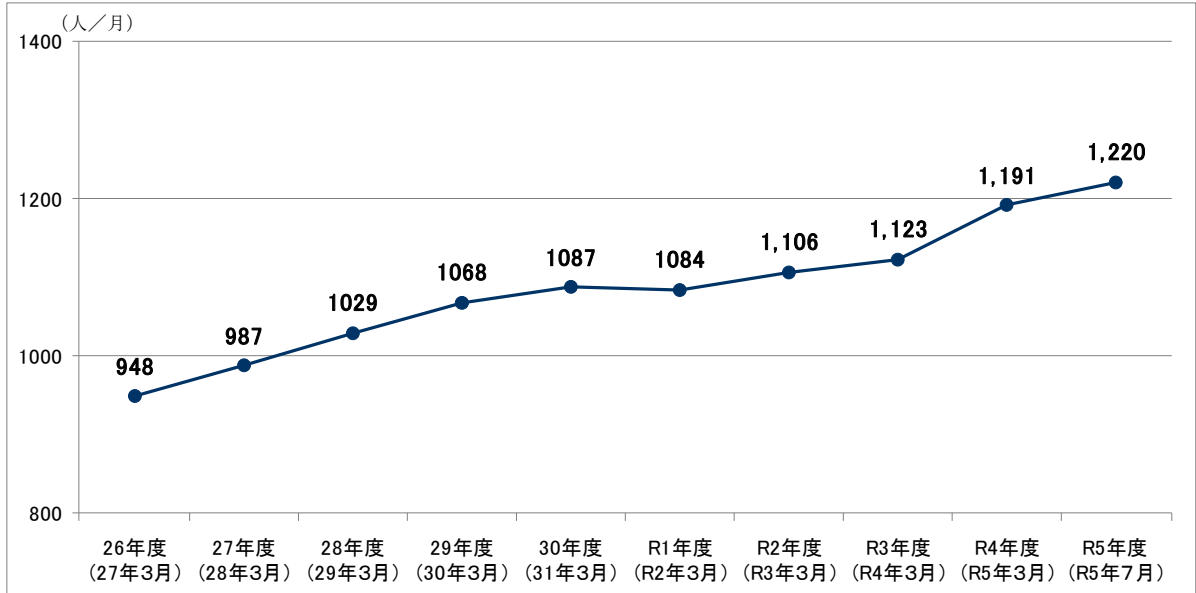
■ 図IV-1-21 療養介護 実利用者数の推移



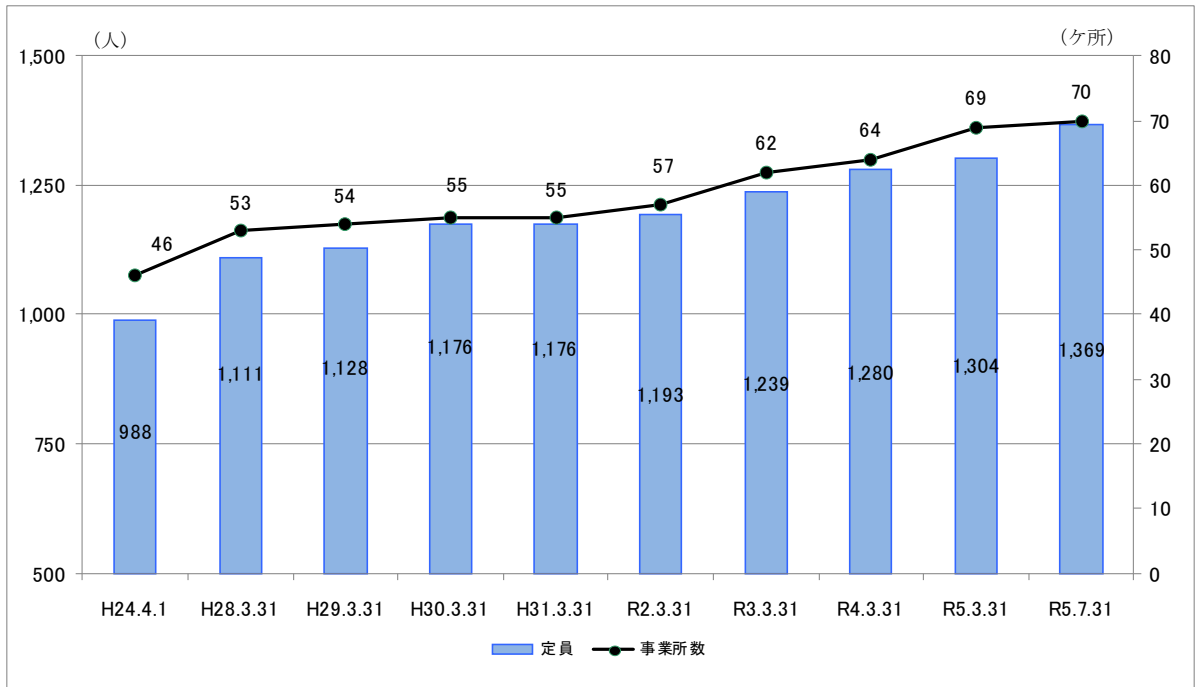
(11) グループホーム

全体の定員、実利用者数は、年々増加しています。圏域別で見ると、安芸圏域と高幡圏域は少ない状況です。(図IV-1-22、23及び24参照)

■ 図IV-1-22 グループホーム 実利用者数の推移

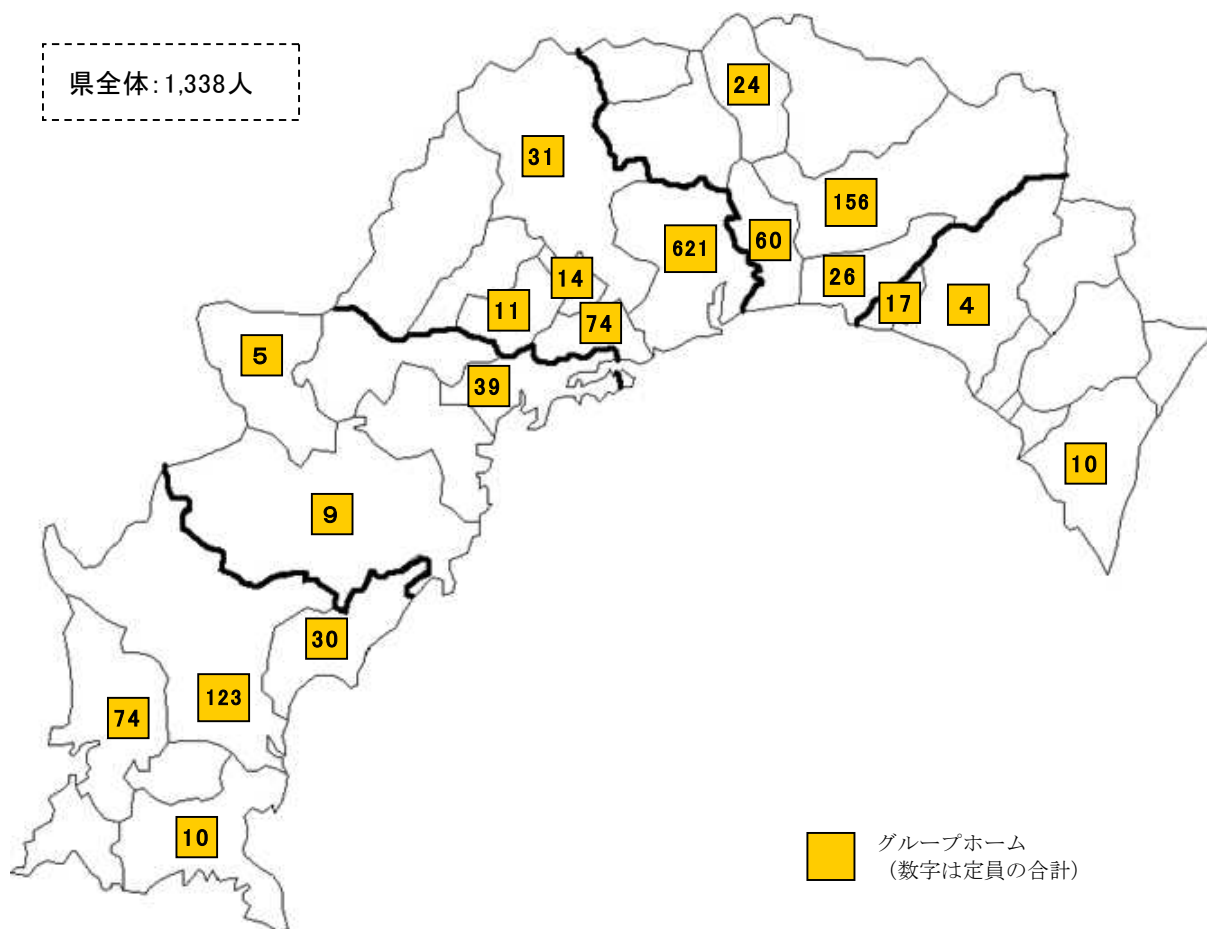


■ 図IV-1-23 グループホーム 事業所数及び定員の推移





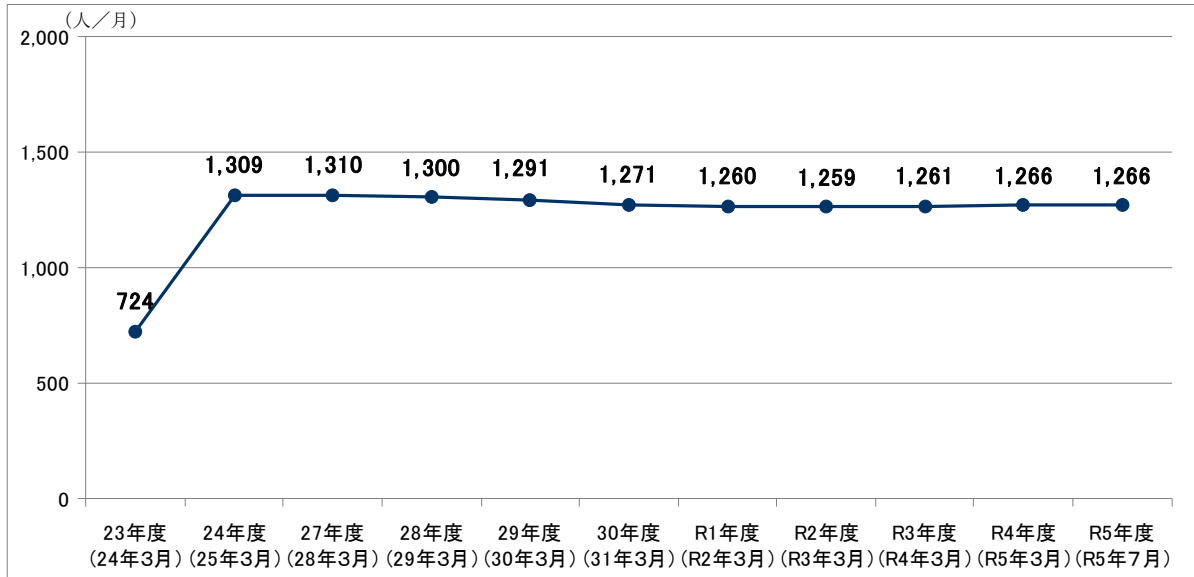
■ 図Ⅳ－１－２４ グループホームの整備状況（R5.7.31現在）



(12) 施設入所支援

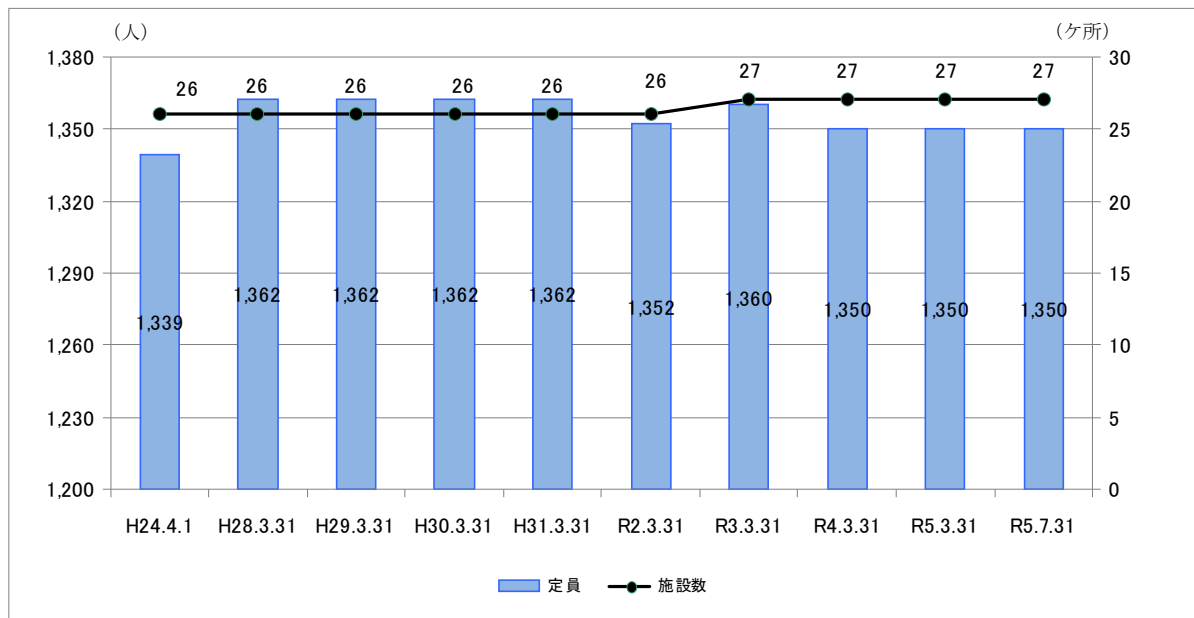
新体系に移行した平成 24 年度以降、利用者数は徐々に減少しています。(図IV-1-25 参照) 施設数は令和 2 年度に 1 件増加しており、現在の定員数は 1,350 人となっています。(図IV-1-26 参照)

■ 図IV-1-25 施設入所支援 実利用者数の推移



※平成 24 年度から障害児入所施設に入所している 18 歳以上の利用者含む。

■ 図IV-1-26 施設入所支援 施設数及び定員の推移



(13) 自立生活援助

サービスが平成 30 年度に開始しましたが、実績は例年一桁となっています。(表Ⅳ-1-3 参照)

このサービスを提供している事業所は、県内では幡多圏域に 1 か所、高知市に 1 か所の 2 か所のみとなっています。(表Ⅳ-1-4 参照)

■ 表Ⅳ-1-3 自立生活援助 実利用者数の推移

30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R3年3月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R5年7月)
0人	1人	4人	7人	1人	1人

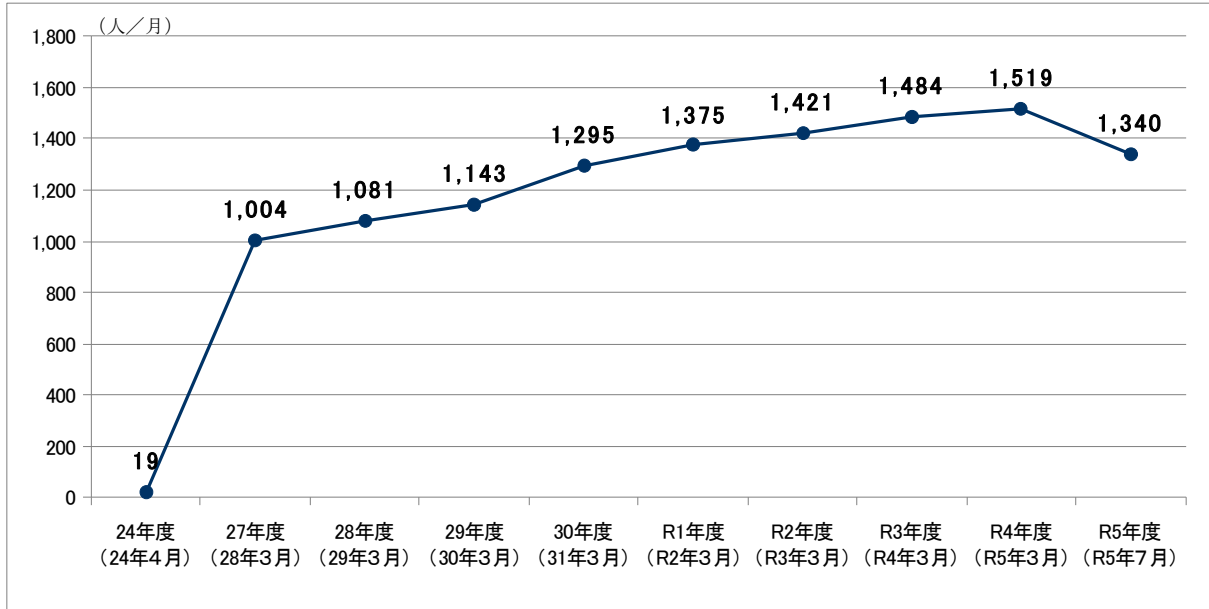
■ 表Ⅳ-1-4 自立生活援助 事業所数の推移

30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R2年7月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R5年7月)
0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所

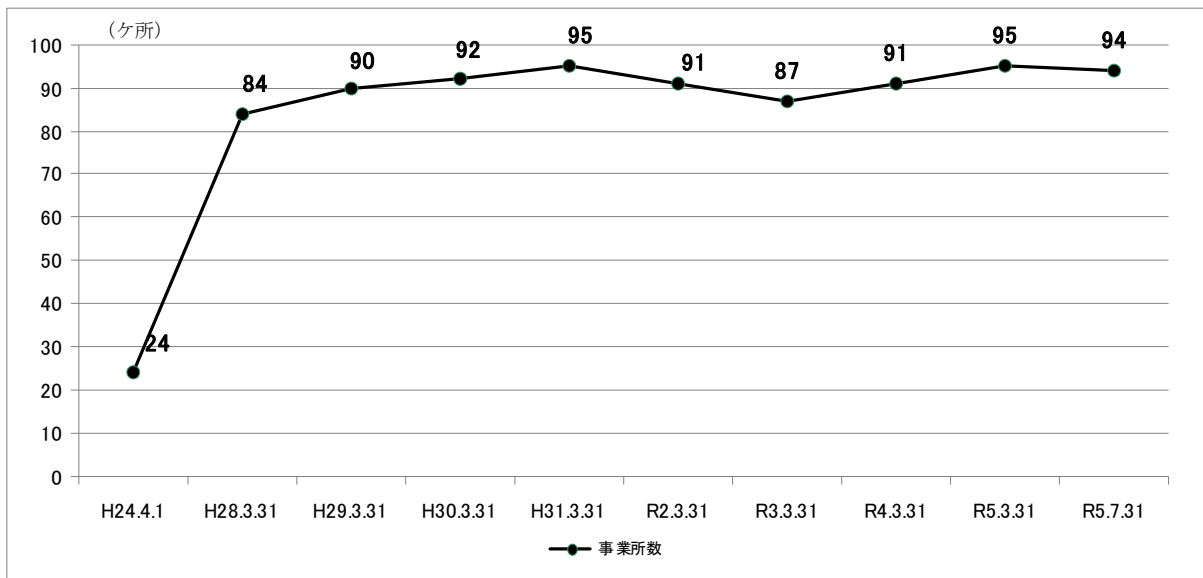
(14) 指定相談支援

計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の実利用者数は増加傾向にあります。  
(図IV-1-27、29及び30参照)

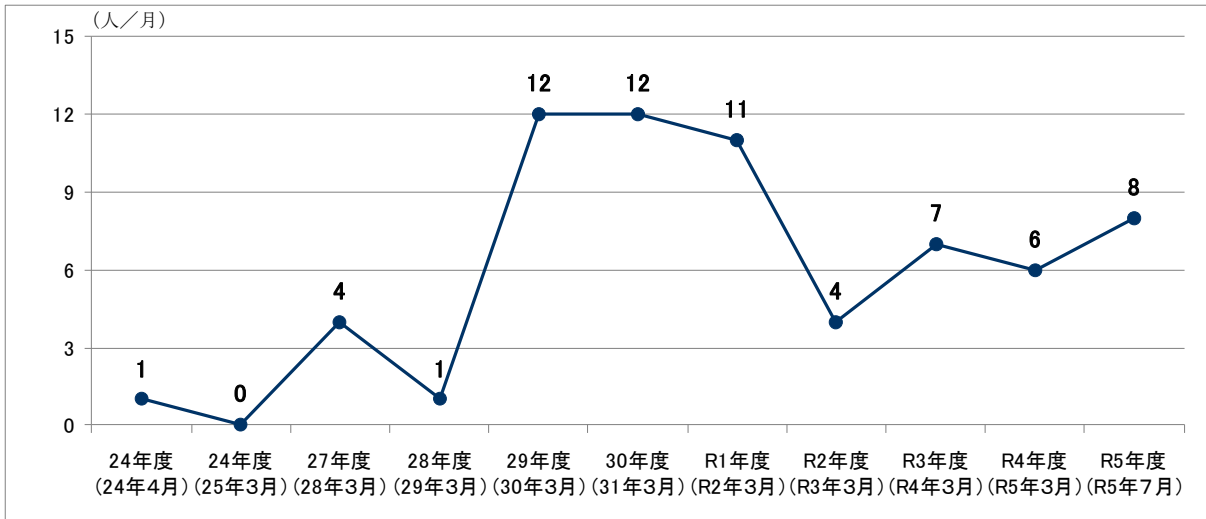
■ 図IV-1-27 計画相談支援 実利用者数の推移



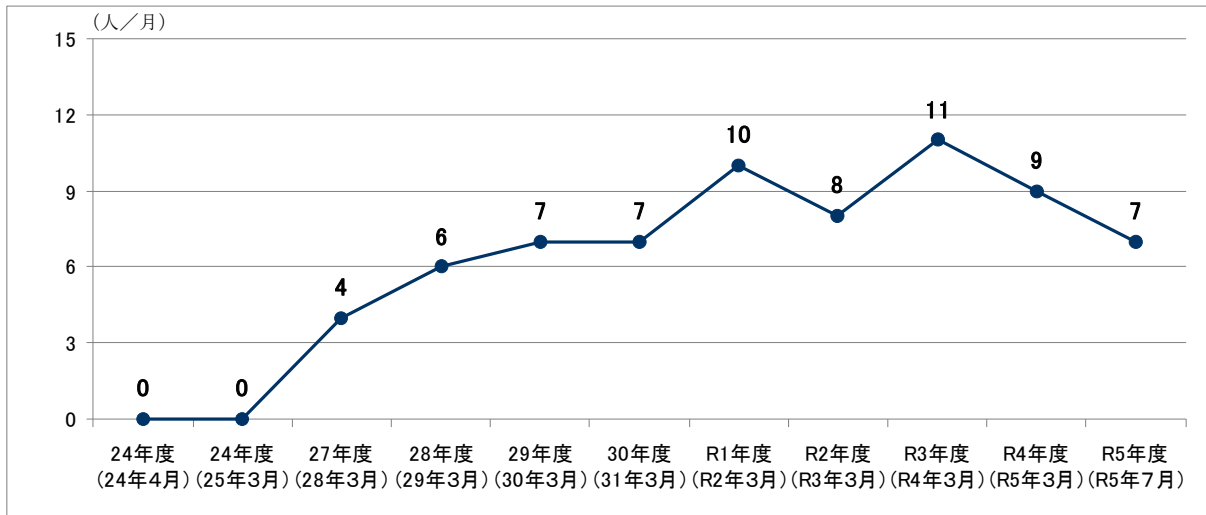
■ 図IV-1-28 計画相談支援 事業所数の推移



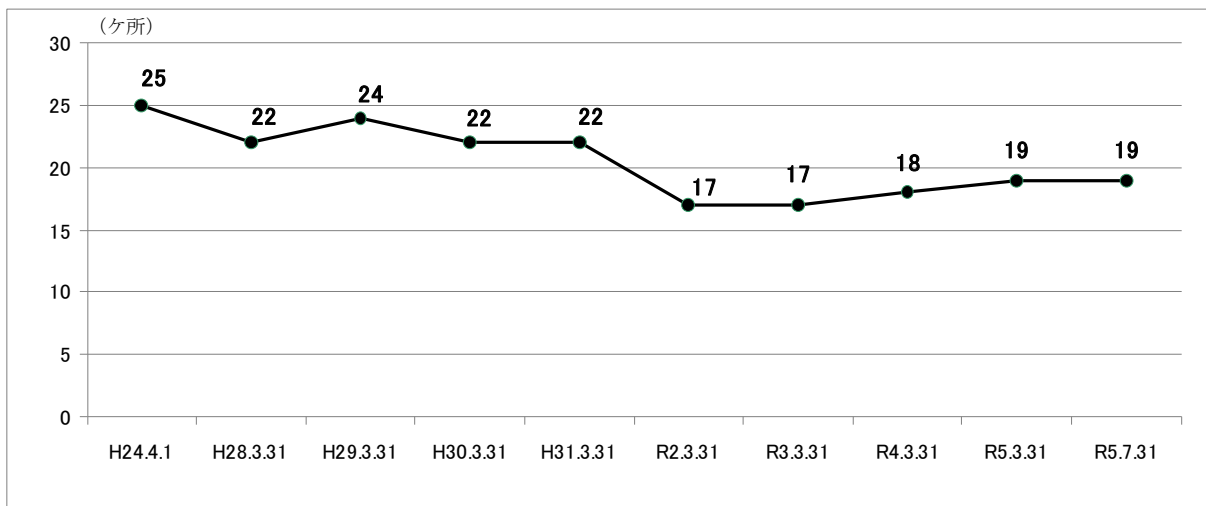
■ 図Ⅳ－１－２９ 地域移行支援 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－３０ 地域定着支援 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－３１ 地域移行支援・地域定着支援 事業所数の推移



※H24.4.1については、障害者自立支援法の経過措置によるみなし指定を含む。

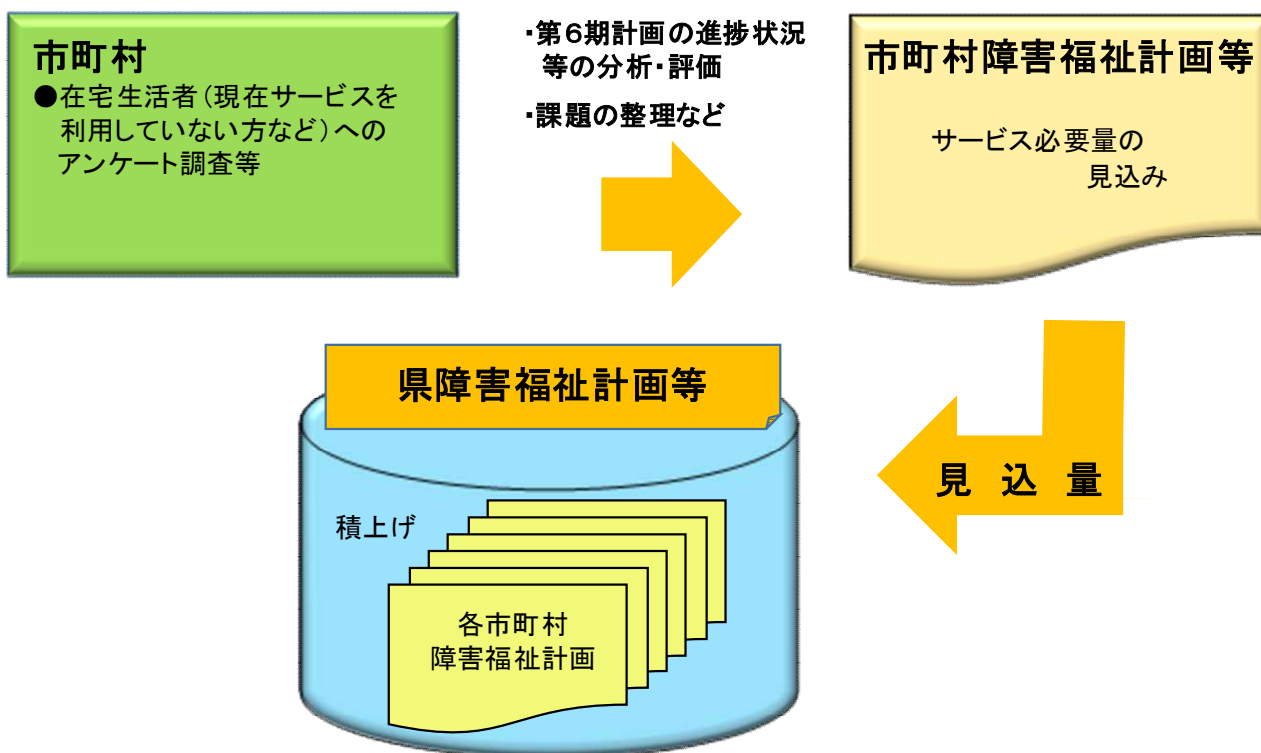
## 2 障害福祉サービス等の見込量

市町村においては、在宅で現在サービスを利用している人や今後サービスの利用が見込まれる人へのアンケート調査など、可能な限りニーズの把握に努めたうえで各サービス等の見込量を算出しています。

この計画における障害福祉サービス等の見込量は、第6期までと同様、市町村の障害福祉計画における見込量を積上げたものを基本として定めることとします。

### 【見込みにあたっての考え方】

#### ○ アンケート調査などによりニーズを把握

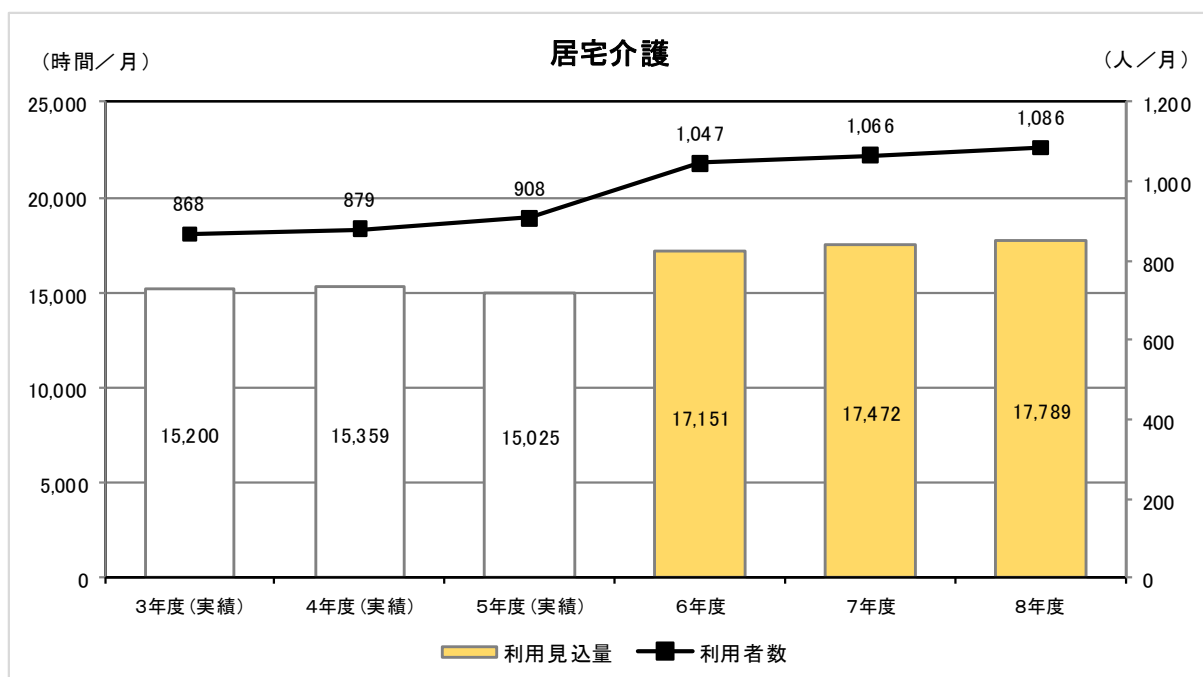


(1) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

① 居宅介護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

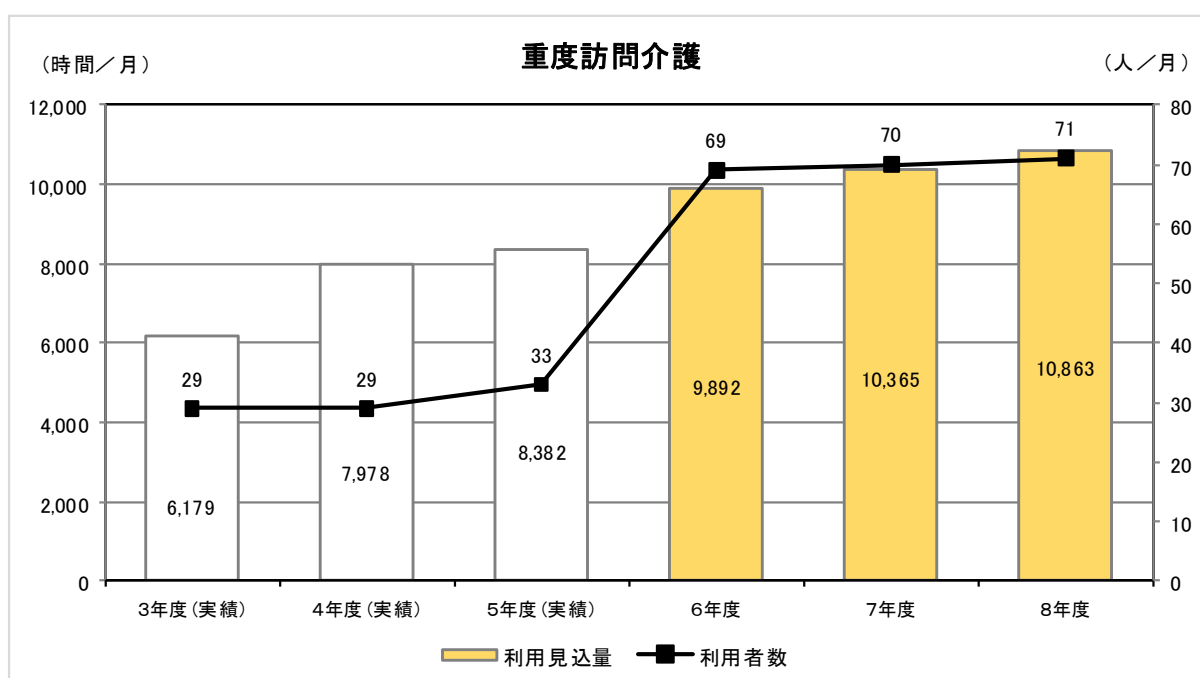
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	1,133	911	796	875	893	885
	利用者数	83	73	67	75	75	75
中央東	見込量	1,397	1,396	1,489	1,585	1,664	1,742
	利用者数	103	97	101	104	109	114
中央西 (高知市)	見込量	11,034 (10,071)	11,224 (10,110)	11,116 (10,057)	12,709 (11,193)	12,894 (11,417)	13,113 (11,645)
	利用者数	577 (504)	599 (516)	630 (548)	734 (554)	743 (565)	754 (576)
高幡	見込量	633	729	670	779	785	793
	利用者数	47	54	57	72	77	81
幡多	見込量	1,003	1,099	954	1,203	1,236	1,246
	利用者数	58	56	53	62	62	62
合計	見込量	15,200	15,359	15,025	17,151	17,472	17,789
	利用者数	868	879	908	1,047	1,066	1,086



② 重度訪問介護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	1,642	2,258	2,182	2,477	2,488	2,492
	利用者数	11	11	11	13	13	13
中央東	見込量	197	278	350	382	382	382
	利用者数	4	4	5	5	5	5
中央西 (高知市)	見込量	4,340 (4,316)	5,442 (5,420)	5,850 (5,589)	7,033 (6,598)	7,495 (7,060)	7,989 (7,554)
	利用者数	14 (12)	14 (12)	17 (14)	51 (15)	52 (16)	53 (17)
高幡	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	6,179	7,978	8,382	9,892	10,365	10,863
	利用者数	29	29	33	69	70	71

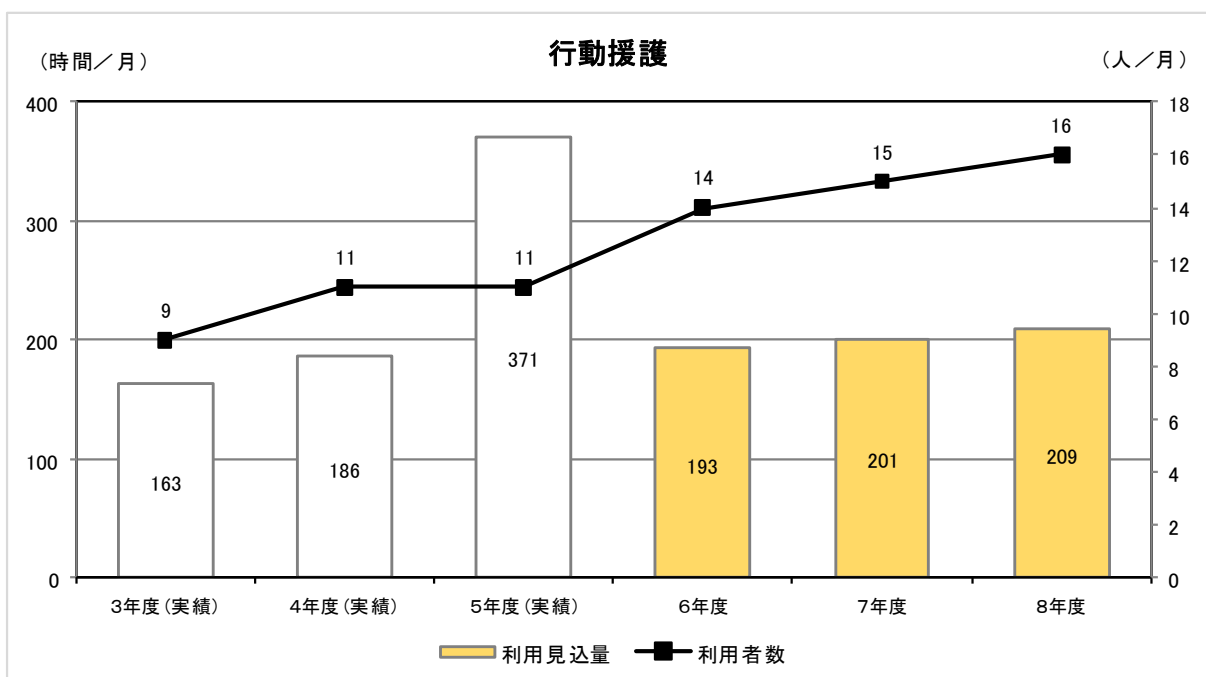




③ 行動援護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

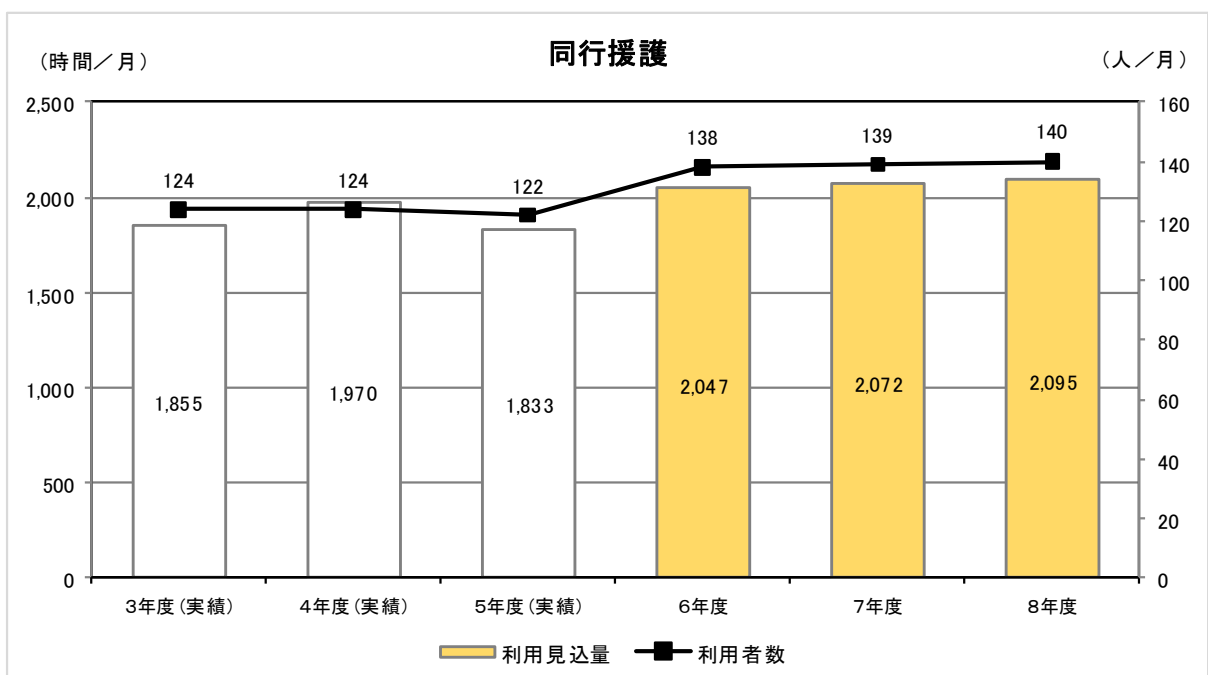
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	14	6	4	6	6	6
	利用者数	3	3	2	3	3	3
中央東	見込量	—	1	2	8	8	8
	利用者数	—	1	1	3	3	3
中央西 (高知市)	見込量	149 (149)	177 (177)	351 (351)	170 (160)	178 (168)	186 (176)
	利用者数	6 (6)	6 (6)	7 (7)	7 (6)	8 (7)	9 (8)
高幡	見込量	—	2	14	9	9	9
	利用者数	—	1	1	1	1	1
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	163	186	371	193	201	209
	利用者数	9	11	11	14	15	16



④ 同行援護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	13	4	10	31	32	32
	利用者数	3	2	2	6	6	6
中央東	見込量	129	150	144	148	148	148
	利用者数	6	7	9	9	9	9
中央西 (高知市)	見込量	1,610 (1,573)	1,732 (1,577)	1,598 (1,577)	1,693 (1,636)	1,716 (1,659)	1,739 (1,682)
	利用者数	101 (96)	98 (93)	98 (93)	108 (97)	109 (98)	110 (99)
高幡	見込量	73	49	49	125	126	126
	利用者数	9	7	7	7	7	7
幡多	見込量	30	32	32	51	51	51
	利用者数	5	6	6	8	8	8
合計	見込量	1,855	1,970	1,833	2,047	2,072	2,095
	利用者数	124	124	122	138	139	140

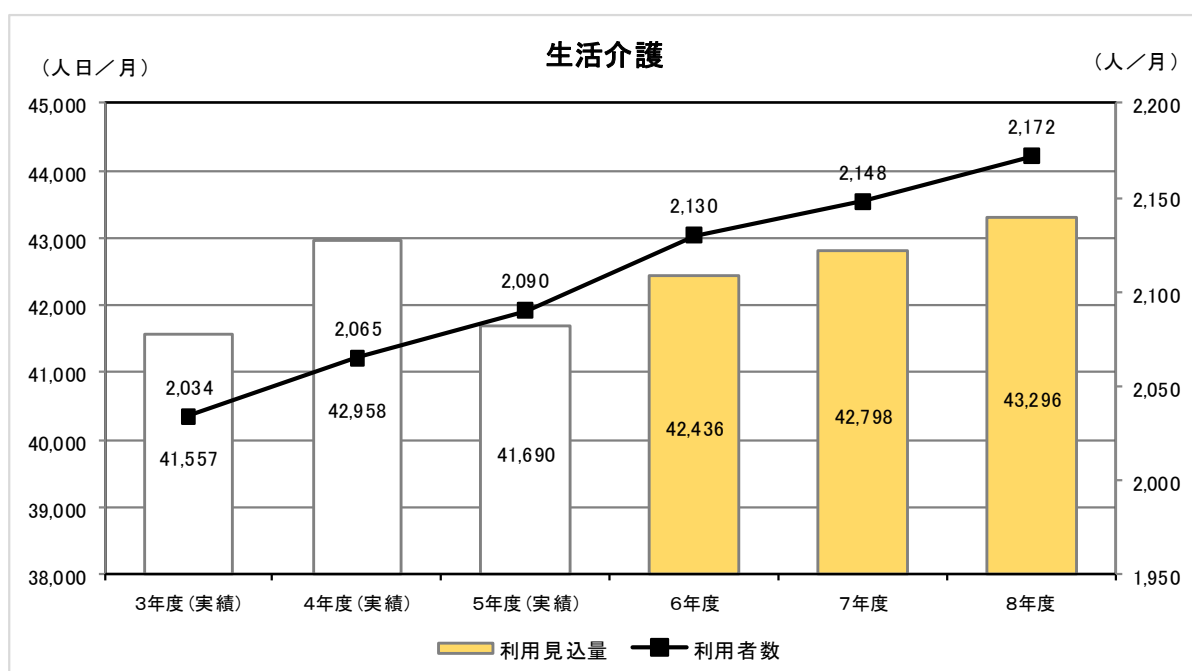


(2) 日中活動系サービス等

① 生活介護

< 1 か月あたりの見込量 (人日/月) と利用者数 (人/月) >

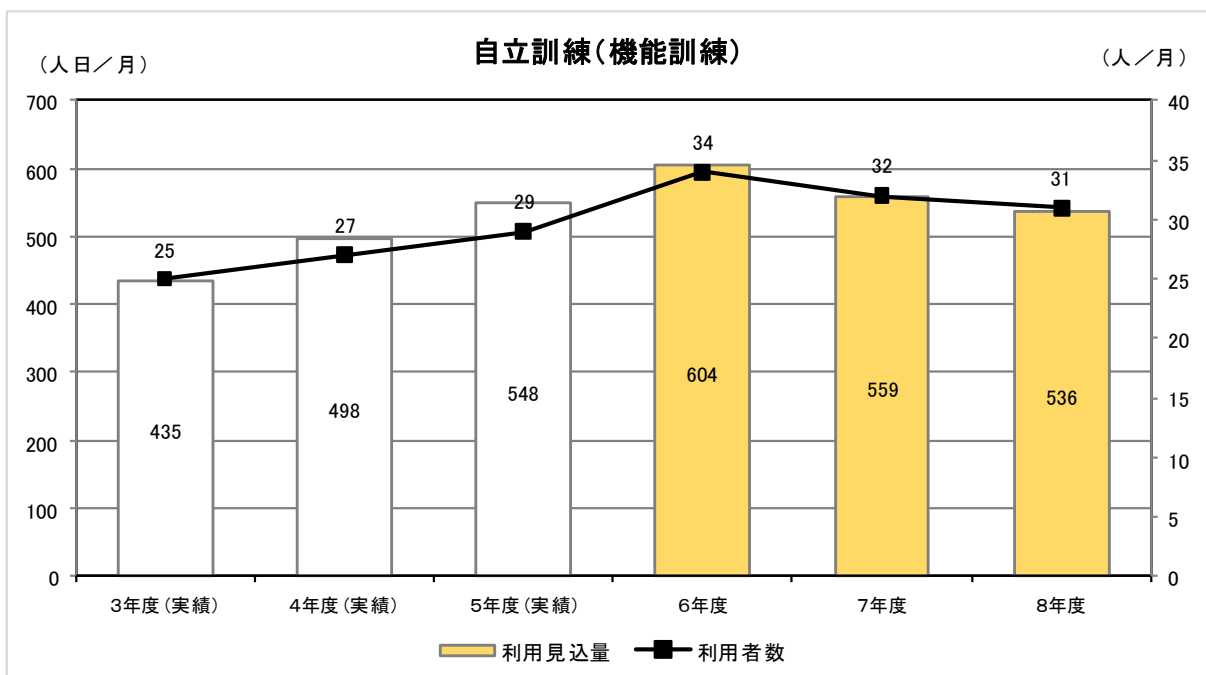
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	3,005	2,992	3,129	3,447	3,518	3,618
	利用者数	145	144	153	166	168	171
中央東	見込量	6,649	7,094	6,815	7,071	7,177	7,306
	利用者数	325	328	334	353	358	364
中央西 (高知市)	見込量	20,912 (15,959)	21,718 (16,734)	21,089 (16,291)	21,757 (16,223)	21,999 (16,385)	22,243 (16,549)
	利用者数	1,032 (797)	1,055 (817)	1,073 (836)	1,063 (836)	1,075 (844)	1,087 (852)
高幡	見込量	4,218	4,261	3,998	3,849	3,791	3,816
	利用者数	215	215	211	218	216	219
幡多	見込量	6,773	6,893	6,659	6,312	6,313	6,313
	利用者数	317	323	319	330	331	331
合計	見込量	41,557	42,958	41,690	42,436	42,798	43,296
	利用者数	2,034	2,065	2,090	2,130	2,148	2,172



② 自立訓練（機能訓練）

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

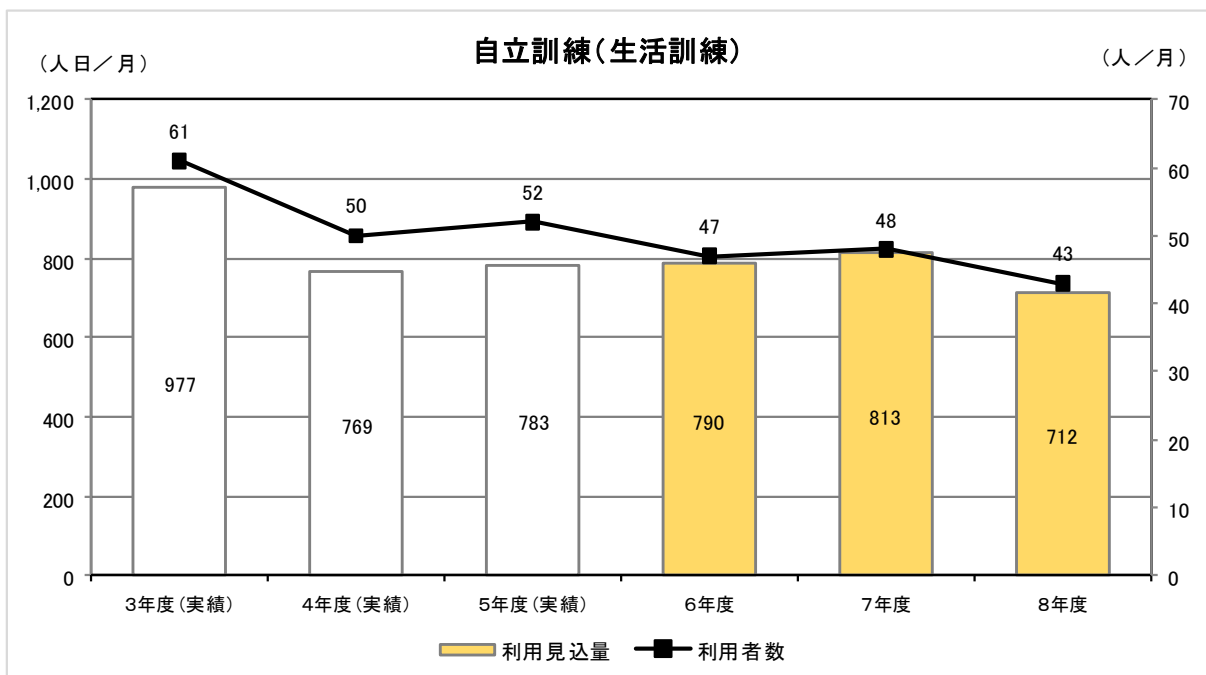
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	12	23	45	46	46	23
	利用者数	1	1	2	2	2	1
中央東	見込量	111	66	82	108	108	108
	利用者数	5	3	4	5	5	5
中央西 (高知市)	見込量	289 (289)	368 (310)	377 (302)	382 (319)	382 (319)	382 (319)
	利用者数	18 (18)	21 (18)	21 (17)	24 (22)	24 (22)	24 (22)
高幡	見込量	23	22	44	45	23	23
	利用者数	1	1	2	2	1	1
幡多	見込量	—	19	—	23	—	—
	利用者数	—	1	—	1	—	—
合計	見込量	435	498	548	604	559	536
	利用者数	25	27	29	34	32	31



③ 自立訓練（生活訓練）

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	83	55	44	89	112	89
	利用者数	5	3	3	4	5	4
中央東	見込量	212	141	147	162	162	105
	利用者数	11	8	9	9	9	6
中央西 (高知市)	見込量	540 (495)	498 (498)	499 (489)	519 (430)	519 (430)	498 (430)
	利用者数	37 (35)	35 (35)	35 (34)	33 (28)	33 (28)	32 (28)
高幡	見込量	22	—	18	—	—	—
	利用者数	2	—	1	—	—	—
幡多	見込量	120	75	75	20	20	20
	利用者数	6	4	4	1	1	1
合計	見込量	977	769	783	790	813	712
	利用者数	61	50	52	47	48	43



④ 就労選択支援

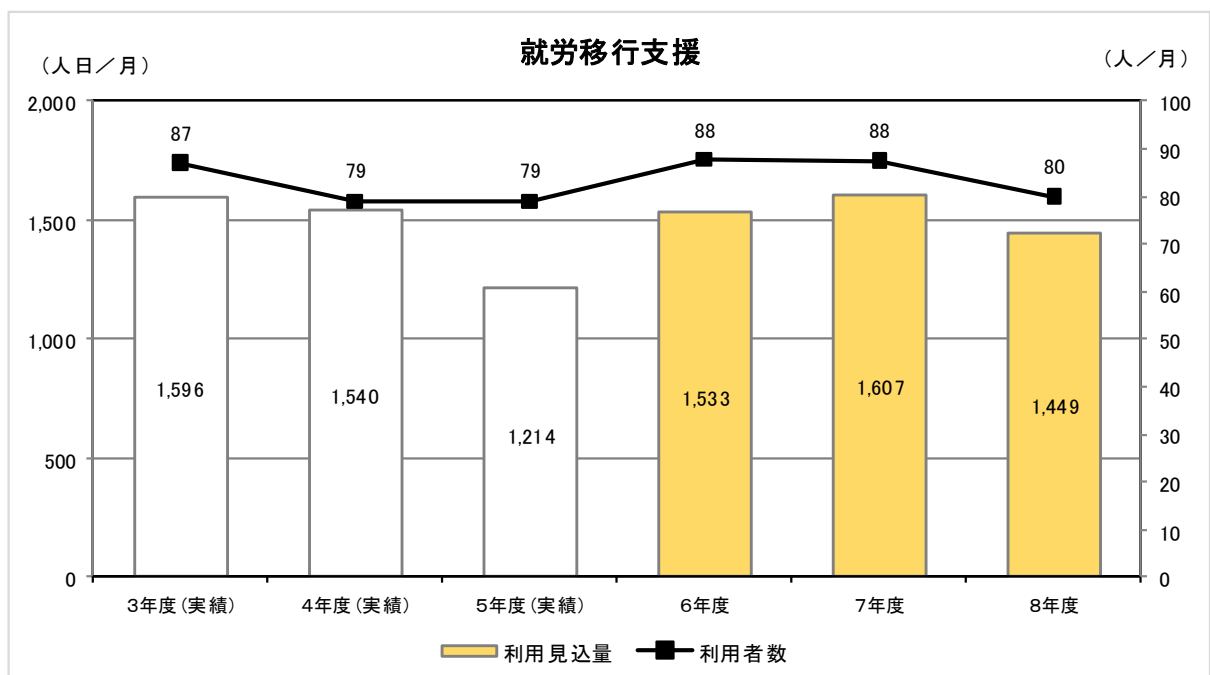
< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	—	6	6
中央西 (高知市)	—	—	—	—	32 (30)	37 (35)
高幡	—	—	—	—	3	4
幡多	—	—	—	—	6	5
合計	—	—	—	—	47	52

⑤ 就労移行支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

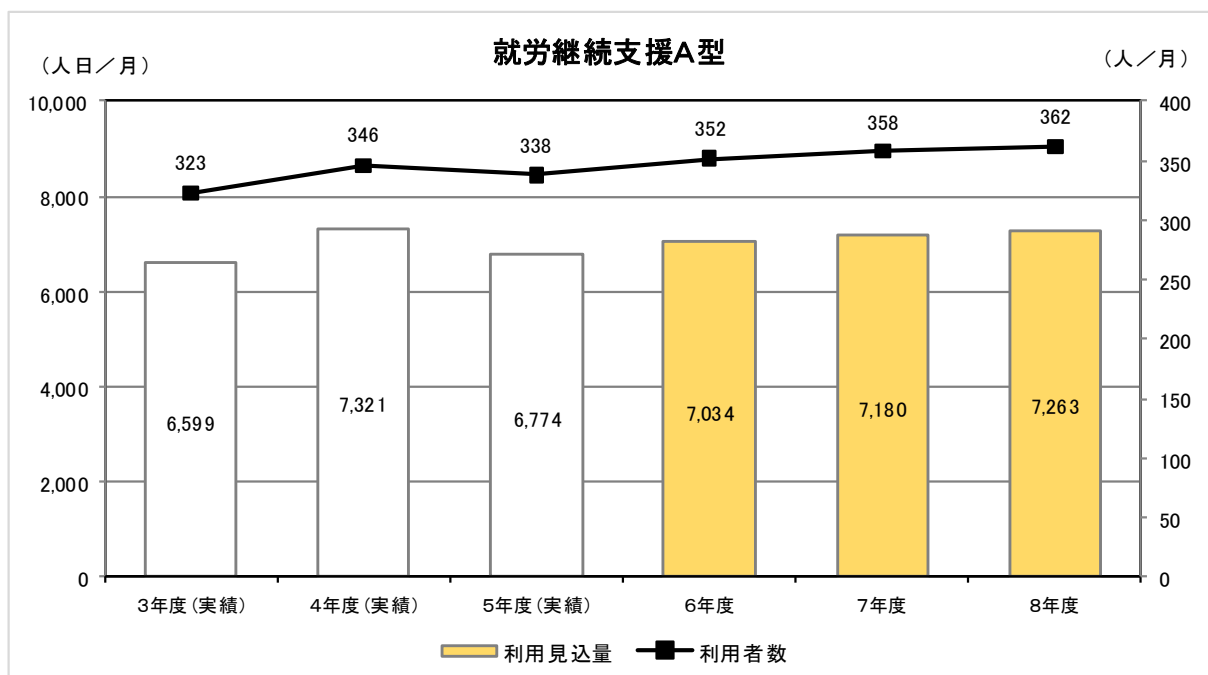
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	102	94	42	69	157	69
	利用者数	6	5	2	3	7	3
中央東	見込量	203	226	130	280	300	269
	利用者数	11	13	7	17	18	16
中央西 (高知市)	見込量	1,104 (817)	1,014 (736)	908 (685)	977 (700)	955 (656)	911 (612)
	利用者数	60 (45)	51 (37)	60 (48)	53 (40)	52 (38)	49 (35)
高幡	見込量	76	93	67	99	108	113
	利用者数	4	5	7	9	6	7
幡多	見込量	111	113	67	108	87	87
	利用者数	6	5	3	6	5	5
合計	見込量	1,596	1,540	1,214	1,524	1,607	1,449
	利用者数	87	79	79	88	88	80



⑥ 就労継続支援A型

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	290	298	243	259	309	291
	利用者数	14	14	13	12	14	13
中央東	見込量	1,444	1,593	1,386	1,411	1,388	1,363
	利用者数	74	78	72	74	72	71
中央西 (高知市)	見込量	4,143 (3,751)	4,748 (4,297)	4,574 (4,138)	4,789 (4,256)	4,917 (4,384)	5,048 (4,515)
	利用者数	203 (184)	224 (203)	224 (203)	238 (213)	244 (219)	251 (226)
高幡	見込量	303	292	205	232	223	218
	利用者数	14	13	11	11	11	10
幡多	見込量	419	390	366	343	343	343
	利用者数	18	17	18	17	17	17
合計	見込量	6,599	7,321	6,774	7,034	7,180	7,263
	利用者数	323	346	338	352	358	362

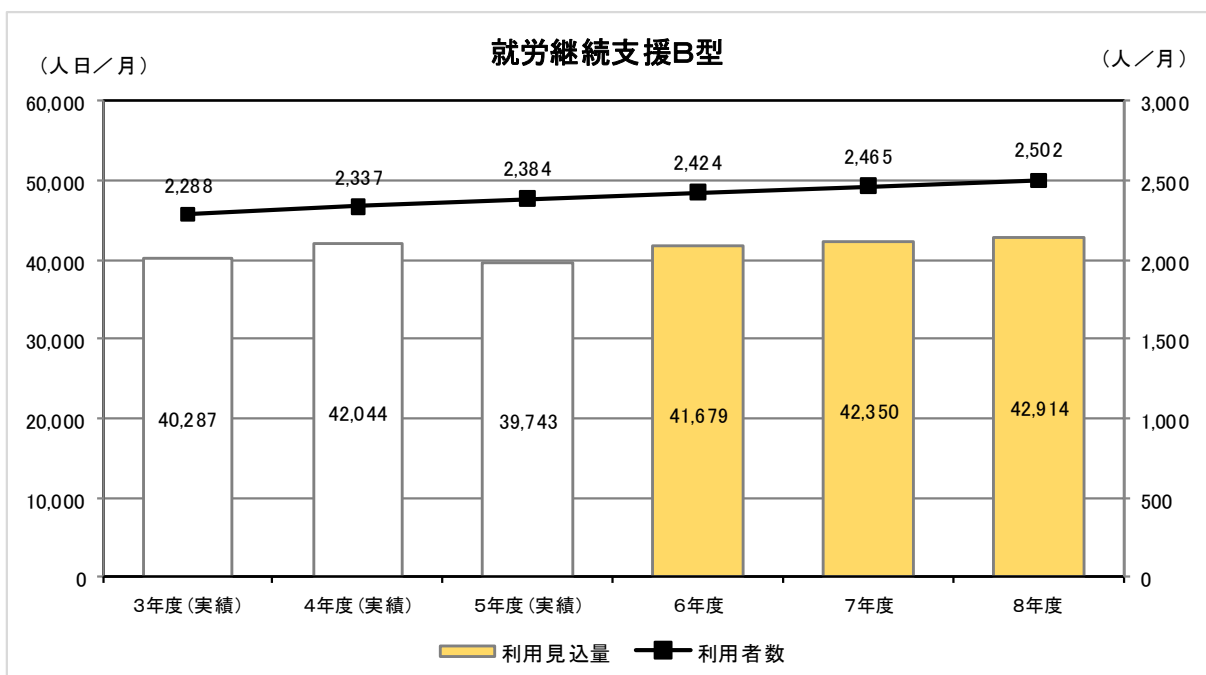




⑦ 就労継続支援B型

< 1か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

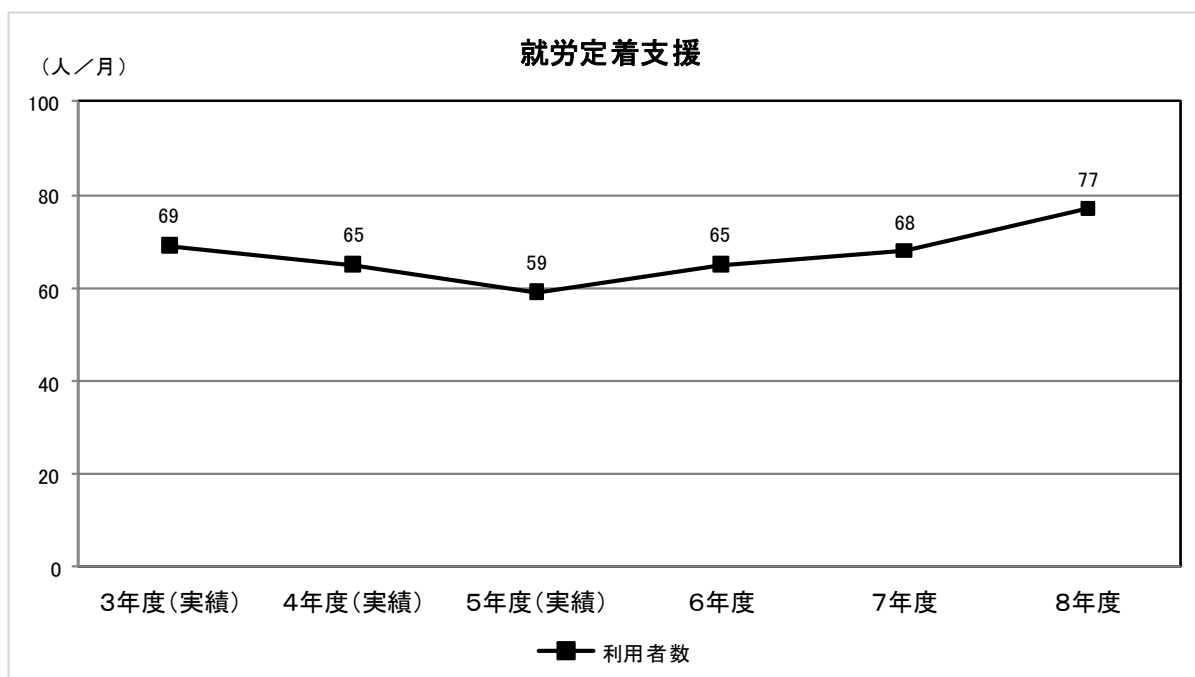
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	2,861	3,069	3,036	3,767	3,904	3,954
	利用者数	166	168	175	184	189	190
中央東	見込量	5,501	5,821	5,542	5,889	6,064	6,239
	利用者数	309	315	322	337	347	357
中央西 (高知市)	見込量	21,399 (17,120)	22,322 (17,879)	21,021 (16,789)	21,509 (16,711)	21,680 (16,798)	21,866 (16,899)
	利用者数	1,231 (1,006)	1,231 (1,006)	1,297 (1,054)	1,288 (1,031)	1,307 (1,044)	1,327 (1,058)
高幡	見込量	4,727	4,843	4,439	4,711	4,821	4,931
	利用者数	262	266	264	271	274	277
幡多	見込量	5,799	5,989	5,705	5,803	5,881	5,924
	利用者数	320	322	326	344	348	351
合計	見込量	40,287	42,044	39,743	41,679	42,350	42,914
	利用者数	2,288	2,337	2,384	2,424	2,465	2,502



⑧ 就労定着支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

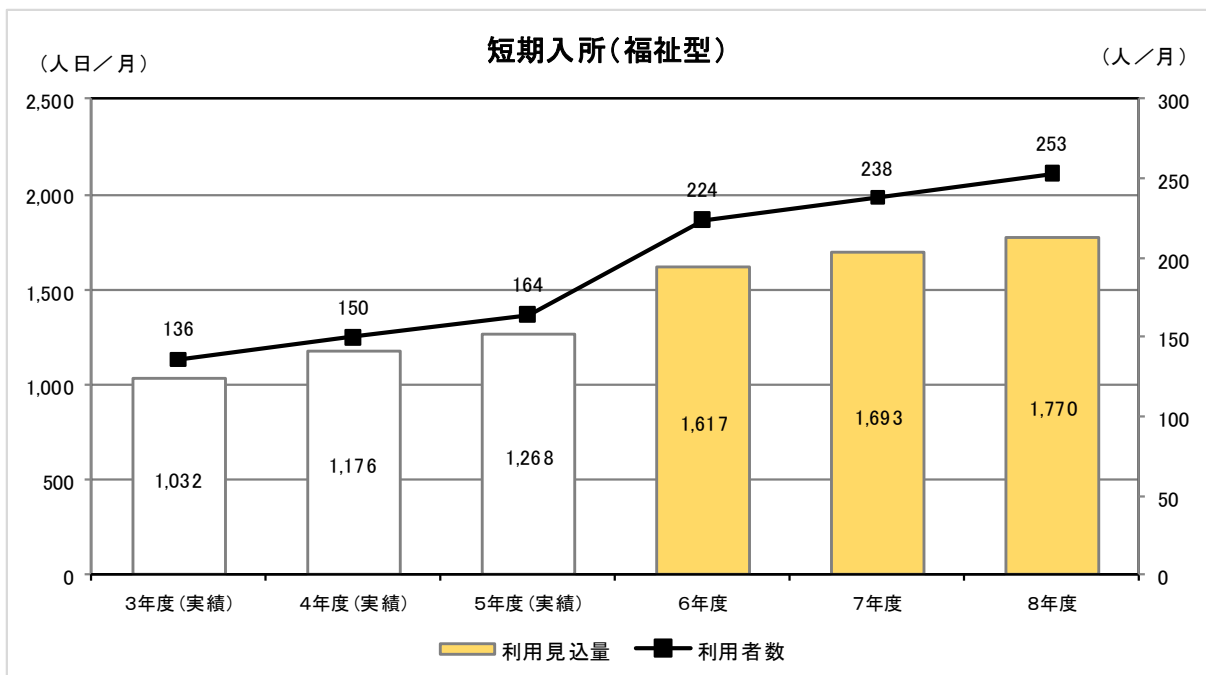
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	2	1	—	—	—	—
中央東	5	4	4	6	6	10
中央西 (高知市)	48 (40)	50 (41)	47 (39)	51 (41)	54 (44)	58 (47)
高幡	2	2	2	2	2	2
幡多	12	8	6	6	6	7
合計	69	65	59	65	68	77



⑨ 短期入所（福祉型）

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

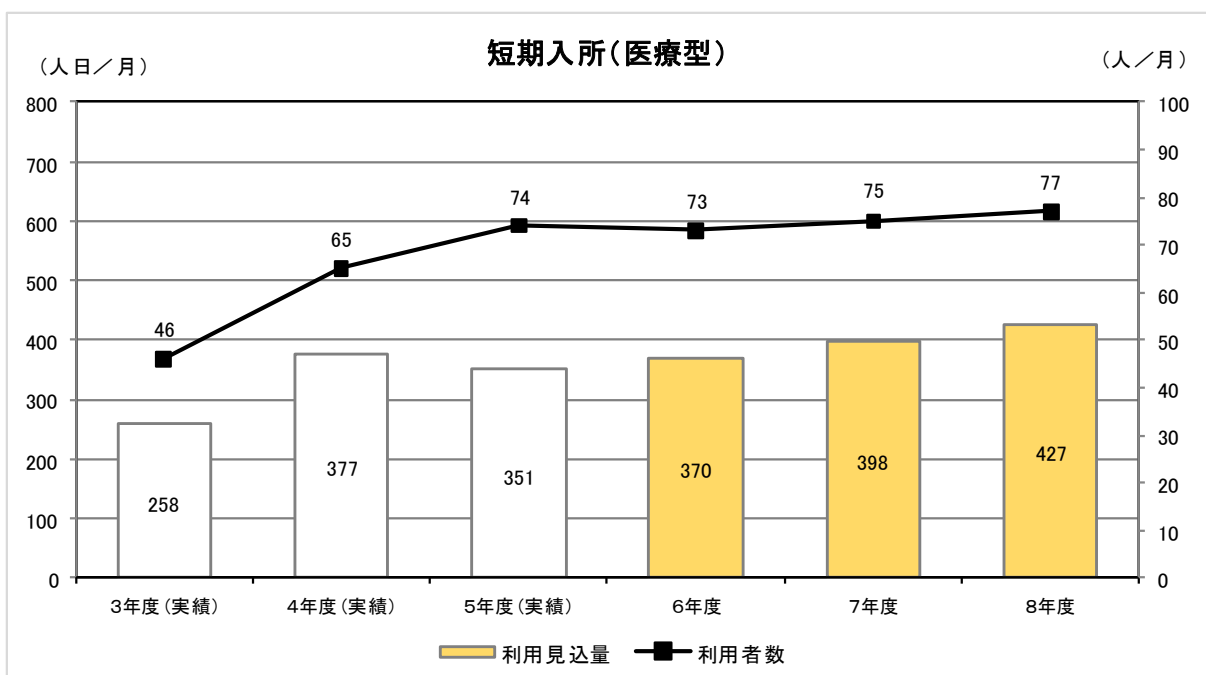
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	85	126	158	209	209	209
	利用者数	11	14	15	22	22	22
中央東	見込量	72	120	192	219	255	291
	利用者数	9	15	23	33	39	45
中央西 (高知市)	見込量	659 (444)	700 (461)	688 (458)	1,007 (469)	1,052 (486)	1,102 (508)
	利用者数	94 (60)	101 (65)	100 (67)	138 (67)	147 (72)	157 (78)
高幡	見込量	101	108	106	97	92	83
	利用者数	16	9	13	11	10	9
幡多	見込量	115	122	124	85	85	85
	利用者数	6	11	13	20	20	20
合計	見込量	1,032	1,176	1,268	1,617	1,693	1,770
	利用者数	136	150	164	224	238	253



⑩ 短期入所（医療型）

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

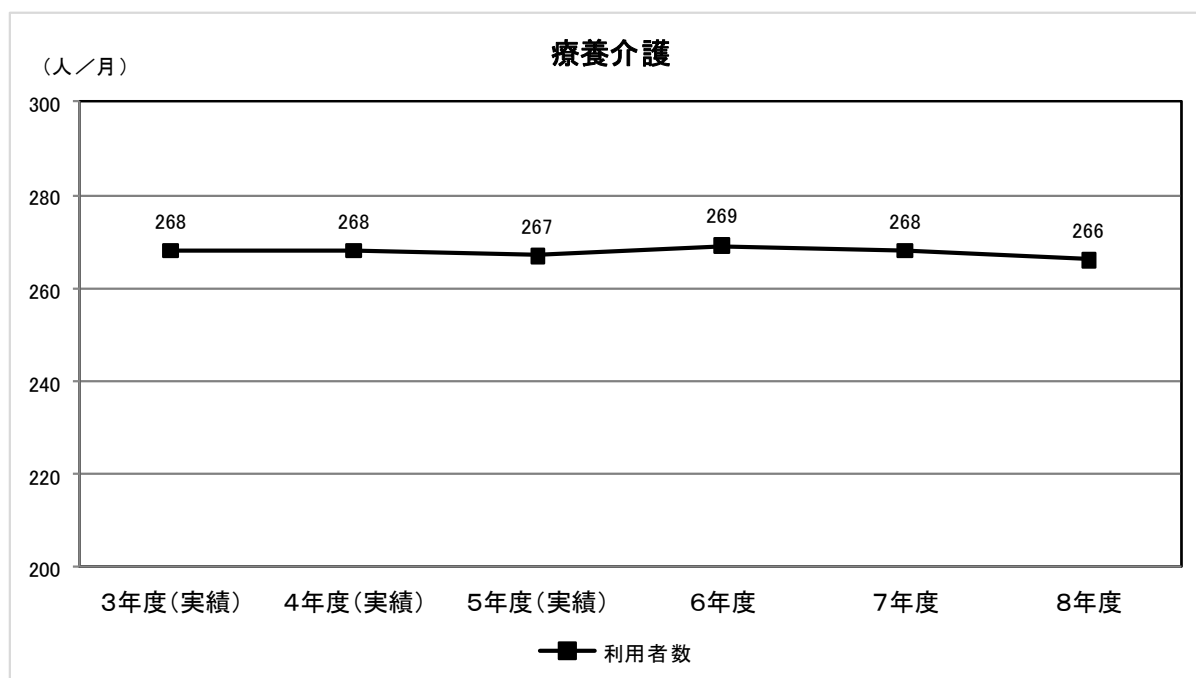
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	6	9	5	4	4	4
	利用者数	2	2	2	3	3	3
中央東	見込量	46	72	53	64	64	64
	利用者数	10	16	14	14	14	14
中央西 (高知市)	見込量	192 (160)	227 (188)	241 (192)	248 (178)	276 (206)	305 (435)
	利用者数	31 (25)	39 (34)	47 (40)	48 (39)	50 (41)	52 (43)
高幡	見込量	12	18	13	31	31	31
	利用者数	2	1	3	4	4	4
幡多	見込量	2	51	39	23	23	23
	利用者数	1	7	8	4	4	4
合計	見込量	258	377	351	370	398	427
	利用者数	46	65	74	73	75	77



⑪ 療養介護

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	28	27	27	27	27	27
中央東	47	47	46	47	46	45
中央西 (高知市)	125 (107)	125 (106)	126 (107)	126 (107)	126 (107)	126 (107)
高幡	17	17	15	16	16	15
幡多	51	52	53	53	53	53
合計	268	268	267	269	268	266

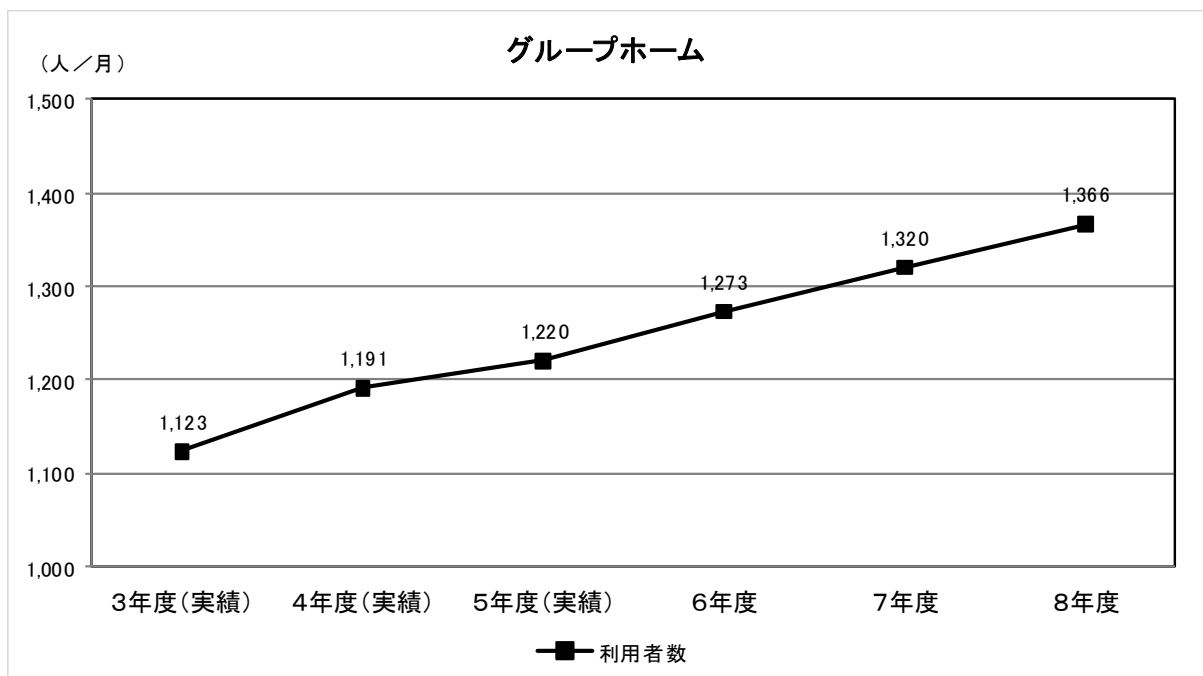


(3) 居住系サービス

① グループホーム

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

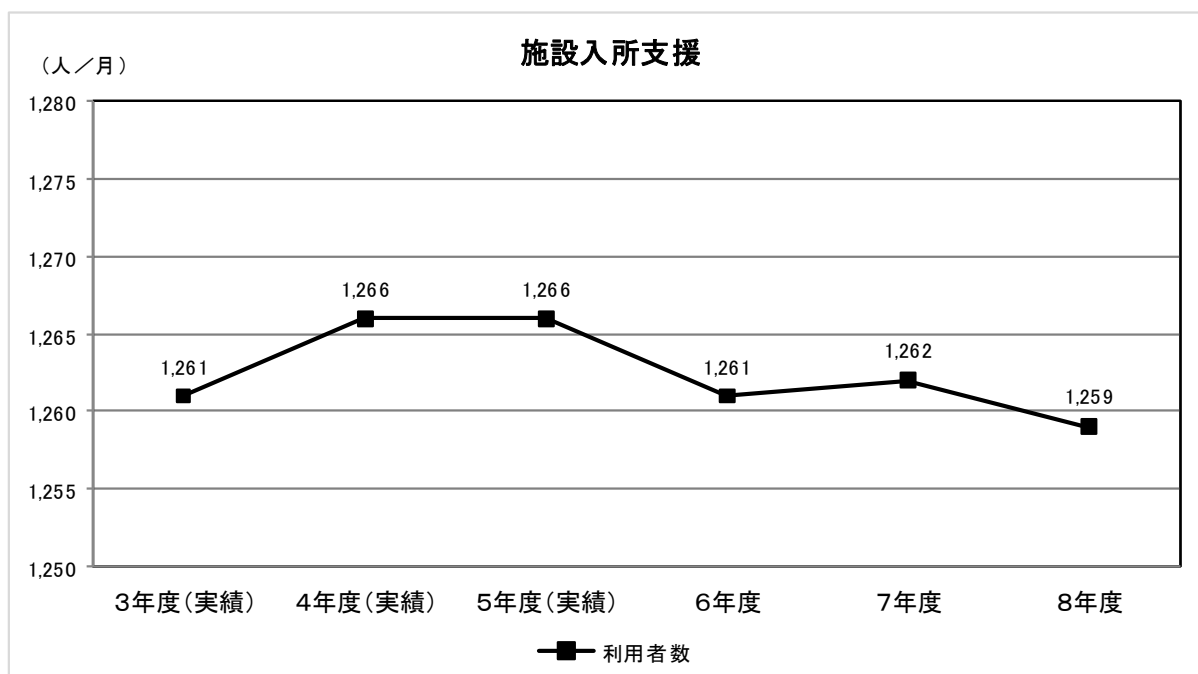
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	78	85	88	94	98	100
中央東	189	208	213	225	234	243
中央西 (高知市)	561 (424)	561 (467)	636 (491)	658 (510)	690 (539)	723 (569)
高幡	109	109	108	107	107	109
幡多	186	182	175	189	191	191
合計	1,123	1,191	1,220	1,273	1,320	1,366



② 施設入所支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

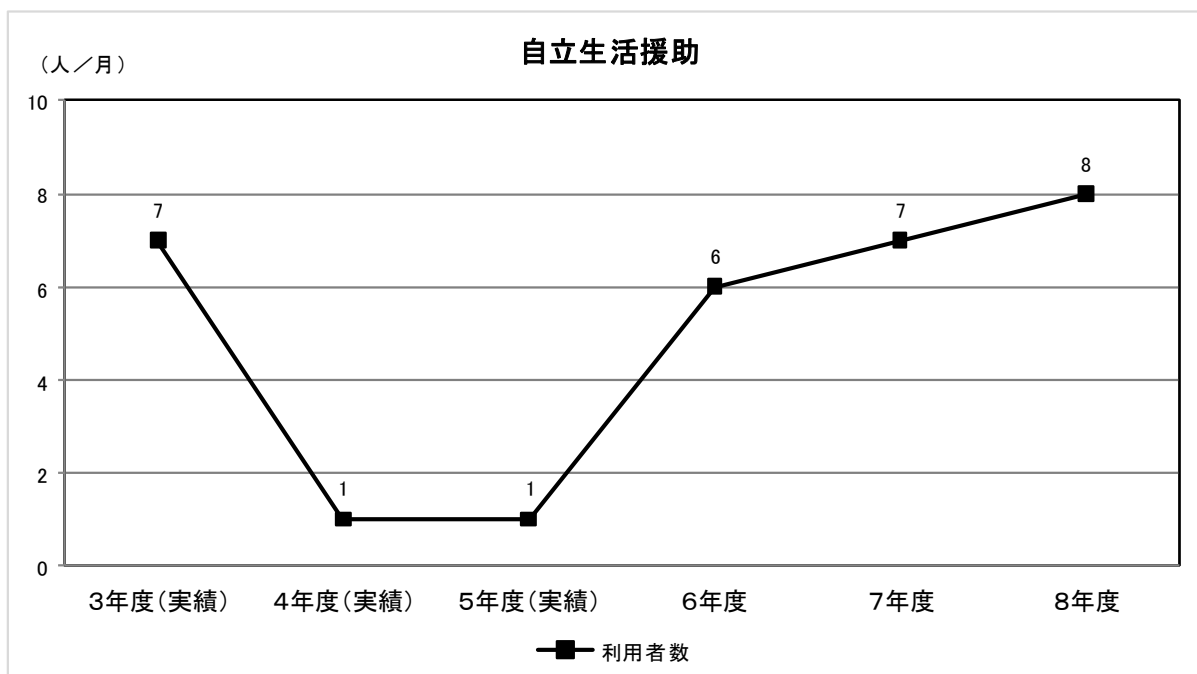
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	108	103	104	109	111	110
中央東	195	198	197	194	193	192
中央西 (高知市)	545 (405)	547 (405)	548 (405)	544 (400)	546 (400)	549 (400)
高幡	156	155	154	154	152	148
幡多	257	263	263	260	260	260
合計	1,261	1,266	1,266	1,261	1,262	1,259



③ 自立生活援助

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	1	1	2
中央西 (高知市)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
高幡	—	—	—	—	—	—
幡多	4	—	—	1	2	2
合計	7	1	1	6	7	8



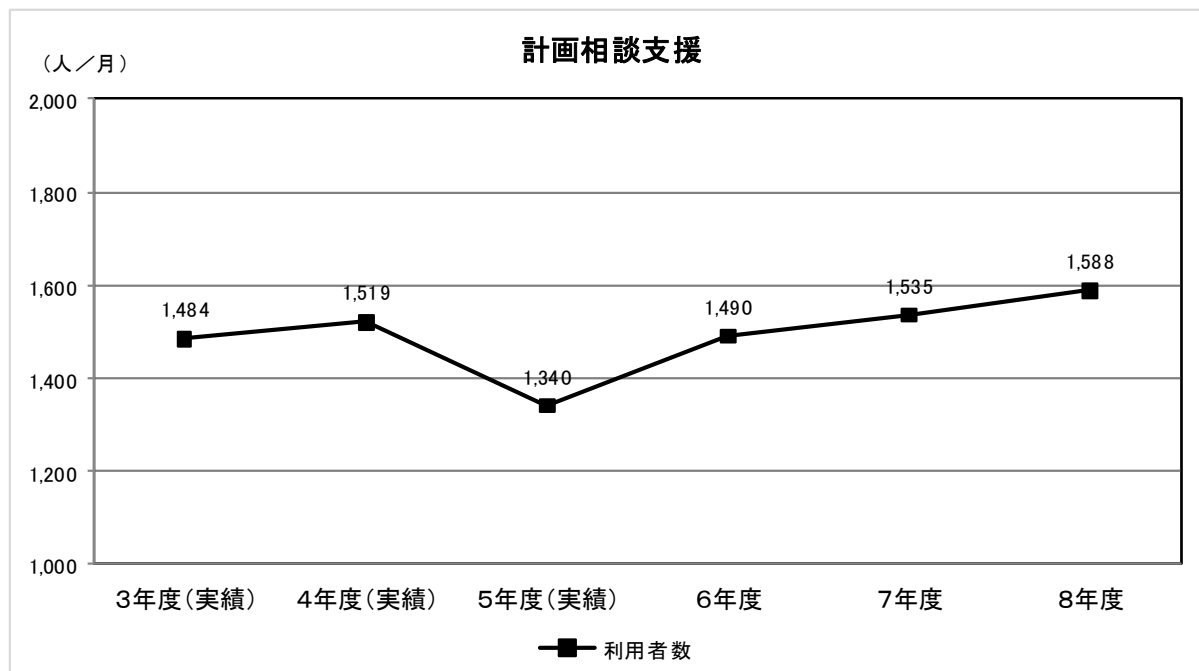


(4) 指定計画相談支援・指定地域相談支援

① 計画相談支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

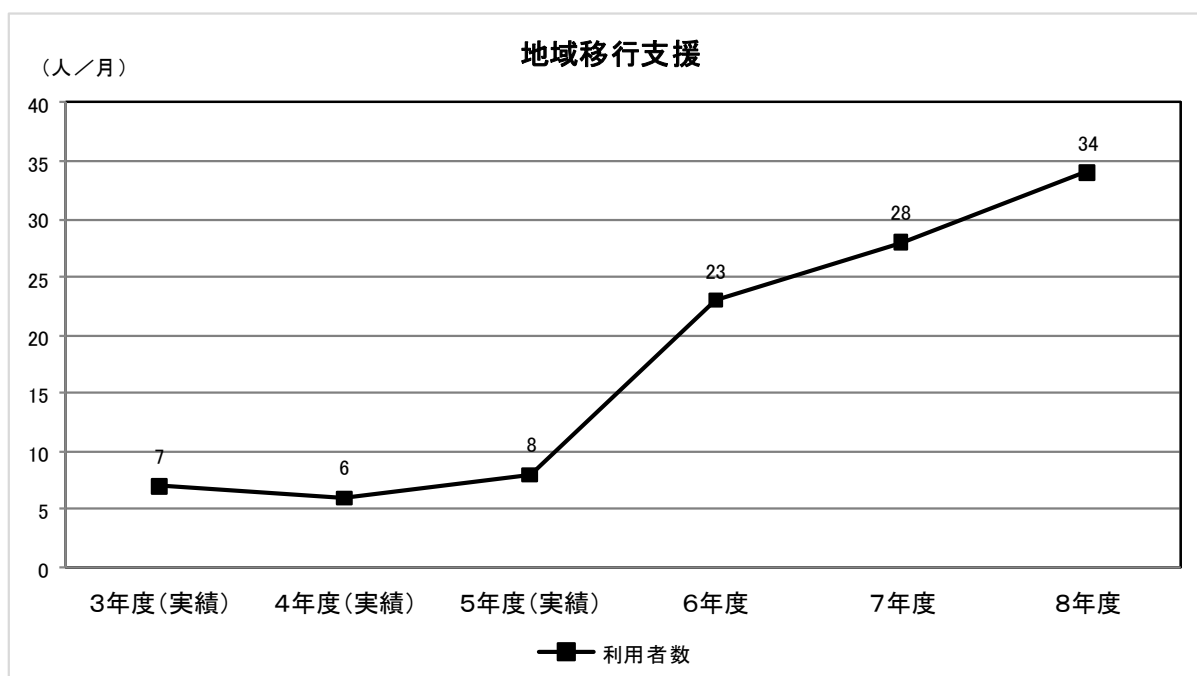
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	125	129	102	110	109	110
中央東	280	272	196	216	217	218
中央西 (高知市)	754 (588)	767 (608)	755 (608)	807 (624)	839 (649)	872 (675)
高幡	144	146	126	170	182	199
幡多	181	205	161	186	187	189
合計	1,484	1,519	1,340	1,490	1,535	1,588



② 地域移行支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

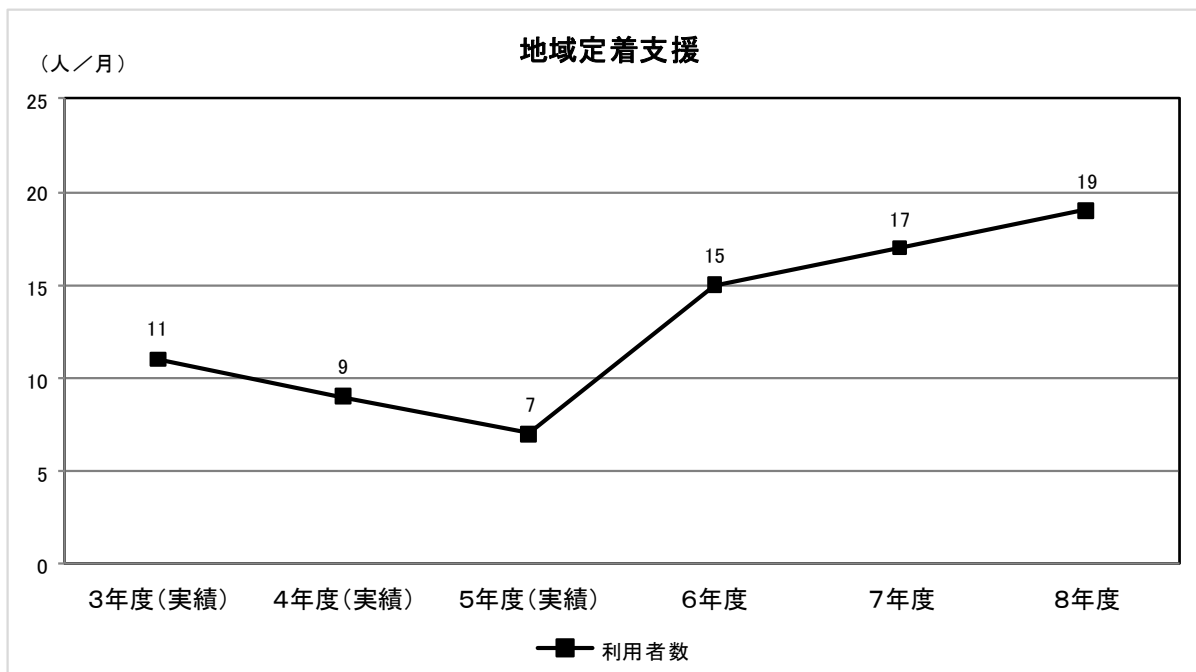
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	3	3	4
中央西 (高知市)	7 (7)	6 (6)	8 (8)	17 (15)	22 (20)	27 (25)
高幡	—	—	—	1	1	1
幡多	—	—	—	2	2	2
合計	7	6	8	23	28	34



③ 地域定着支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	3	3	3
中央西 (高知市)	11 (11)	6 (6)	4 (3)	10 (8)	12 (10)	14 (12)
高幡	—	—	—	1	1	1
幡多	—	3	3	1	1	1
合計	11	9	7	15	17	19



### 3 必要な見込量の確保等の方策

指定障害福祉サービスや指定相談支援の必要な見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

#### (1) 指定障害福祉サービスの充実

- 自宅やグループホーム等で生活する障害のある人の増加に伴って、訪問系サービスの利用の増加が見込まれることから、ホームヘルパー現任研修などの研修を計画的に実施し、必要なサービス量とともに、サービスの質の確保を図ります。
- 障害のある人の在宅等での生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携を図りながら短期入所事業の充実に努めます。
- 高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホーム等の整備が進んできましたが、地域によってはこれらのサービスの整備が十分に進んでいないところがあります。このため、こうした地域において優先的に施設整備を進めていきます。
- 事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、身近なところで障害福祉サービスが利用できるよう、事業所から遠隔地に居住する人に対してサービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所にも「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスの参入を促していきます。

あわせて、障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所において介護保険サービスを利用することができるよう、障害福祉サービス事業所において共生型サービスの導入が進むよう取り組んでいきます。

また、高知型地域共生社会<sup>(※)</sup>の拠点として、制度サービスの隙間を埋め、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることのできる「あったかふれあいセンター」等においても障害のある人が利用できるよう、機能の充実・強化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支え合いの地域づくりを進めていきます。

---

#### ※ 高知型地域共生社会

高知型福祉（あったかふれあいセンターに象徴される、中山間地域等における制度サービスの隙間を埋めて、県民誰もが住み慣れた地域で安心してともい支え合いながら暮らし続けられるための本県独自の取組）を継承しつつ、あったかふれあいセンターを活用しながら、市町村の分野を超えた包括的な支援体制の整備を「縦糸」として、人と人とのつながりの再生を「横糸」として推進することで織りなす本県が目指すべき地域共生社会の姿をさします。

- それぞれの地域で必要なサービスについて、市町村やサービスを提供する事業所等が情報を共有するとともに、連携してサービス確保等に取り組めるよう、市町村自立支援協議会におけるP D C Aサイクルに基づく分析や評価等の取り組みを支援します。
- 就労継続支援事業所の利用者の工賃水準の向上を図るため、工賃等向上アドバイザーを派遣するほか、商品の販路拡大等を図る共同受注窓口による営業活動や商品等のPRサイト「H a p p y」を活用して販売促進を図るなど、事業所の生産活動を支援します。  
また、障害者優先調達推進法に基づき調達方針を策定し、障害者施設等からの物品の購入等の拡大を図ります。

## (2) 相談支援の充実

- 障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。  
このため、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援が、その人のニーズや障害特性に応じて適切に行われるよう、相談支援従事者研修などを通じて、相談支援事業者の質の向上と確保に努めます。
- 県内の相談支援機能を充実するため、各圏域の事業所や就労支援機関など関係機関との連携を強化するとともに、市町村による相談支援の中核的な役割を担う市町村自立支援協議会の機能の充実や、基幹相談支援センターの設置など、広域的な支援体制の整備を進めます。
- 相談支援体制の整備を着実に進めていくため、地域の関係者が地域課題の共有及び検討を行う自立支援協議会が有効に機能するよう、圏域ごとに配置している障害者相談支援アドバイザーを活用した体制の充実に取り組みます。  
さらに、非常に高い専門性が求められる医療的なケアを必要とする重症心身障害児（者）の相談支援については、専門的な知識を有するアドバイザーを配置する等、市町村の相談支援体制の充実を図ります。  
また、相談支援に従事する人材の育成や専門性の向上を図るため、人材育成を担う人材の養成や、各圏域の課題を踏まえた地域内研修の実施、さらには県が実施する人材育成に関する研修の効果測定の仕事づくりなどに取り組みます。
- 発達障害児（者）が可能な限り身近なところにおいて必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援地域協議会で課題の把握や対応策への検討などを行うとともに、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる相談助言、研修、啓発などの支援に取り組みます。

## 4 地域生活支援事業

### (1) 発達障害者支援センター運営事業

#### ○ 実施する事業の内容

高知県では、発達障害者支援法の規定に基づく発達障害者支援センターの機能を担う機関として、平成18年に県立療育福祉センターに発達障害者支援センターを設置し、次のような業務を中心に活動をしています。

項目	内容
相談支援	発達障害児・者やその家族、関係機関等のさまざまな相談に応じ、助言、指導及び情報の提供等を行います。
発達支援	発達障害児・者やその家族、支援者からの発達支援に関する相談に応じるとともに、日常生活での適切な支援のあり方について、専門的なアセスメント（※1）に基づき、個々の特性に応じた助言、指導を行います。
就労支援	発達障害児・者の就労に関する相談に応じ、情報提供を行うとともに、必要に応じて就労先を訪問し、障害特性に関する助言や環境の調整について指導を行います。
普及、啓発、研修	発達障害についての理解を深めるための講演会を開催したり、支援機関の職員等を対象として、具体的な支援方法や環境設定等に関する研修を行います。また、関係機関や地域からの要請に応じて研修や講演を行います。

#### ○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

発達障害のある子どもへの支援については、二次障害の予防という観点からも早期発見・早期支援が重要となるとともに、身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

そのため、乳幼児健診などで発達の気になる子どもを早期に発見し、その子どもに合った支援につなげる取組を市町村が進められるよう支援します。

また、発達障害のある人への専門的な支援を行うことができる民間事業者と連携しながら、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム（※2）などを実施し、発達障害のある子どもが、身近な地域の支援者（保育士、保健師、障害児支援事業所の職員等）から支援を受けられる体制づくりを図ります。

さらに、「発達障害」が広く県民に周知・理解されて、発達障害のある人が安心して日常生活ができるよう、引き続き普及・啓発活動に取り組めます。

---

#### ※1 アセスメント

対象者に対して適切な関わりをするために、様々な情報を収集し、状態を見極めること。

#### ※2 ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム

育児に不安がある保護者などがグループで子どもの行動の理解や関わり方について学ぶプログラム。

## (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業

### ○ 実施する事業の内容

本県では、高次脳機能障害<sup>(※)</sup>者やその家族への支援の拠点となる機関として「高次脳機能障害支援拠点機関」(以下「支援拠点機関」といいます。)を平成20年度に設置し、次のような業務を行っています。

- ・ 高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援
- ・ 高次脳機能障害者への対処法を学ぶ家族教室
- ・ 関係機関と連携しながら高次脳機能障害者及びその家族のニーズに沿った個別支援
- ・ 高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発
- ・ 関係機関の職員に対する研修

### ○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

支援拠点機関の職員の専門性をさらに向上させ、より適切な相談支援が実施できる体制を構築するほか、地域での関係機関や医療従事者等の支援者を対象にした研修会を開催し、関係機関の連携強化と地域における対応力の向上を図ります。

また、相談支援のあり方や地域での対応力の向上等について、医療・保健・福祉・就労・教育等の関係機関で構成される高次脳機能障害支援委員会で協議・検討を進め、高次脳機能障害者の支援体制の整備に取り組んでいきます。

さらに、県民に対して高次脳機能障害に対する正しい知識の普及啓発を図るほか、支援拠点機関やその他の支援機関の周知を行います。

---

### ※ 高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

### (3) 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策について、平成30年3月に「高知県アルコール健康障害対策推進計画」を、また、令和4年10月に「高知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症における「発症予防（一次予防）」「進行予防（二次予防）」「再発予防（三次予防）」の各段階に応じた対策に取り組んできました。

令和6年度からは、アルコール健康障害やギャンブル等依存症に加え、薬物依存症なども含めた依存症対策を総合的に推進するため、新たに策定した「高知県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら取組を進めていきます。

依存症への誤解や偏見をなくすために正しい知識の普及啓発を図るとともに、住民の生活支援や相談支援に関わる関係機関の職員等への研修を行います。また、若い世代への予防教育や、依存症の正しい知識や相談窓口等の情報をメンタルヘルス総合サイト（メンタルヘルスサポートナビ）等を活用して周知・啓発します。

さらに、依存症からの回復には、自助グループ等の民間団体による支援が重要であることから、こうした団体の活動への支援を行っていきます。

また、必要な治療につなげられるよう精神科病院とかかりつけ医療機関との連携強化を図ります。

### (4) 広域的な支援事業等

#### ① 相談支援体制整備事業

県内全市町村に設置されている市町村自立支援協議会の運営等への支援や、相談支援従事者のスキルアップのための助言・指導を行うために、圏域ごとに配置しているアドバイザーを活用して、県内の相談支援体制強化に取り組めます。

また、県自立支援協議会において、各市町村の相談支援体制の状況を把握しながら、広域的な相談支援体制の整備に向けた取り組みを推進していきます。

#### ② 障害児等療育支援事業

在宅で生活している障害のある人に対し、巡回による療育相談や健康診査を実施するとともに、障害児保育を行う保育施設の職員に対して療育技術の指導を行うなど、身近なところで療育支援が受けられるよう関係機関と連携しながら取り組めます。また、専門的な研修を受けた職員が、医療的ケア児の個別支援計画の策定や個別避難計画等の作成のサポート、支援の総合調整を行います。



## (5) 障害者就業・生活支援センター事業

### ○ 実施する事業の内容

障害福祉サービスを利用している人を含む求職中の人に対し、その人の希望や適性に応じた職業に就くことができるよう企業での実習や訓練先などを紹介するとともに、就業中の人に対しては、継続して仕事ができるよう様々な相談に対応するなどの支援を行います。

また、社会人としての生活習慣の体得や自己管理、各種手続きなどの生活支援を併せて行うことで、障害のある人の日常生活や社会生活を支援します。

### ○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

各圏域に1か所ずつ障害者就業・生活支援センターを設置し、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援拠点機関、若年性認知症支援コーディネーターや地域の就労支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと連携しながら障害のある人の支援に取り組んでいます。

今後は、これらの支援機関との連携をより一層強めるとともに、市町村や相談支援事業所とも連携を図りながら一般就労を目指す人を支援します。また、就業中の人の仕事や日常生活上のストレスを抱え込んだ結果、離職してしまうといったことのないよう、きめ細かな相談支援に取り組めます。

## (6) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

令和4年5月に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」において、障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることや障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることや障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすることなどが求められています。障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、誰もが意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

### ○ 実施する事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思疎通を図ることが困難な人に対し、自立した社会生活の便宜を図るため、意思疎通支援を行う者の養成を促進するとともに、資質の確保に努めます。

- ・ 手話通訳者養成研修事業
- ・ 要約筆記者養成研修事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

聴覚に障害がある人などからの意思疎通支援に関するニーズは、県内全域において年々増加しており、いつでもどこでも意思疎通支援が受けられる体制づくりが求められています。

そのため、県中央部、東部、西部地域においても意思疎通支援者の養成研修事業を実施し、人材の確保に努めます。

また、意思疎通支援者の質の向上を図るため、現任研修の充実に努めます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

○ 実施する事業の内容

意思疎通を図ることが困難な人の社会参加を図るため、市町村と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。

- ・ 手話通訳者派遣事業
- ・ 要約筆記者派遣事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

養成研修事業・現任研修を充実させることで、派遣体制の充実に図り、利用者のニーズに対応できるよう努めます。

■ 表Ⅳ－４－１ 地域生活支援事業各年度の実施見込み

事業名	実績			実施見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
専門性の高い相談支援事業						
発達障害者支援センター運営事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
発達障害者支援センターによる相談件数	754件	690件	670件	700件	700件	700件
発達障害者支援センター及び地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	25件	76件	80件	80件	80件	80件
発達障害者支援センター及び地域支援マネジャーが実施する研修、啓発件数	37件	30件	35件	35件	35件	35件
発達障害者支援地域協議会の開催数	2回	2回	1回	2回	2回	2回
障害者就業・生活支援センター事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
高次脳機能障害支援普及事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害児等療育支援事業	13ヶ所	12ヶ所	11ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
手話通訳者養成研修事業 修了者数 (新規登記者数)	43人 (2人)	45人 (5人)	60人 (7人)	60人 (7人)	60人 (7人)	60人 (7人)
要約筆記者養成研修事業 修了者数 (新規登記者数)	12人 (3人)	10人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 修了者数 (新規登記者数)	0人 (0人)	10人 (7人)	8人 (8人)	8人 (8人)	8人 (8人)	8人 (8人)
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 修了者数 (新規登記者数)	12人 (5人)	9人 (9人)	16人 (16人)	16人 (16人)	16人 (16人)	16人 (16人)

事業名	実績			実施見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
広域的な支援事業						
都道府県 相談支援体制整備事業 (アドバイザーの配置人数)	8人	8人	8人	8人	8人	8人
都道府県自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣 事業						
手話通訳者市町村派遣件数	1,281件	1,183件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件
要約筆記者市町村派遣件数	17件	10件	20件	50件	50件	50件
〔市町村での対応が困難な場 合に派遣した(する)件数〕	(0件)	(0件)	(0件)	(1件)	(1件)	(1件)
盲ろう者向け通訳・介助員派 遣事業	78件	70件	70件	180件	180件	180件

※令和5年度実績は、見込みを含む。

## 5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

県内では地域によってばらつきはあるものの、訪問系サービスやグループホーム等の整備が進み、入所施設以外で生活する人も増えてきました。一方では、障害者支援施設の入所者を含めて、障害のある人やその家族の高齢化が進んでいることから、障害者支援施設のニーズもあります。また、多くの障害者支援施設で、定員の範囲内で空室を利用した短期入所事業が実施され、障害のある人の在宅生活を支えています。

こうした現状を踏まえ、計画期間中の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、現在の入所定員総数を維持し、県全域を1圏域として、以下のとおり定めることとします。

■ 表Ⅳ－5－1

	令和5年7月 時点の定員数	6年度	7年度	8年度
指定障害者支援施設の 必要入所定員総数	1,350人	1,350人	1,350人	1,350人

(参考) 県内の障害者支援施設の入所者(県内利用者)の状況(令和5年3月末現在)

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳 以上	合計
5人 (0.4%)	96人 (7.7%)	138人 (11.0%)	243人 (19.4%)	325人 (26.0%)	130人 (10.4%)	313人 (25.0%)	1,250人

## 6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために 講ずる措置

### (1) 障害福祉サービス等に従事する人材の養成

- 障害福祉サービス等に従事する人材については、サービス等の提供に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。また、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠です。
- 県では、高知県自立支援協議会（人材育成部会）において、サービス管理責任者及び相談支援従事者などのサービス提供に係る人材の養成ビジョンを策定し、資質向上のための研修体制などについて検討や見直しを行い、専門的な人材の養成に努めてきました。
- 新任や中堅、部門管理職など階層別の研修や、福祉サービスの専門職を希望する人の資格取得に向けた研修、現任者研修の充実やスキルアップのための研修、ケア技術研修等を実施する福祉研修センターと連携して、計画的に実施していくことにより、障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上に取り組みます。  
(表Ⅳ－6－1 参照)

### (2) 障害福祉サービス等に従事する人材の確保・定着

#### ① 職場環境の改善による魅力ある職場づくり

- 事業所の生産性向上や業務効率化、職員の身体的負担の軽減等を図るために、ICT（情報通信技術）機器や介護ロボット、福祉機器等の導入に対する支援を強化します。
- 導入した福祉機器等を現場で効果的に活用し、介護職員と利用者双方に優しい「ノーリフティングケア」（持ち上げない、抱え上げない、引きずらないケア）を県内に一層普及、定着させる取り組みを進めます。

#### ② 処遇改善につながるキャリアアップ

- 施設・事業所における職員のキャリアパス（職位や役職に就くまでにたどる経歴や道筋）の形成を促進するため、福祉研修センターにおいて、体系的・計画的な研修を実施します。また、研修期間中は代替職員の派遣を行うなど、施設・事業所職員が研修に参加しやすい職場環境づくりを継続して実施します。

③ きめ細やかな支援策による多様な人材の参入促進

- 「福祉人材センター」において、職場開拓や職場体験のコーディネート、ふくし就職フェアの開催、ハローワークでの出張相談やセミナーの開催などを実施し、新規参入者や有資格者などの求職者と求人事業所とのマッチングの強化を図るとともに、福祉研修センターと連携して段階に応じた研修を提供し、就職後のスキルアップや職場定着等を支援します。

④ 資格取得支援策の強化

- 介護福祉士養成施設に進学した学生への修学資金の貸付や、介護福祉士国家試験の受験要件となっている実務者研修の取得にかかる経費等へ貸付を行います。
- 他職種から一定の研修を受けて障害福祉分野の介護職に就業しようとする方への必要な経費の貸付を行います。

⑤ 福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得の促進

- 職員の育成や定着、利用者の満足度の向上につながると考えられる取り組みについて、県が一定の基準を定め、達成に向けた各事業所の主体的な取り組みを支援することで、職場環境の整備による職員の定着促進とサービスの質の向上を図ります。
- 基準を満たしている事業所については、県が認証し、広く発信することで、福祉・介護の仕事の理解促進とネガティブイメージの払拭による新規参入の促進を図ります。

⑥ 福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進

- 高校生に対する「福祉の仕事」セミナーの実施やガイドブックの作成・配布、小・中・高校生を対象に関係団体が実施するキャリア教育への支援など、関係団体との連携による福祉教育を推進します。

また、将来を担う若い世代の意識醸成や学習機会のさらなる充実に向けて、福祉関係者による学校の福祉教育への協力体制の構築に取り組みます。

(3) 障害支援区分認定にかかる人材の育成

- 障害支援区分は、市町村が支給するサービスの種類や量などを決定するための判断材料であり、障害のある人がそれぞれのニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるようにするためには、一人ひとりの障害特性に応じた支援区分の認定が、適

正に行われる必要があります。

- 県では、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員を対象に、認定調査の方法や判断基準を理解し、適正な認定を行うための研修を実施してきました。今後も、認定調査員や審査会委員がそれぞれの障害特性の理解を深めるための研修や、担当者間で協議しながら進める実践的な演習の実施など、研修内容の充実・強化を図り、障害支援区分認定が適正に行われるよう、人材の育成に取り組んでいきます。

■ 表Ⅳ－6－1 各研修における受講者数（単位：人）

事業名	5年度までの実績	6年度	7年度	8年度
相談支援従事者研修事業（初任者研修）	1,010	48	48	48
相談支援従事者研修事業（現任研修）	657	48	48	48
主任相談支援専門員研修	20	6	6	6
サービス管理責任者研修事業（基礎研修）	2,018	105	105	105
サービス管理責任者研修事業（実践研修）	165	105	105	105
サービス管理責任者研修事業（更新研修）	509	140	140	140
ホームヘルパー現任研修事業	1,292	40	40	40
同行援護従事者養成研修（一般課程）	1,354	70	70	70
同行援護従事者養成研修（応用課程）	427	30	30	30
行動援護従事者養成研修	297	30	30	30
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	930	50	50	50
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	414	25	25	25
障害支援区分認定調査員等研修事業				
① 障害支援区分認定調査員研修				
ア 初任者研修	932	30	30	30
イ 現任研修	401	30	30	30
② 市町村審査会委員研修				
ア 初任者研修	108	5	5	5
イ 現任研修	186	20	20	20

※サービス管理責任者研修事業（基礎研修）の実績は、児童発達支援管理責任者研修についての実績を含む



(4) 事業者に対する第三者の評価

- 社会福祉法第 78 条では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことや、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう、努めなければならないとされています。
- 適切な第三者による評価は、サービスの質を向上させるための施策の一つであることから、県では、この第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。

## 7 その他、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### (1) 障害のある人に対する虐待の防止

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、指定障害福祉サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなど必要な体制を整備するとともに、従業者に対する研修を実施するなどの措置を講じる必要があります。
- 県では、施設の実地指導において、障害のある人に対する虐待の防止を重点項目としており、今後も指定障害福祉サービス等事業者に対する指導を徹底していくとともに、障害者虐待の防止等のための情報の提供や広報その他の啓発活動等を実施することにより、市町村における虐待防止担当者や施設従業者等を対象とした研修の充実を図ります。
- 市町村や関係機関に対して、高知弁護士会及び高知県社会福祉士会が設置している高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの周知を行い、必要な時にタイムリーに専門家チームを派遣できる体制整備を推進するなど、障害のある人の権利擁護に取り組んでいきます。

### (2) 意思決定支援の促進

- 障害のある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害のある人の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進することが必要です。
- 県では、相談支援従事者やサービス管理責任者の研修等において国の意思決定ガイドラインを活用し、意思決定支援の質の向上を図るとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対しても周知を図るよう努めます。
- 市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図り、成年後見制度利用促進計画の策定や地域の実情に応じた仕組み（地域連携ネットワーク）づくりを支援します。

### (3) 社会参加等の促進

#### ① 普及啓発の取り組み

- 県では、障害者週間（12月3日～12月9日）に開催する「障害者週間の集い」などの催しや、テレビ・ラジオ、広報誌などを通じた広報啓発活動を行い、障害や障害のある人に対する県民の理解促進に取り組んでいきます。

#### ② バリアフリー化等への取り組み

- 障害のある人の地域での生活を支援し、社会参加の機会を増やすためには、一人ひとりに適した移動手段を確保することが大切です。交通関連施設のバリアフリー化を進めるため、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に沿って、引き続き、バリアフリー化に取り組めます。
- 「こうちあったかパーキング制度（高知県障害者等用駐車場利用証交付制度）」により、障害者等用の駐車場の適正利用を促進していきます。
- 外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるためのヘルプマークを平成30年7月から配布しています。ヘルプマークを持っている方が必要な支援や配慮が受けられるよう、マークの趣旨について、引き続き普及啓発に取り組めます。

#### ③ 文化芸術活動推進の取り組み

- 障害のある人の文化活動を促進するため、県では、平成9年度から毎年、「高知県障害者美術展（スピリットアート）」を開催しています。また、平成23年度から、県内のNPO法人が、障害のある人が制作した絵画などの美術作品を収蔵、展示する場として開設した「藁工ミュージアム」と連携してきました。
- 平成30年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行に伴い、国の障害者芸術文化活動普及支援事業を活用し、「藁工ミュージアム」を障害者芸術文化活動支援センターとして位置づけ、文化芸術活動を行う障害のある人本人やその家族、事業所、文化施設に対する支援や相談窓口の運営などに取り組んでいます。
- 今後は、美術分野に加えて舞台分野についても支援を行い、活動できる分野の裾野を広げることで、障害のある人の芸術活動への参加機会を充実していきます。

- 令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行に伴い、令和2年7月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。このため、県では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍の提供等や視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備など、読書バリアフリーの推進に取り組んでまいりました。今後は、教育委員会や市町村立図書館などの関係機関との連携を密にして、視覚障害者等の身近な地域で読書環境が整備されるよう取り組みます。

#### ④ 障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり

- 障害のある人が身近な地域で安心してスポーツに参加できる機会の拡充や、全国大会等を目指す選手の育成、障害のある人のスポーツ活動を支援する体制の整備などにより、障害のある人のスポーツ参加の拡大や競技力の向上を図ります。

#### (4) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、国や地方公共団体などの行政機関等は、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、その職員が適切に対応するために必要な「対応要領」を定めることとされており、県では、法の施行に合わせ「対応要領」を策定し、適切な対応ができるよう職員への研修を実施しています。
- 関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、解決策等について協議することにより、類似事案の再発防止の取り組みや相談体制の強化を進めています。
- 令和6年4月には、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めていくこととしています。また、障害者差別解消法の改正により、同4月から事業者による合理的配慮の提供が義務となること等をふまえ、関係団体と連携して周知・啓発を一層強化していきます。

#### (5) 事業所における利用者の安全確保等

- 指定障害福祉サービス等事業者は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきであり、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。県では、取組の

好事例を情報提供するなど事業者の安全確保に向けた取り組みを促進します。

- 日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながる  
とともに、福祉避難所として地域の安全確保の拠点となる場合は、防災対策を考えて  
いくことも必要なため、県では、関連した取り組みとなるよう普及・啓発に努めます。
- 障害者等の安全を確保するとともに、障害福祉サービス等を継続して提供するため、  
障害者施設等の耐震化及び高台への移転を支援します。
- 障害福祉サービスは、障害のある人やその家族の生活に必要不可欠なものであり、  
感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して  
必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。県では、日頃からの備えや業  
務継続計画の実効性の確保に対する取り組みを支援します。

## V 障害のある子どもへの支援

### 1 基本的な視点

#### (1) できるだけ早い時期から、身近な地域で支援が受けられる体制づくり

障害のある子ども本人の最善の利益（※1）を考慮しながら、子どもの健やかな育成を支援するため、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制づくりを目指していきます。

#### (2) 切れ目のない一貫した支援

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

支援を必要としている障害のある子ども及びご家族に対し、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで関係機関が連携を図り、一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

#### (3) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児（※2）、難聴児など特別な支援が必要な障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう障害児支援の充実を図るとともに、保健、医療、教育等の各専門分野の支援が受けられるよう連携し、支援体制を構築していきます。

---

#### ※1 子どもの最善の利益

「児童の権利に関する条約」において基本原則として掲げられている、子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則。

#### ※2 医療的ケア児

児童福祉法第56条の6第2項に規定される「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」。

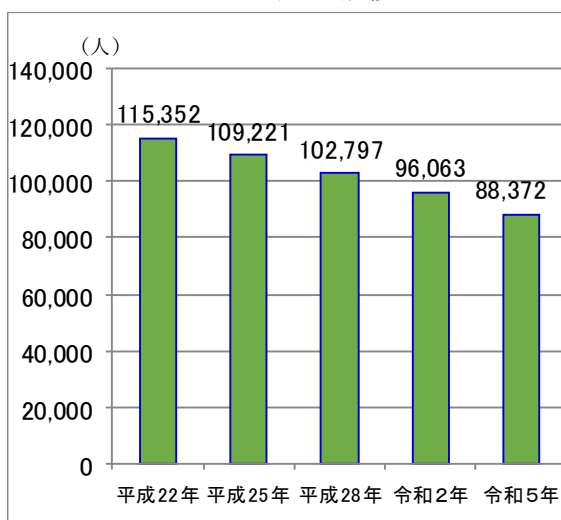
## 2 障害のある子どもの動向

### (1) 18歳未満の人口の推移等

本県の18歳未満の人口は、年々減少し、令和5年3月31日現在では、約8万8千人、6才未満の人口は約2万5千人となっています。(図V-2-1参照)

また、18歳未満の障害者手帳の交付者数は、1,547人で、18歳未満人口の約1.8%を占めています。(図V-2-2参照)

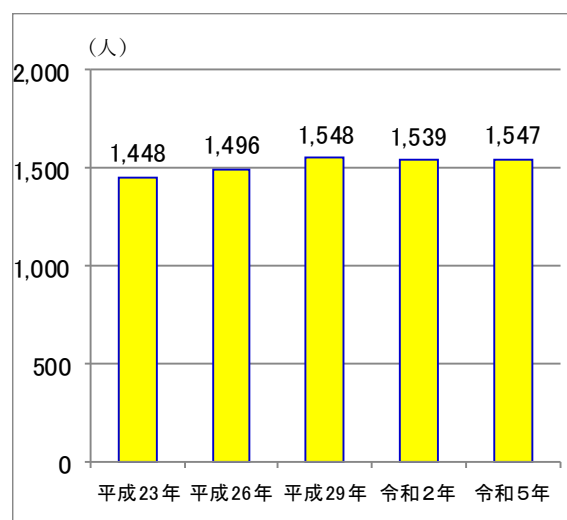
■ 図V-2-1 高知県の18歳未満の人口推移



資料：総務省統計局「国勢調査」より

※平成25、28年、令和5年は高知県推計人口調査より

■ 図V-2-2 障害者手帳交付者数(18歳未満)の推移

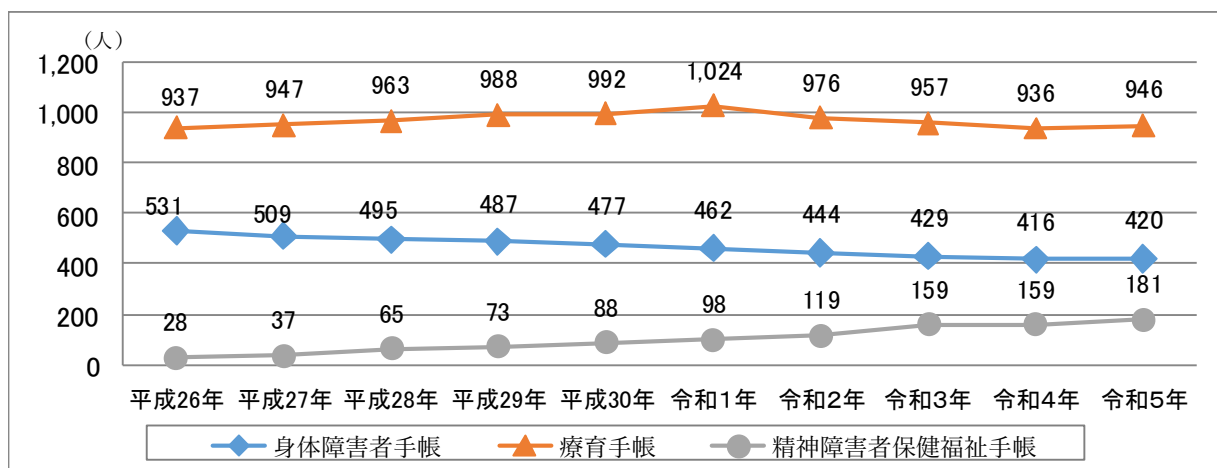


※各年3月31日現在

### (2) 各種手帳の交付状況等

身体障害者手帳の交付者数は、減少傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあります。(図V-2-3参照)

■ 図V-2-3 各障害者手帳交付者数(18歳未満)の推移(各年3月31日現在)

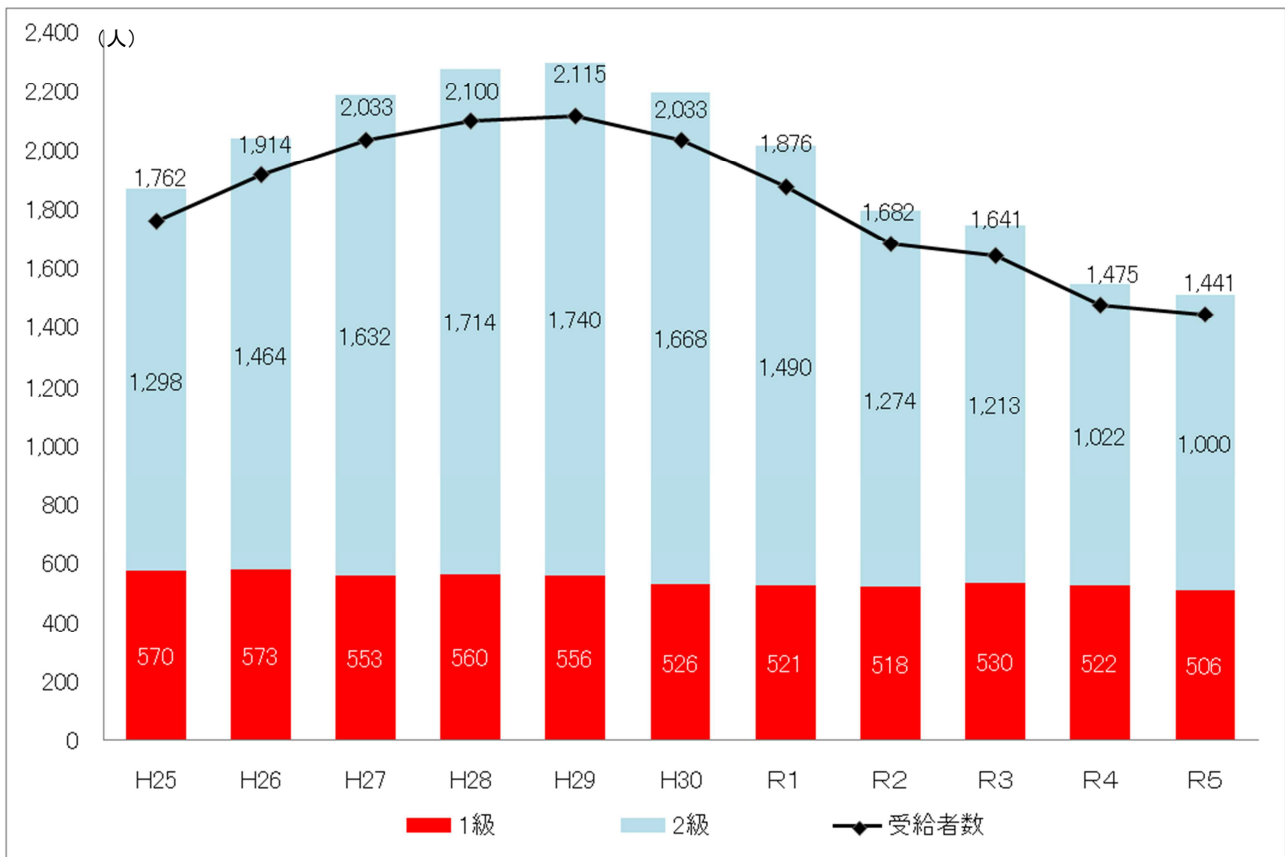


(3) 特別児童扶養手当

令和5年3月31日現在の受給者数は1,441人で、支給対象障害児数は1,506人と平成29年をピークに減少傾向にあります。また、支給対象障害児数のうち2級が約7割となっています。(図V-2-4参照)

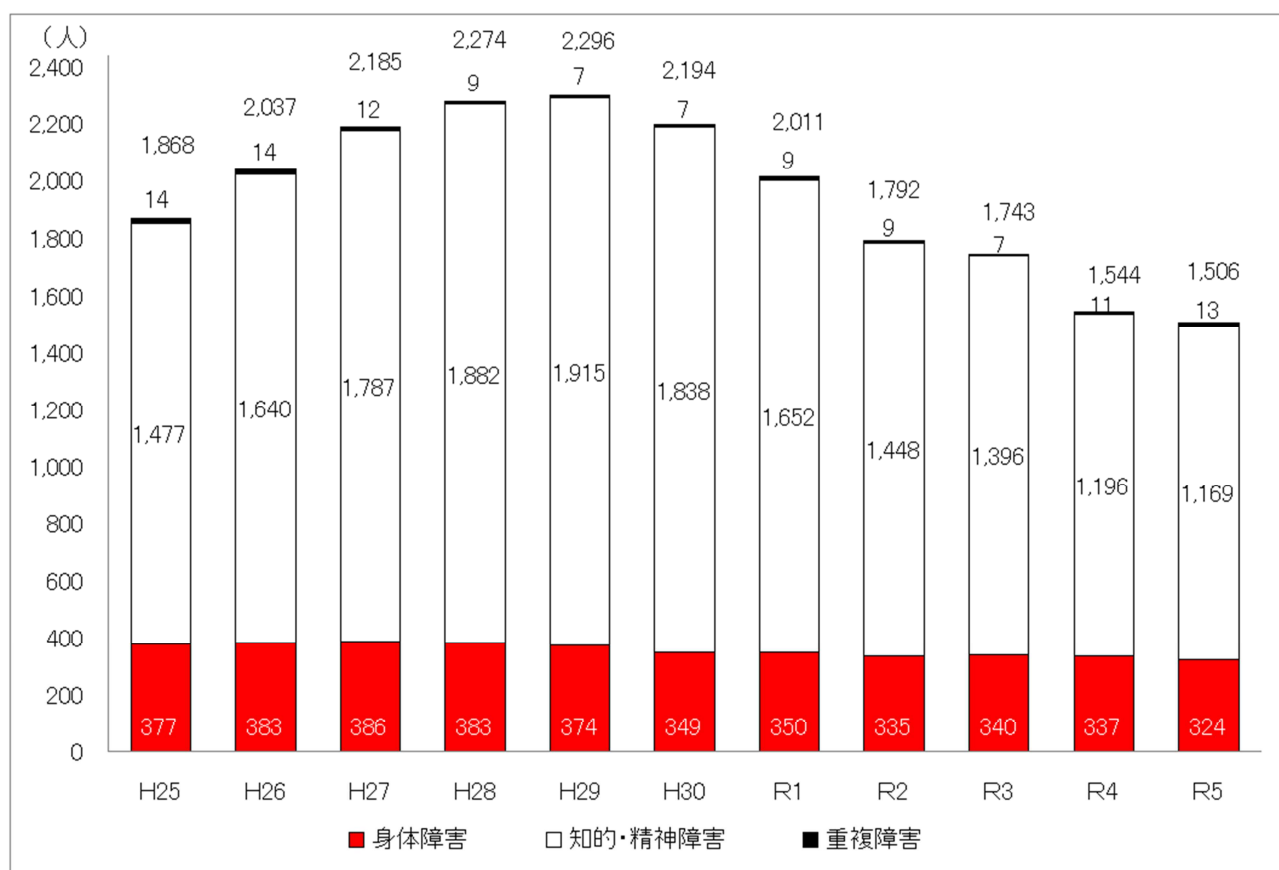
障害別では、支給対象障害児数のうち知的・精神障害が約8割となっています。(図V-2-5参照)

■ 図V-2-4 受給者数及び級別支給対象障害児数の推移 (各年3月31日現在)





■ 図V-2-5 障害別支給対象障害児数の推移（各年3月31日現在）



(4) 障害児保育の実施状況

県内では、169か所の保育所（認可保育所）で509人の障害のある子どもを受け入れています。

■ 表V-2-1 障害児保育の実施状況

年度	障害児受入保育所数	障害児数	うち特別児童扶養手当支給対象数
令和4年度	169	509	(162)
令和元年度	180	528	(203)

(5) 特別支援学校（国・公立）・特別支援学級在籍児童生徒数等

特別支援学校に在籍する児童生徒の中では、知的障害の児童生徒が最も多く、全生徒数の約8割となっています。（表V-2-2参照）また、卒業生の進路状況では、毎年、卒業生の約2～3割が就業し、約5～7割が福祉施設等を利用しています。（図V-2-6参照）

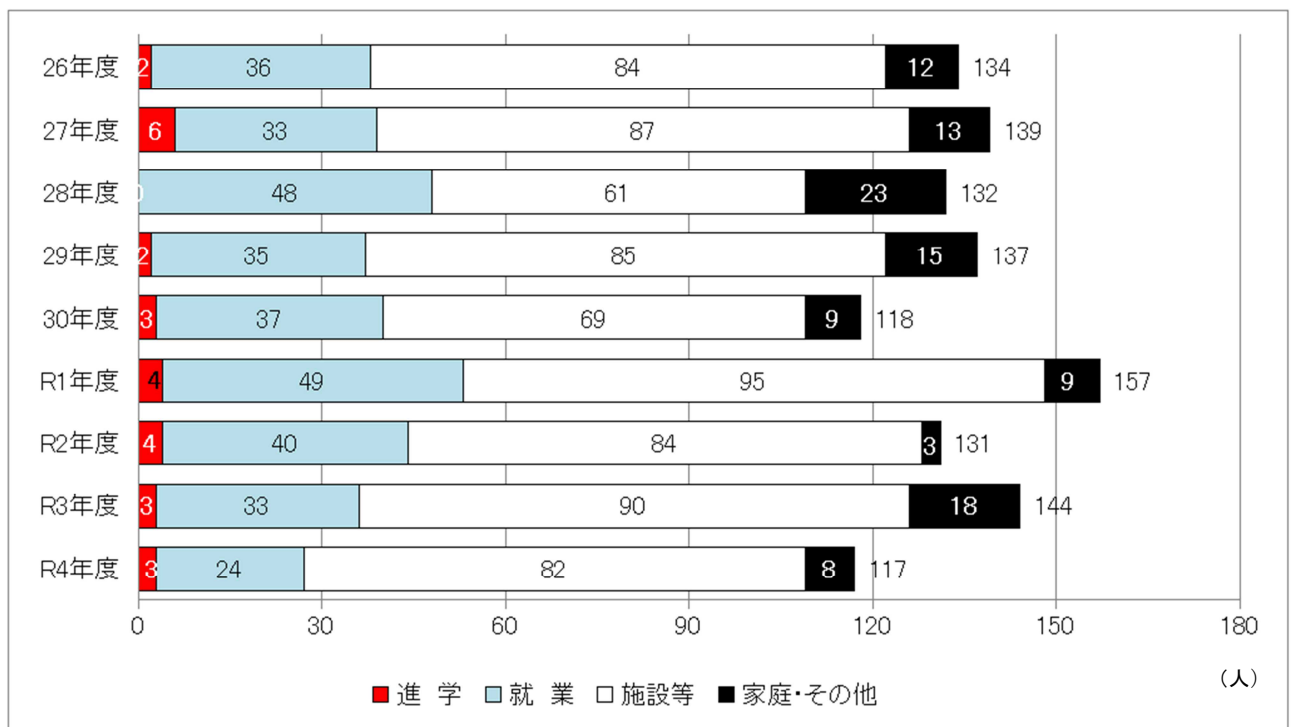
特別支援学級に在籍する児童生徒の中では、知的障害及び自閉症・情緒障害の児童生徒が多く、合わせて全生徒数の約9割となっています。（表V-2-3参照）

■ 表V-2-2 特別支援学校（国・公立）障害種別児童生徒数（R5.5.1現在）

		視覚障害	聴覚障害	病弱	肢体不自由	知的障害	計
小学部		5	8	4	52	155	224
中学部		3	3	10	33	137	186
高等部	1年	4	1	7	6	125	143
	2年	3	4	4	12	120	143
	3年	3	0	3	8	124	138
	小計	10	5	14	26	369	424
合計		18	16	28	111	661	834

※高等部には専攻科及び理療科を含む。

■ 図V-2-6 特別支援学校卒業生の進路状況



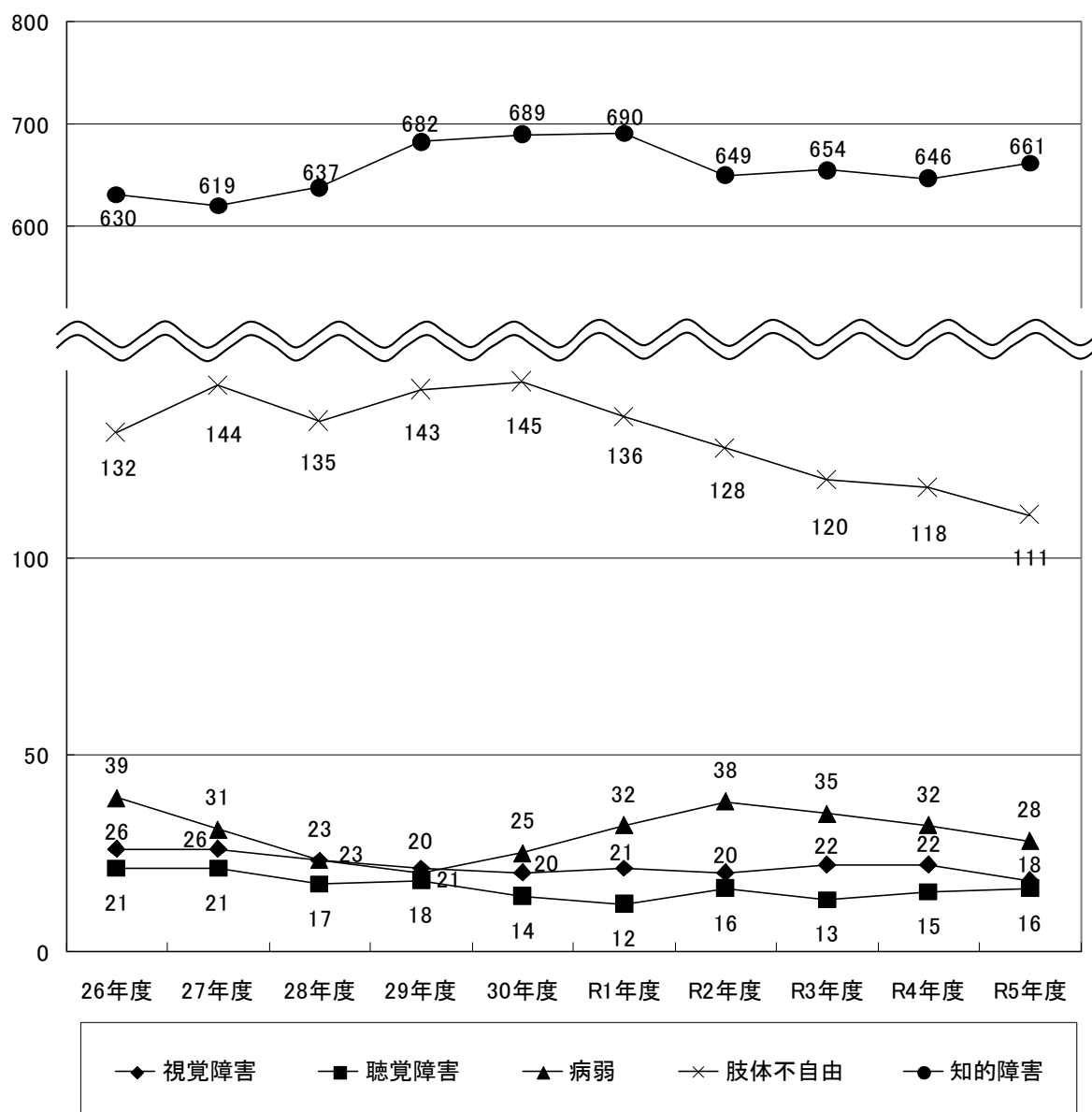
■ 表V-2-3 特別支援学級児童生徒数（R5.5.1現在）

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	病弱・ 身体虚弱	肢体 不自由	知的 障害	自閉症・ 情緒障害	計
小学校	6	14	7	41	33	279	1,241	1,621
中学校	3	4	0	32	7	179	478	703
合計	9	18	7	73	40	458	1,719	2,324

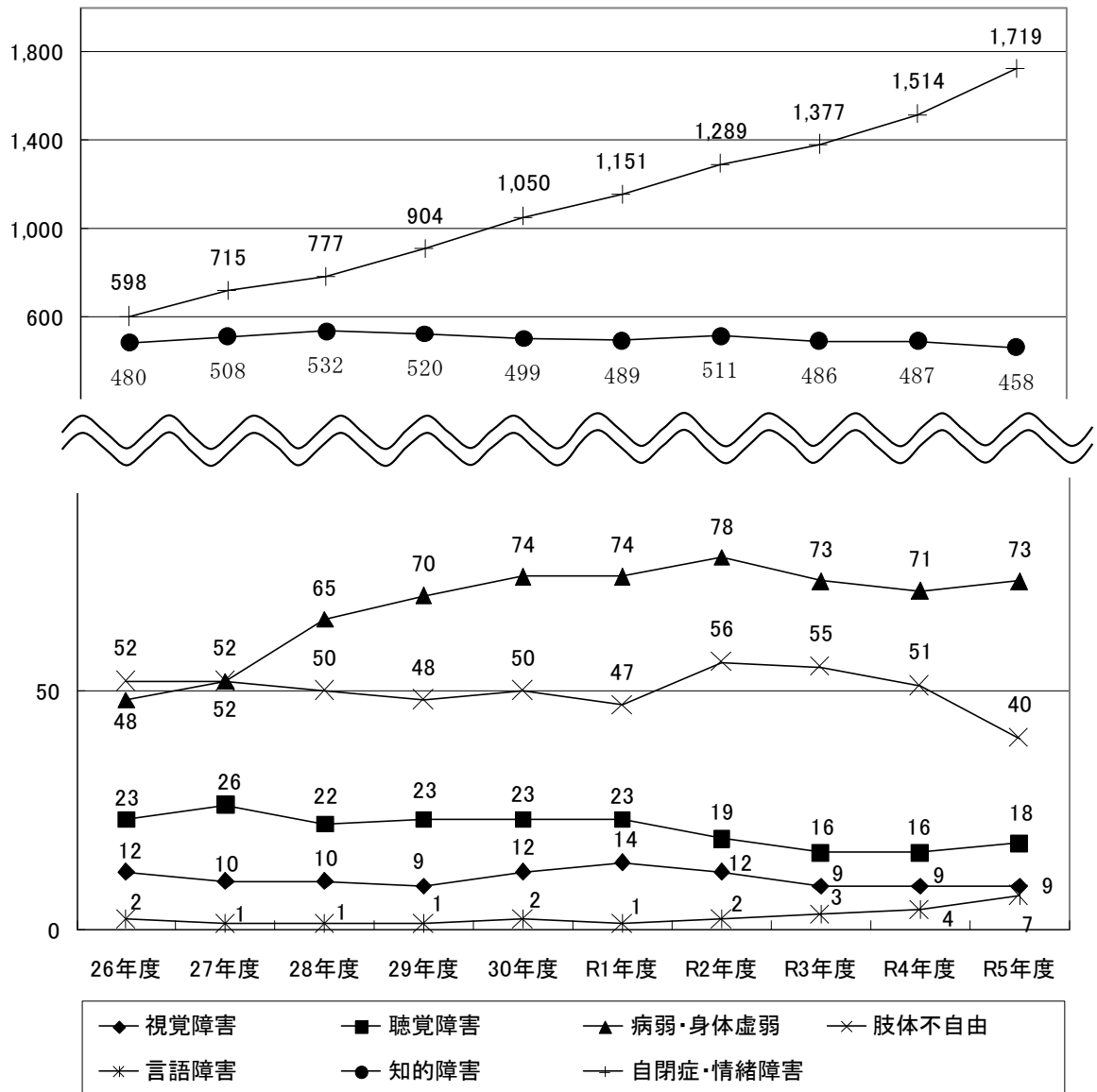
【参考】特別支援学校（国・公立）及び特別支援学級障害種別児童生徒数の推移

※各年度5月1日現在

【特別支援学校】



【特別支援学級】



(6) 療育福祉センターの状況

県立療育福祉センターは、障害のある子どもとその家族の相談に応じ、早期療育の支援を行う総合的な施設として、平成 11 年 4 月に開設しました。

また、平成 18 年には、発達障害児・者に対する支援を充実するため、発達障害者支援センターを設置しました。

① 外来診療

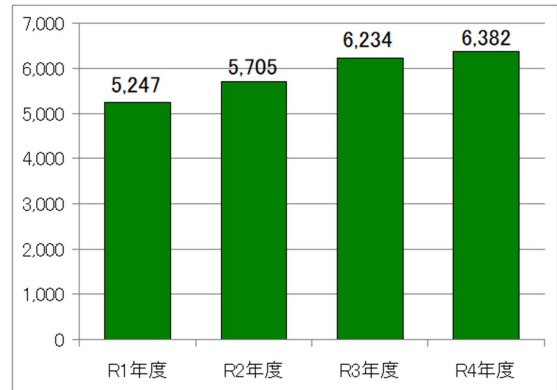
外来患者数は、医師の交替など診療体制の変更により、平成 28 年度に大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向となっています。

(図 V-2-8 参照)

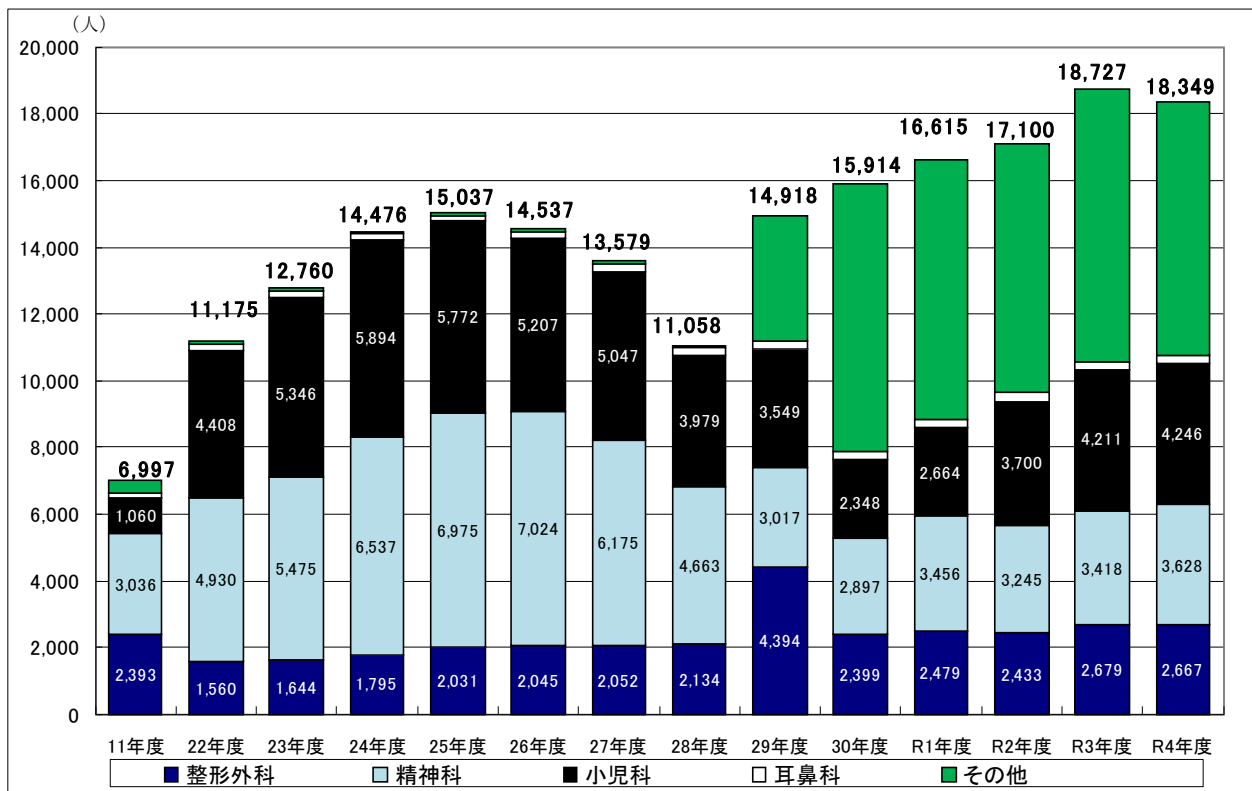
発達障害の受診者数は、増加傾向となっています。

(図 V-2-7 参照)

■ 図 V-2-7 療育福祉センター  
発達障害受診者数の推移 (単位:人)



■ 図 V-2-8 療育福祉センターの外来患者数の推移



※平成 29 年 8 月まではリハビリ前診察の患者数を整形外科、精神科、小児科のそれぞれに含み、平成 29 年 9 月以降はその他に含む。

## ② 早期発見・早期支援の充実

県立療育福祉センターに設置している発達障害者支援センターでは、できるだけ早い時期から子どもの発達の状態に合わせて、子どもとその家族に適切な支援を行っていくため、乳幼児健診を活用した早期発見や、その後の早期支援の取り組みを行う市町村を支援しています。

また、保護者や養育者等が発達障害のある子どもに対して適切な対応をとることができるように、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施できる体制づくりに取り組んでいます。(表V-2-4参照)

## ③ 高知ギルバーク発達神経精神医学センターの取り組み

平成24年4月に設置された高知ギルバーク発達神経精神医学センターでは、スウェーデンのヨーテボリ大学のクリストファー・ギルバーク教授の指導を得ながら、県内の医師や専門職を対象とした研修会・学習会を定期的で開催し、医師及び専門職の人材育成を行っています。また、中山間地域などを対象とした支援モデル事業、教育との連携の取り組みや研究の成果を施策に活かすことにより高知県の発達障害児者への支援体制の構築に寄与することを目的に活動しています。

令和4年度には、研究活動をさらに活性化していくために、高度な研究機関である高知大学を加えた三者協定(ヨーテボリ大学ギルバーク神経精神医学センター、高知大学、高知県)を締結しています。

■ 表V-2-4 発達障害者支援センター、高知ギルバーク発達神経精神医学センターの取り組み

取り組み	取り組みの内容
乳幼児健診を活用した早期発見	市町村の乳幼児健診の際に、ESSENCE-Qなどを活用してスクリーニングを行い、フォローが必要な子どもを発見する
親カウンセリング	発見後に、保護者をサポートしながら、経過観察や受診の勧奨などの親カウンセリングを行う
早期療育親子教室	確定診断前に、一人ひとりの発達の状況に応じた個別療育支援を行う
乳幼児健診従事者への研修	乳幼児の発達の見立てや保護者への関わり方などについて、市町村の保健師等への研修を行う
ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善などを目的としたプログラム
専門職チームによる早期支援体制整備事業	障害児通所支援事業所などの参入が見込めない中山間地域において、保育所等へ専門職(心理職、言語聴覚士等)が助言等を行う

(7) 乳幼児健診等における早期発見の状況

令和4年度に各市町村で実施された乳幼児健診において、障害がある又は障害の疑いがあることにより支援が必要とされた人数は、表V-2-5のとおりでした。

障害別では、知的・発達障害が692人と最も多く、5割を占めています。

■ 表V-2-5 支援を必要とする児童の実態調査結果（令和4年度）

圏域	乳幼児健診 受診者数	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害 発達障害	その他 (重複含む)
安芸	364	14	1	0	99	7
中央東	1,532	16	0	5	267	34
中央西	5,614	245	6	0	111	250
高幡	484	1	0	0	49	6
幡多	791	21	0	0	166	8
合計	8,785	297	7	5	692	305

(8) 医療的ケア児の状況

令和5年5月時点での市町村調査において、医療ケアが必要な医療的ケア児の人数は、表V-2-6のとおりでした。必要な医療ケアの内訳としては、経管栄養が50人と最も多く、次いで在宅酸素が46人でした。

また、障害福祉サービス等を利用していない医療的ケア児もいることから、実際にはこれ以上の医療的ケア児がいるものと考えられます。

■ 表V-2-6 未就学の医療的ケア児について調査結果（令和5年度調査）

圏域	医療的 ケア児	内 訳					
		人工呼吸 器	在宅酸素	気管切開	経管栄養	導尿	その他
安芸	3	0	1	0	1	1	0
中央東	20	1	11	2	7	3	15
中央西	55	6	25	6	34	7	27
高幡	5	0	2	0	2	0	1
幡多	12	2	7	5	6	0	12
合計	95	9	46	13	50	11	55

※上記内訳の状態が複数の児童もいるため、内訳の合計とは一致しない。

### 3 障害児支援の提供体制の整備等の目標

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

##### 成果目標

児童発達支援センターの設置数（令和8年度末のセンター数）	12ヶ所
保育所等訪問支援が利用できる市町村数	全市町村

##### ① これまでの実績

児童発達支援センターについては、令和3年度から令和5年度までに中央西圏域に1か所整備され、令和5年7月末現在、7か所（安芸圏域1、中央東圏域1、中央西圏域4、幡多圏域1）あります。

保育所等訪問支援事業所については、令和5年7月末現在、43か所（安芸圏域2、中央東圏域7、中央西圏域31、高幡圏域1、幡多圏域2）あります。

保育所等訪問支援については、すでに全市町村において利用することができますが、これは県立療育福祉センターが全市町村を対象としているためであり、8市町村については県立療育福祉センター以外の事業所の対象地域とはなっていません。

（ただし、8市町村の中でも療育福祉センター以外の事業所の利用実績がある市町村もあります。）

##### ② 目標設定の考え方等

児童発達支援センターは、令和4年度の児童福祉法改正により、地域における障害児支援の中核的機能を担うことが明記され、各市町村又は各圏域に1か所以上の設置が求められています。このため、現在、センターの無い高幡圏域をはじめ圏域内にセンターの設置はあるものの近隣に無い地域、人口規模からさらに必要な地域等に新たに5か所の設置（既存の児童発達支援事業所のセンター化を含む）を目標とします。

保育所等訪問支援については、事業所の無い地域に新たに3か所整備することで、県内すべての市町村で複数の保育所等訪問支援が利用できる体制を構築していきます。

##### ③ 目標達成への取り組み

○ 児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所の整備にあたっては、障害のある子どもへの通所支援に加えて、その家族に対する支援や、保育所等の地域の子育て支援の場に対する支援を行うことができる人材が必要となるため、体系的な研修を実施するなど専門的な人材を養成していきます。

○ 事業所の整備にあたっては、施設整備に対する助成を行うなど、必要なサービスの確保に取り組みます。



(2) 重症心身障害児及び医療的ケア児等に対する支援の充実

**成果目標**

主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保（令和8年度末の事業所数）	8ヶ所
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保（令和8年度末の事業所数）	11ヶ所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	県 : 1 中核市 : 1
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	全市町村 <small>(※) 医療的ケア児が居住していない市町村を除く</small>
医療的ケア児支援センターの設置	1ヶ所

① これまでの実績

主に重症心身障害児を支援する事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、令和5年7月末現在、児童発達支援は6か所（中央東圏域1、中央西圏域4、幡多圏域1）、放課後等デイサービスは9か所（中央東圏域1、中央西圏域7、幡多圏域1）あります。

医療的ケア児支援の協議の場については、平成30年度に「高知県重症心身障害児等支援体制整備協議会」、令和元年度には高知市において「高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子どもの支援検討会」が設置されました。

県では令和元年度から医療的ケア児及びその家族に対する支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施し、令和4年度末には109人が修了しています。

また、令和3年度には、医療的ケア児やその家族等からの相談に対応するため、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」を設置しました。

② 目標設定の考え方等

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、現在、事業所の無い安芸・高幡圏域で、既存の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所での支援も含め、重症心身障害児を支援する体制を確保することを目標とします。

医療的ケア児支援の協議の場については、市町村ごとの課題解決に向けて協議を行う場の設置を促進することとします。

③ 目標達成への取り組み

- 重症心身障害児が身近なところで支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、主に重症心身障害児を支援する事業所以外の通所支援事業所での受入れを促進していきます。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援を充実するため、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」で相談対応を行うとともに、養成した医療的ケア児等コーディネーターの派遣や支援力の向上を行っていきます。
- 医療的ケア児などが利用できる短期入所事業所の充実に努めるとともに、家族等の介護の負担を軽減するため、訪問看護師が在宅でのケアを代替するなどのレスパイトサービス<sup>(※)</sup>を充実し、重度障害児者の在宅生活を支援します。

(3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

**成果目標**

**難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築**

聴覚障害児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、県立療育福祉センター（児童発達支援センター）、県立高知ろう学校（特別支援学校）、高知大学医学部附属病院（乳幼児の精密聴力検査機関）等が連携（令和3年度に高知県聴覚障害児等支援体制整備協議会を設置）することで難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

特に、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができるとされているため、難聴児の早期発見・早期療育推進を図ることが重要となります。そのため、発見から教育・療育へのつなぎや、関係機関が連携して、難聴児及びその家族を切れ目なく支援するため、以下を県の「難聴児支援を総合的に推進するための計画」と位置づけ、その取組を推進します。

- 県では、新生児聴覚検査連絡協議会において、検査の実施体制や関係機関の連携体制構築等を検討することにより、検査精度の維持向上を図り、要精密検査の早期発見や要検査となった子どもの診断の充実につなげます。

※ レスパイトサービス

介護者の日々の疲れなどに対し、一時的に介護等を代替することで、介護者の負担軽減を図るサービス。

- 難聴と診断された子どもとその家族等への相談支援や支援者向け研修会の実施及び普及啓発等に取り組むとともに、難聴児支援を担う関係機関が、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れや、連携・支援に関する課題等を共有することにより、切れ目ない支援体制の充実につなげます。
- 特別支援学校のセンター的機能及び地域での相談機能を強化させるため、県立高知ろう学校等の教員等の専門性の向上に向けた取組の充実と、地域における保健・医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談等に取り組みます。

#### (4) 発達障害者等に対する支援の充実

##### 活動指標

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施体制	全市町村
ペアレントメンターの人数（令和8年度末の登録者数）	16人

##### ① これまでの取り組み

発達障害者等に対する支援については、発達障害者支援センターを設置して相談支援等を実施しているほか、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域における支援を実施しています。

発達障害者等の早期発見・早期支援については、乳幼児健診従事者を対象とした研修会の実施や、心理職や言語聴覚士などの専門職の関与を促進し、できるだけ早く支援につながる仕組みづくりに取り組んでおり、令和5年度時点では全市町村において乳幼児健診後のアセスメントの場に専門職が関与しています。さらに発達障害者及びその家族等への支援が重要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施することができる人材の養成等を実施し、9市町村においてペアレントトレーニング等が行われています。（※ティーチャーズトレーニングや上手にほめて楽しい子育て講座を含めると13市町村）

このほか、自らも発達障害のある子育てを経験し、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して共感的なサポートを行うペアレントメンターについては、平成23年度から養成セミナーを実施、延べ61人が受講し、うち9人がペアレントメンターとして実際に相談対応を行っています。

## ② 指標設定等の考え方

発達障害のある子どもへの早期支援については、専門的な医療機関や事業所の有無に関わらず、身近な子育て支援の場においてスタートすることが必要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施体制がすべての市町村で整備されることを目標とします。

ペアレントメンターについては、発達障害のある子どもの家族への相談対応を充実するため、登録者の増加とともに、それぞれの地域において相談会などを設けることができるよう、各圏域に1人以上のペアレントメンターの登録を目標とします。

## ③ 今後の取り組み

○ 乳幼児健診などから家族の育児不安の解消や子育て支援を行うため、発達障害者支援センターの地域支援機能の充実を図るとともに、心理職や言語聴覚士など専門職による巡回支援など支援体制の充実を図ります。

○ 県では、乳幼児期から就労に至るまで、一貫した支援を行っていくためのツールである「つながるノート」を作成し、希望する人に配付しています。この「つながるノート」を活用することでライフステージを通じた支援が受けられる体制の構築を目指します。

○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等については、地域の身近な支援者が発達障害のある子どもの家族等に対して実施できるよう、養成セミナーなどを通して人材育成を図ります。

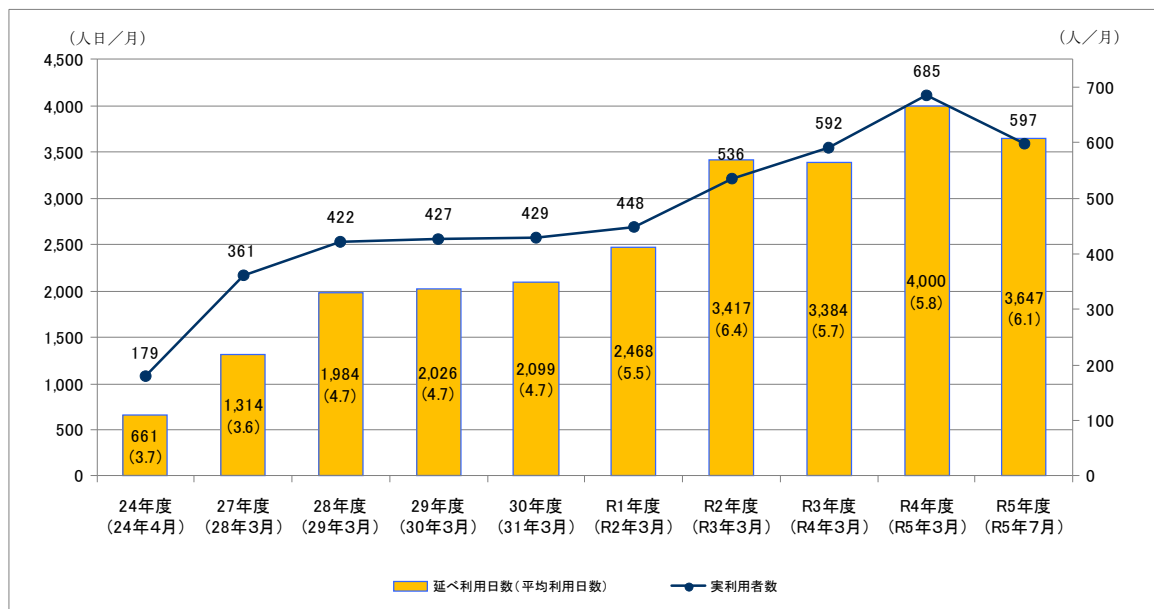
○ 県内で発達障害に関する専門医師等の養成を引き続き進めていく必要があることから、平成24年度に開設した「高知ギルバーク発達神経精神医学センター」において、引き続き専門医師等の養成に取り組むとともに、平成30年度に高知大学医学部に開設した寄附講座において児童精神科医の育成に取り組みます。

## 4 障害児施設等の利用状況

### (1) 児童発達支援

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-1 参照)

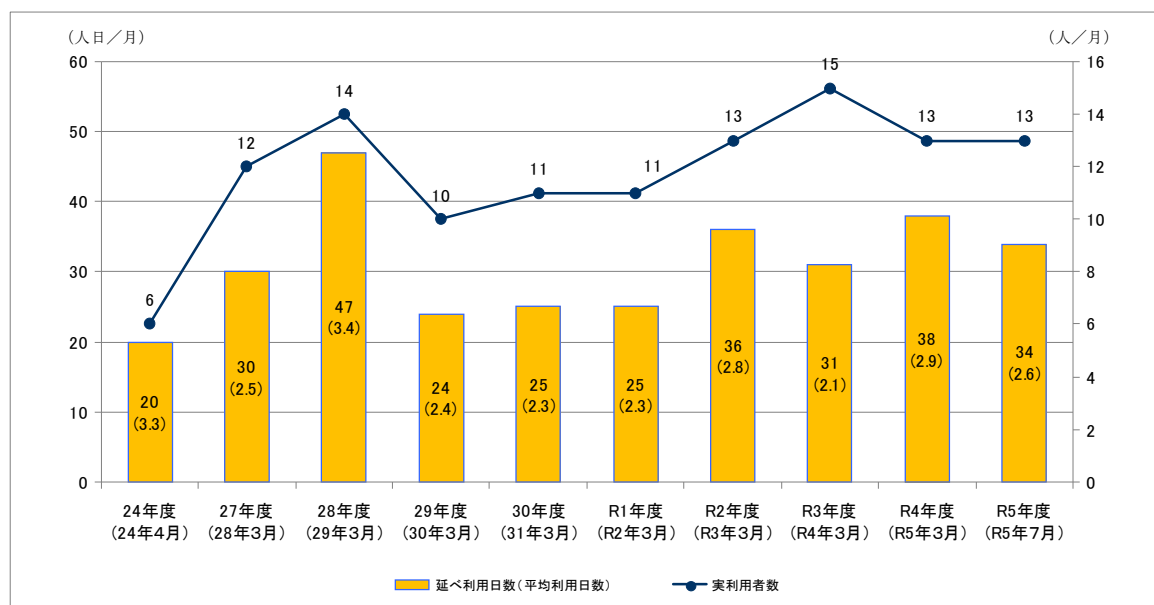
■ 図V-4-1 児童発達支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



### (2) 医療型児童発達支援

延べ利用日数、実利用者数ともに令和2年度に増加して以降、ほぼ横ばいとなっています。(図V-4-2 参照)

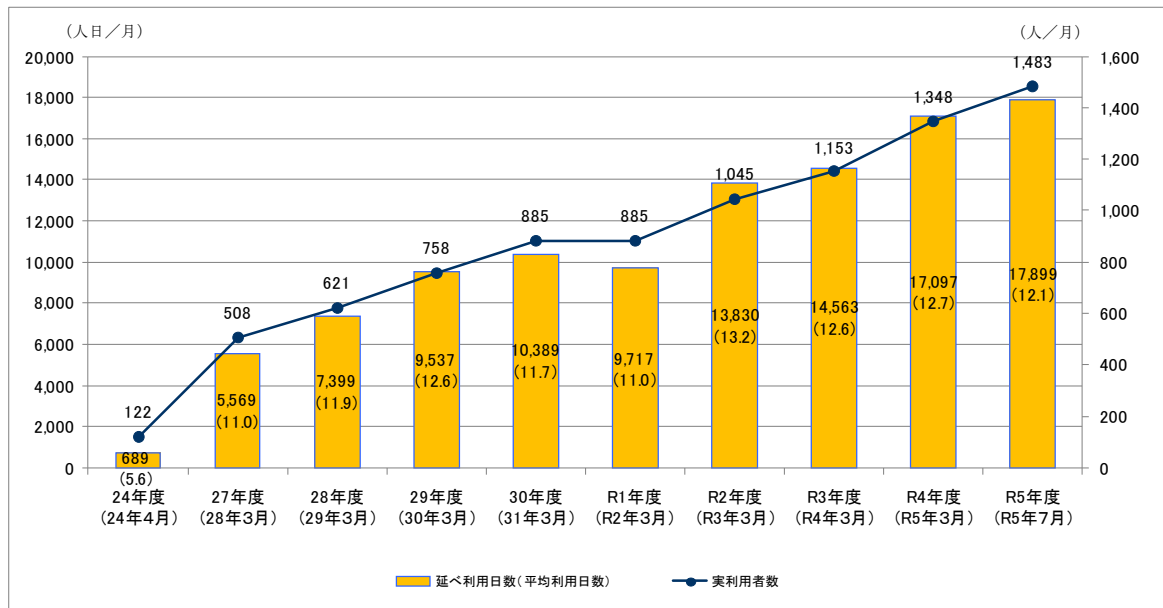
■ 図V-4-2 医療型児童発達支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



(3) 放課後等デイサービス

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-3参照)

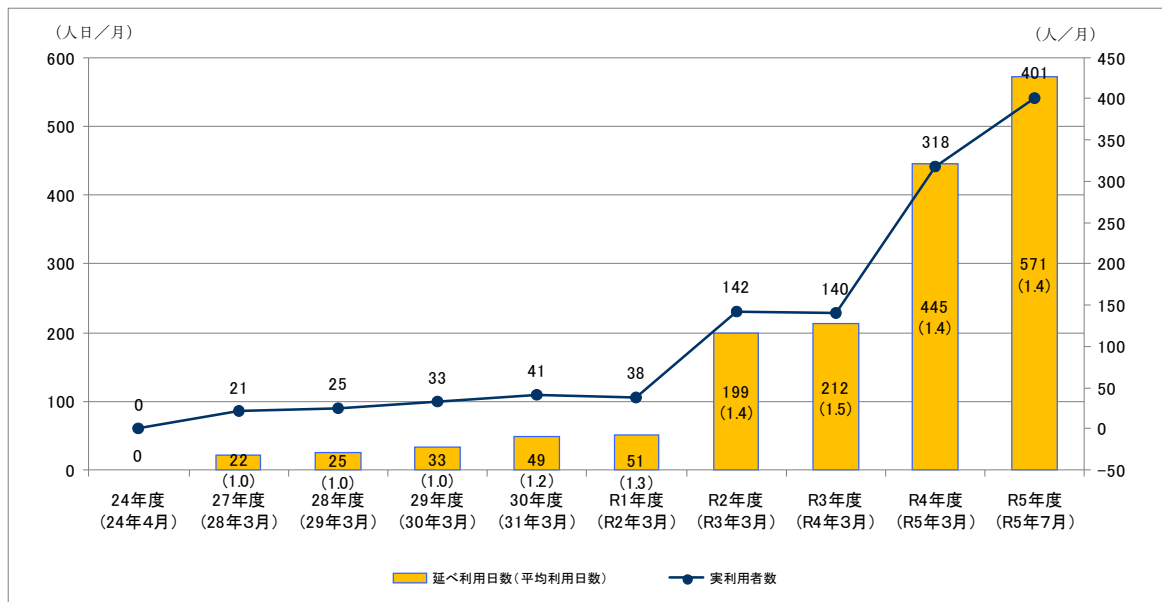
■ 図V-4-3 放課後等デイサービス 延べ利用日数及び実利用者数の推移



(4) 保育所等訪問支援

延べ利用日数、実利用者数ともに増加傾向にあります。(図V-4-4参照)

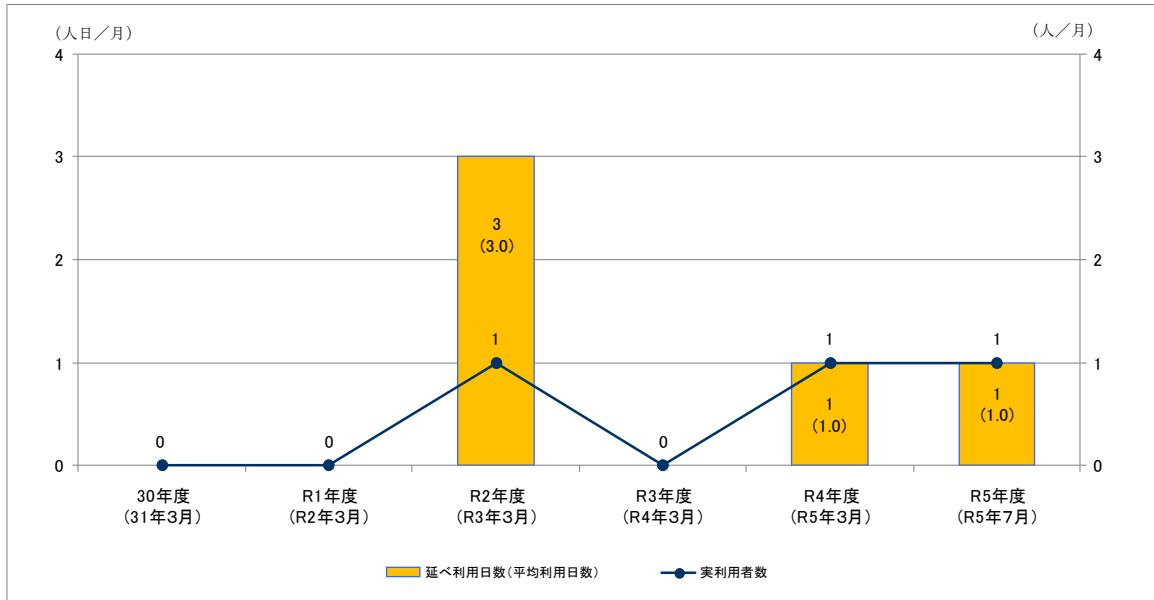
■ 図V-4-4 保育所等訪問支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



(5) 居宅訪問型児童発達支援

平成30年度に開始したサービスで、令和2年度及び令和4年度以降は利用実績がありますが、その数は少ない状況です。(図V-4-5参照)

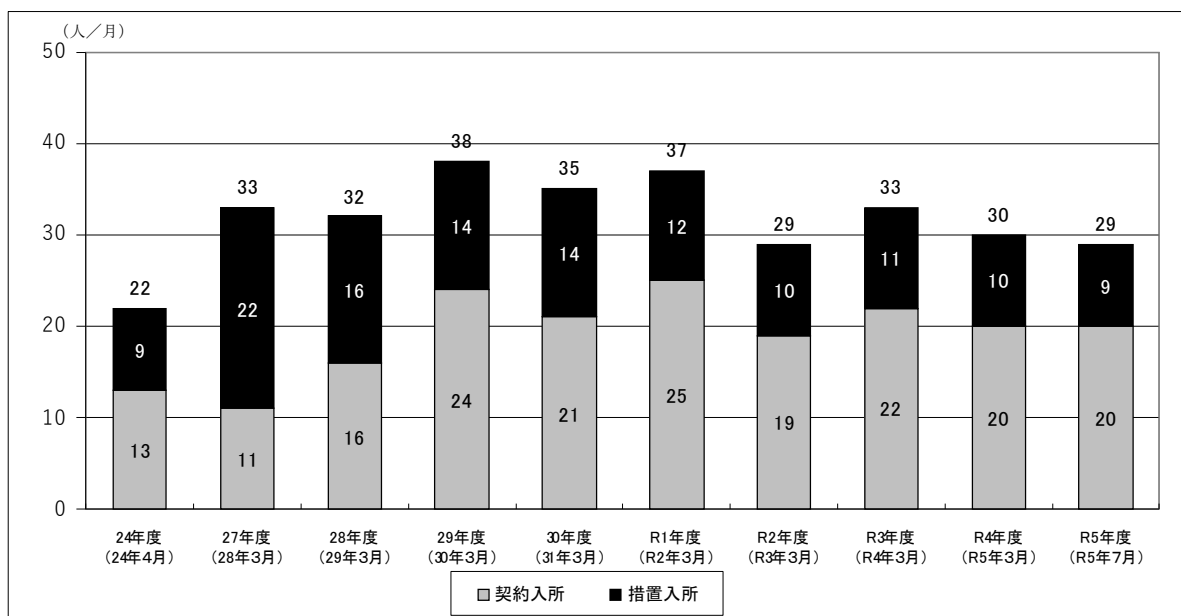
■ 図V-4-5 居宅訪問型児童発達支援 実利用者数の推移



(6) 福祉型障害児入所施設

令和元年度まで増加傾向であり、令和2年度以降はほぼ横ばいで推移しています。(図V-4-6参照)

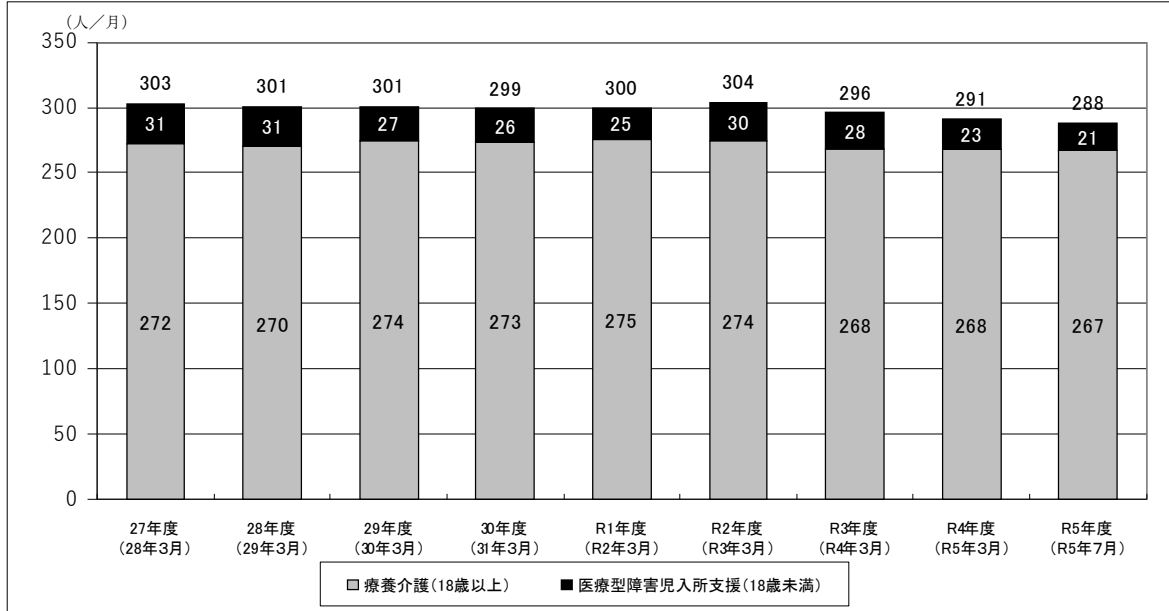
■ 図V-4-6 福祉型障害児入所施設 実利用者数の推移



(7) 医療型障害児入所施設

令和2年度までは横ばい、令和3年度以降は減少傾向で推移しています。(措置入所含む) (図V-4-7参照)

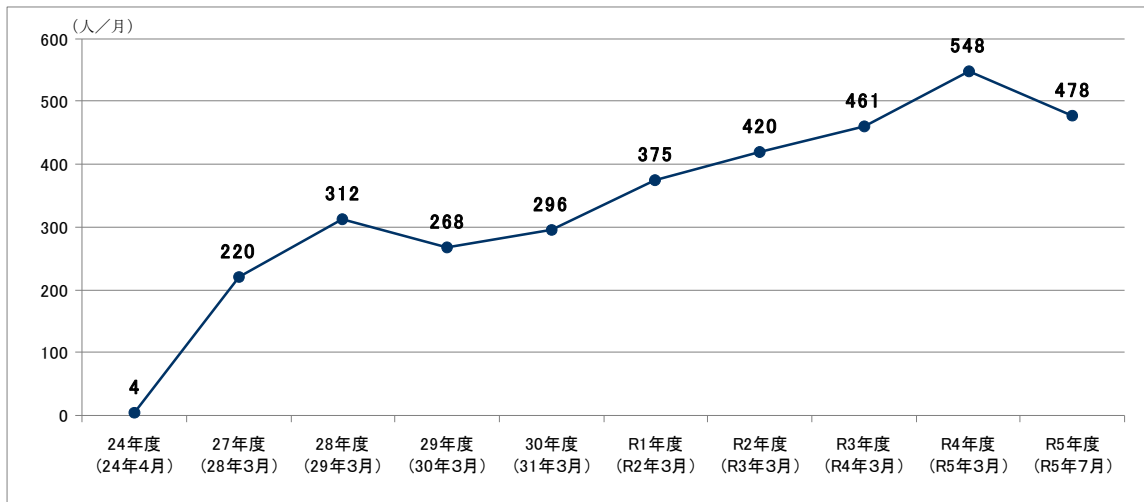
■ 図V-4-7 医療型障害児入所施設 実利用者数の推移



(8) 障害児相談支援

実利用者数は、年々増加傾向となっています。(図V-4-8参照)

■ 図V-4-8 障害児相談支援 実利用者数の推移





(9) サービス事業所の整備状況

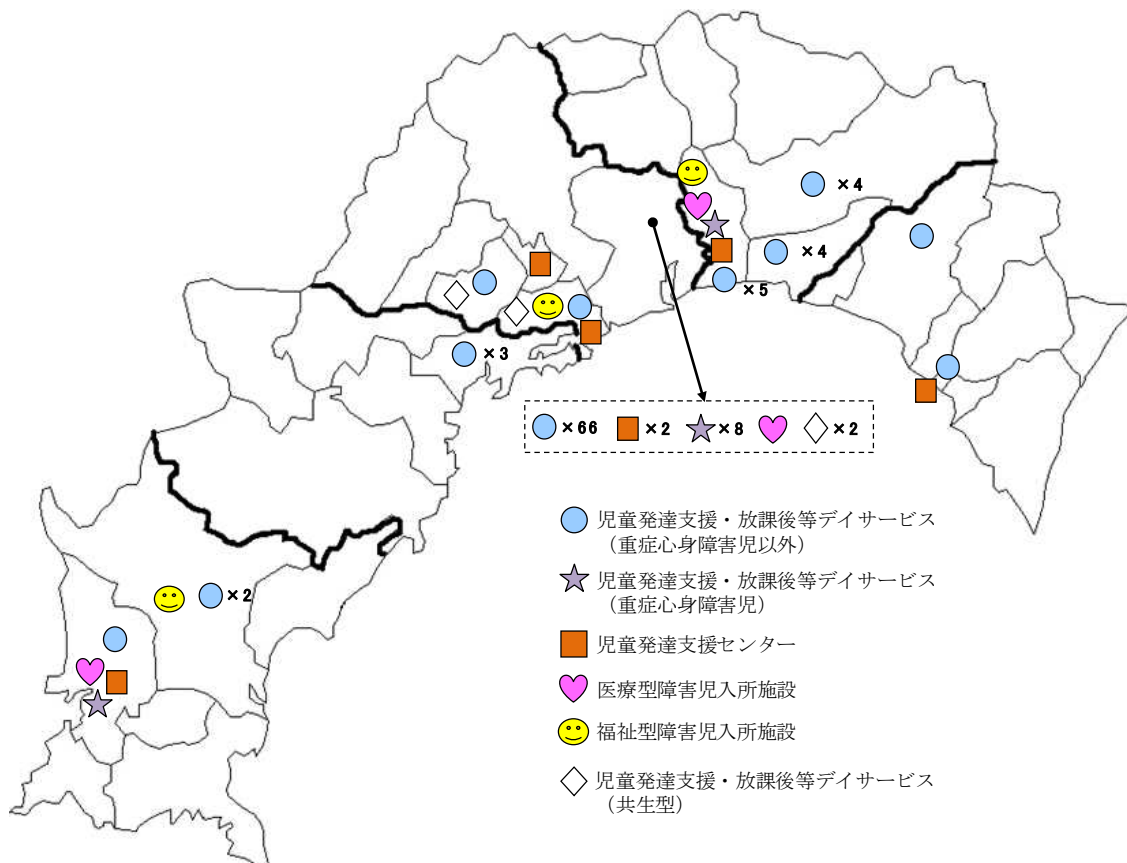
放課後等デイサービスの事業所数は大きく伸びましたが、その他のサービスではほぼ横ばいです。(表V-4-1参照)

また、高知市を中心とした県中央部に多くの事業所が集まり、特に安芸圏域や高幡圏域で整備が進んでいません。(図V-4-9参照)

■ 表V-4-1 サービス事業所数の推移

サービス名	平成24年 4月1日	令和3年 3月31日	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 7月31日
児童発達支援	10	30	37	45	45
児童発達支援センター	3	7	7	6	7
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援センター	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	10	88	96	106	107
保育所等訪問支援	4	22	31	38	43
居宅訪問型児童発達支援	—	2	3	3	3
福祉型児童入所施設	3	3	3	3	3
医療型児童入所施設	3	3	3	3	3
障害児相談支援	15	66	68	71	71

■ 図V-4-9 障害児施設の整備状況 (令和5年7月末現在)



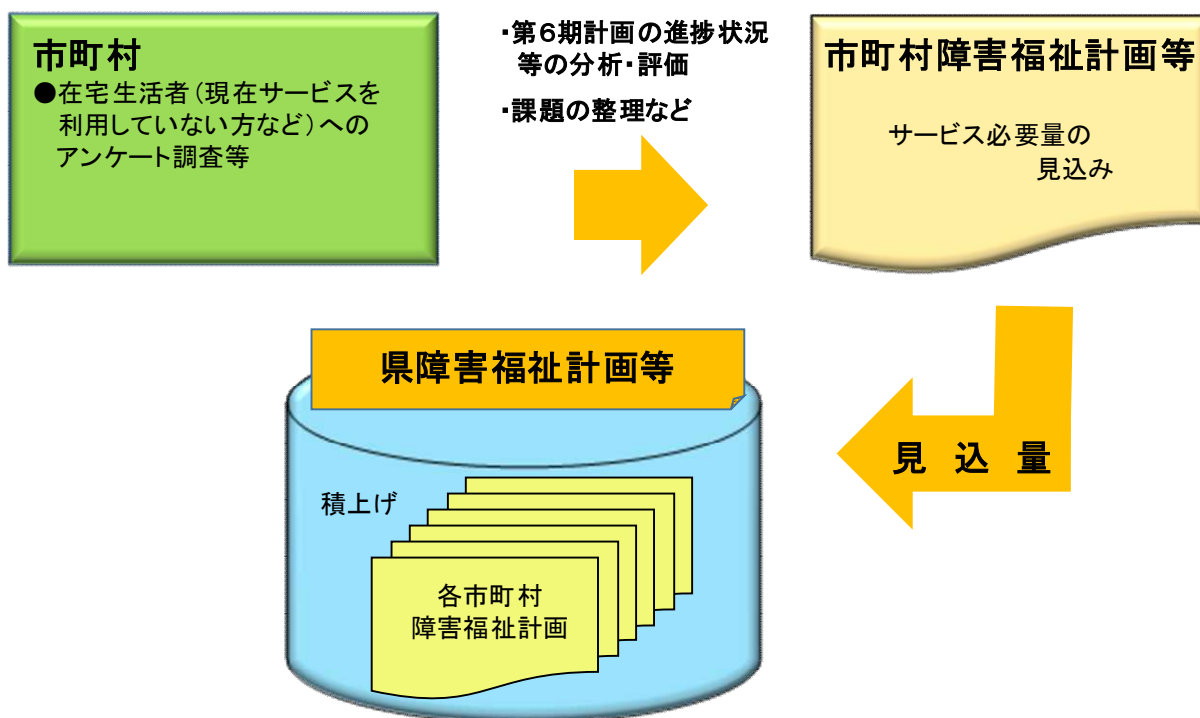
## 5 障害児通所支援・障害児入所支援の見込量

IV-2 (P50) の障害福祉サービス等の見込量の考え方と同様、障害児通所支援・障害児入所支援の各サービスの見込量を定めるにあたっては、市町村において、アンケート調査など可能な限りニーズの把握に努めたうえで、各サービス等の見込量を算出しています。

この計画における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の障害福祉計画における見込量を積上げたものを基本として定めることとします。

### 【見込みにあたっての考え方】

#### ○ アンケート調査などによりニーズを把握



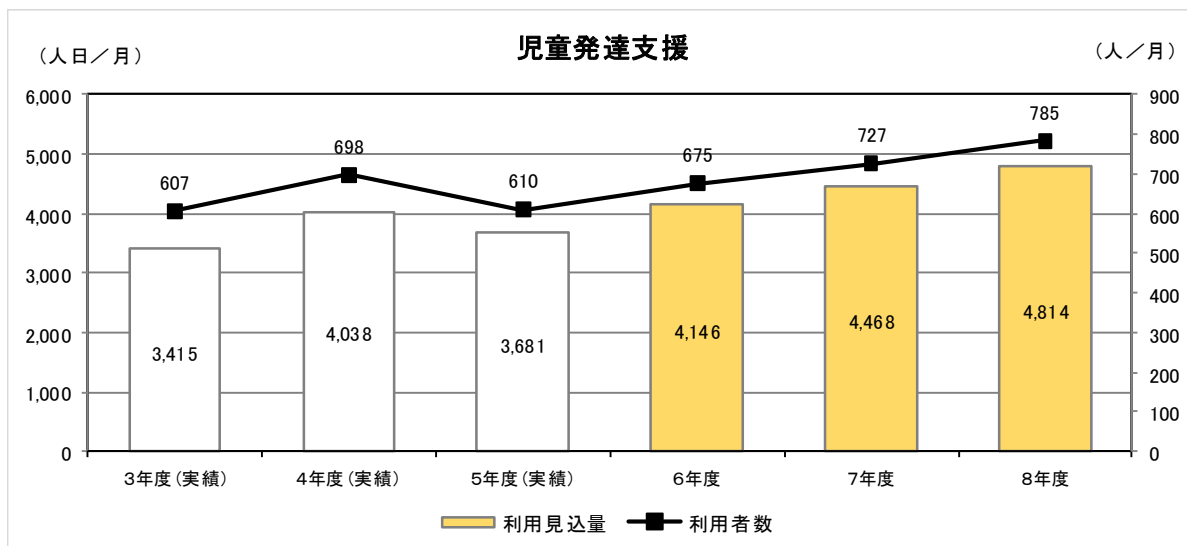
(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	431	425	422	422	431	420
	利用者数	76	81	66	69	71	70
中央東	見込量	410	548	434	470	480	506
	利用者数	82	92	68	86	88	94
中央西 (高知市)	見込量	2,307 (1,950)	2,779 (2,257)	2,567 (2,180)	2,886 (2,380)	3,215 (2,666)	3,551 (2,986)
	利用者数	411 (324)	470 (372)	417 (341)	434 (355)	484 (398)	537 (446)
高幡	見込量	94	89	112	198	166	136
	利用者数	18	25	36	59	58	55
幡多	見込量	173	197	146	170	176	201
	利用者数	20	30	23	27	26	29
合計	見込量	3,415	4,038	3,681	4,146	4,468	4,814
	利用者数	607	698	610	675	727	785

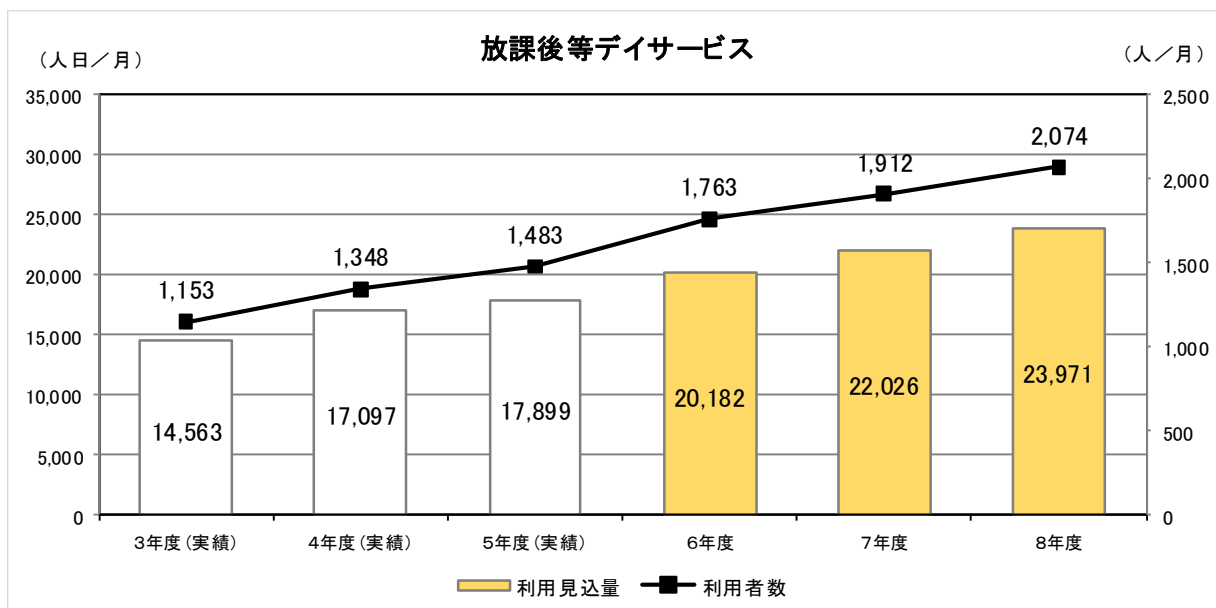
※令和3から5年度の利用実績は医療型と福祉型の合計（令和6年度から類型が一元化される）



② 放課後等デイサービス

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

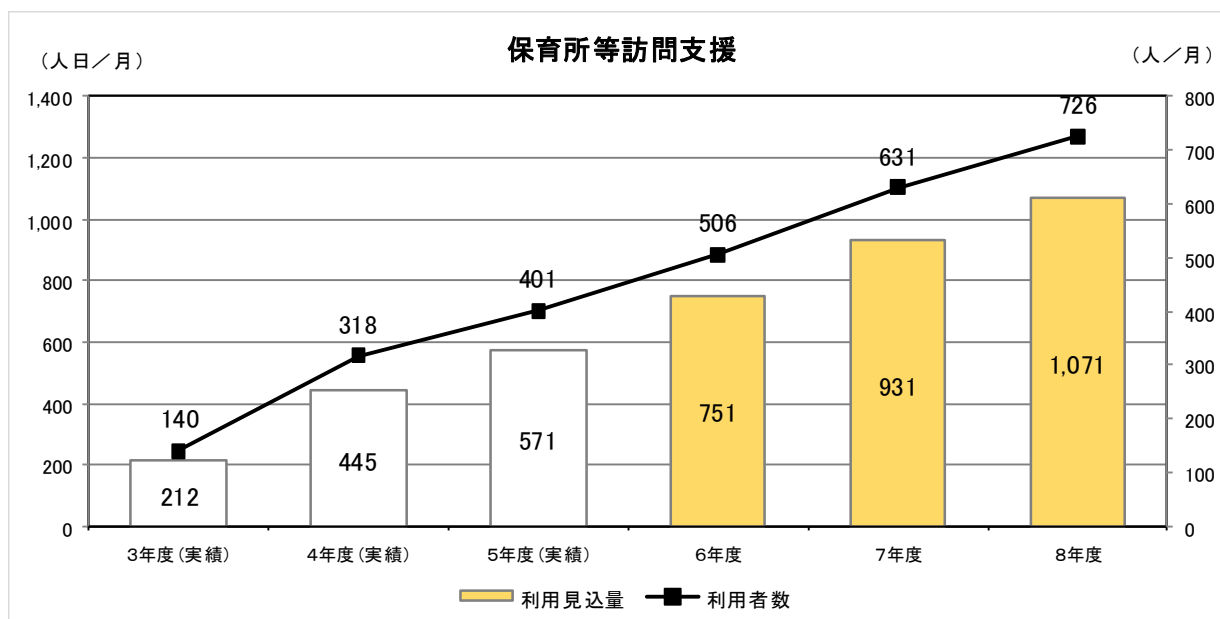
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	74	271	240	348	348	348
	利用者数	11	28	33	38	38	38
中央東	見込量	2,518	2,806	3,039	3,312	3,612	3,977
	利用者数	185	210	238	318	345	377
中央西 (高知市)	見込量	10,743 (9,657)	12,630 (11,358)	13,256 (12,026)	14,913 (13,055)	16,309 (14,361)	17,760 (15,754)
	利用者数	837 (707)	967 (823)	1,057 (903)	1,196 (974)	1,300 (1,071)	1,418 (1,178)
高幡	見込量	537	596	467	659	715	778
	利用者数	51	67	65	85	90	98
幡多	見込量	691	794	897	950	1,042	1,108
	利用者数	69	76	90	126	139	143
合計	見込量	14,563	17,097	17,899	20,182	22,026	23,971
	利用者数	1,153	1,348	1,483	1,763	1,912	2,074



③ 保育所等訪問支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

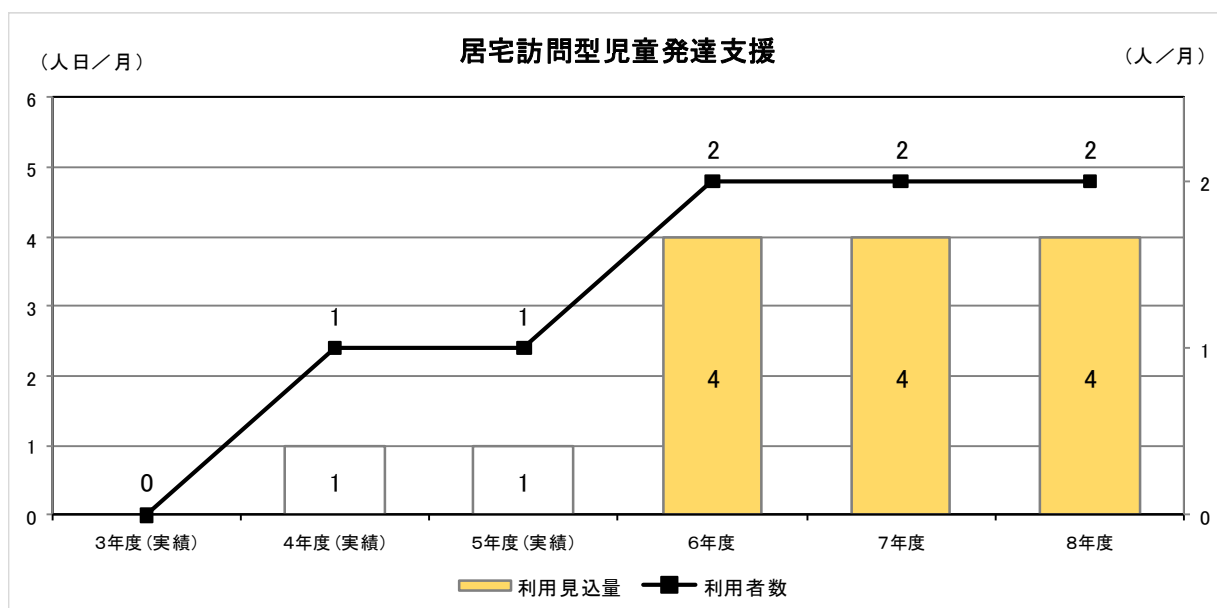
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	—	1	4	12	12	12
	利用者数	—	1	4	11	11	11
中央東	見込量	63	94	117	130	140	152
	利用者数	44	73	85	80	86	93
中央西 (高知市)	見込量	138 (112)	337 (261)	434 (355)	576 (476)	744 (643)	873 (772)
	利用者数	86 (69)	231 (186)	297 (250)	385 (330)	502 (446)	591 (535)
高幡	見込量	6	9	11	25	27	27
	利用者数	6	9	11	25	27	27
幡多	見込量	5	4	5	8	8	7
	利用者数	4	4	4	5	5	4
合計	見込量	212	445	571	751	931	1,071
	利用者数	140	318	401	506	631	726



④ 居宅訪問型児童発達支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
中央東	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
中央西 (高知市)	見込量	—	1 (1)	1 (1)	4 (4)	4 (4)	4 (4)
	利用者数	—	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
高幡	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	—	1	1	4	4	4
	利用者数	—	1	1	2	2	2



(2) 障害児入所支援

① 福祉型児童入所施設

< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

利用実績			利用見込		
3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
35	37	40	42	44	46

② 医療型障害児入所施設

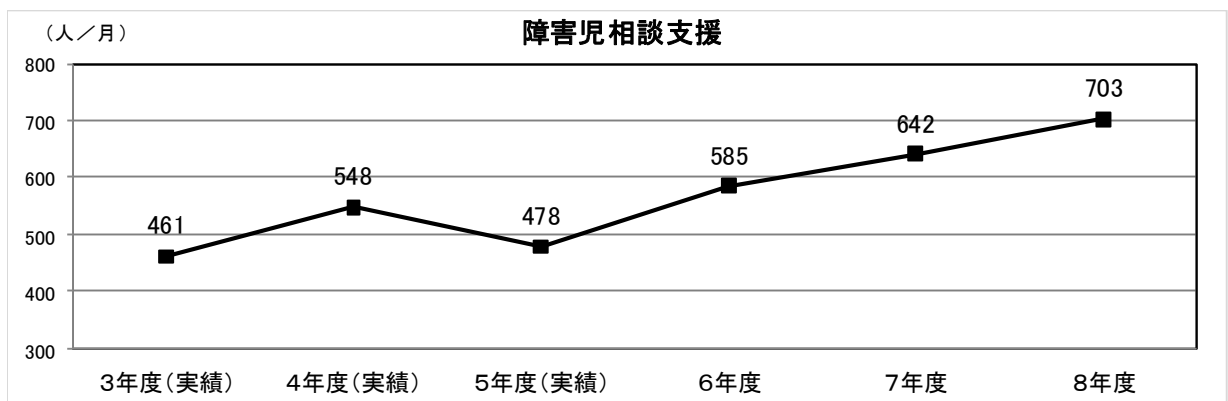
< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

利用実績			利用見込		
3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
26	25	23	23	23	23

(3) 障害児相談支援

< 1か月あたりの利用者数 (人/月) >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	38	50	23	35	35	35
中央東	112	118	79	92	104	116
中央西 (高知市)	280 (214)	331 (240)	298 (234)	362 (278)	403 (311)	448 (348)
高幡	22	33	42	52	54	56
幡多	9	16	36	44	46	48
合計	461	548	478	585	642	703



## 6 必要な見込量の確保策等

### (1) 必要なサービスの供給体制の整備

#### ① 児童発達支援

児童発達支援は、保育所や幼稚園と並行して利用されることが多いため、1人が1か月あたりに6日利用すると想定して、必要な事業所数を見込みます。(令和5年7月時点における平均利用日数：6.1日/月)

圏域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
安芸	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	68人	70人	69人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	19人	19人	19人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
中央東	65人	圏域内事業所利用見込者数(A)	73人	76人	81人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	20人	21人	22人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
中央西	412人	圏域内事業所利用見込者数(A)	459人	508人	564人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	125人	139人	154人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
高幡	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	40人	38人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	11人	10人	9人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—



圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
幡多	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	27人	26人	29人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	7人	7人	8人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

上記は、市町村の見込量を基に算出していますが、支援を必要とする児童の実態調査結果では発達障害の子ども（疑いを含む）が相当数いることから、児童発達支援の利用につながる潜在的なニーズがあると考えています。このため、施設整備にあたっては、これらの状況を勘案しながらサービスの提供体制の整備を進めていきます。

※多機能型事業所の定員については、利用割合を勘案し、重症心身障害児以外を対象とする事業所は概ね1（児童発達支援）：1（放課後等デイサービス）、重症心身障害児を対象とする事業所は概ね2（児童発達支援）：3（放課後等デイサービス）で算出しています。

## ② 放課後等デイサービス

令和5年7月時点における放課後等デイサービスの1人あたりの平均利用日数は約2.8日/週でしたが、この事業は自立を促すよう発達支援を行う場であるとともに、放課後等の居場所としての役割も担っていることから、1人あたりの平均利用日数を3日/週（12日/月）と想定して、必要な事業所数を見込みます。

圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
安芸	10人	圏域内事業所利用見込者数(A)	33人	33人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	20人	20人	20人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	10人	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—
中央東	135人	圏域内事業所利用見込者数(A)	186人	215人	245人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	111人	129人	147人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	12人
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	2ヶ所

圏 域	圏域内定員 (R5年7月末現在)	項 目	6年度	7年度	8年度
中央西	741人	圏域内事業所利用見込者数(A)	1,323人	1,428人	1,550人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	794人	857人	930人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>53人</b>	<b>63人</b>	<b>73人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>7ヶ所</b>
高幡	30人	圏域内事業所利用見込者数(A)	95人	96人	101人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	57人	58人	61人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>27人</b>	<b>1人</b>	<b>3人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	—	—
幡多	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	125人	138人	142人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	75人	83人	85人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>30人</b>	<b>8人</b>	<b>2人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>	—

※多機能型事業所の定員については、利用割合を勘案し、重症心身障害児以外を対象とする事業所は概ね1（児童発達支援）：1（放課後等デイサービス）、重症心身障害児を対象とする事業所は概ね2（児童発達支援）：3（放課後等デイサービス）で算出しています。

### ③ 保育所等訪問支援

現在、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用することができ、うち26市町村においては、2か所以上の事業所を利用することができます。

今後、事業所の無い地域に新たに3か所整備することとします。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害によって、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な方を対象としていることから、まずは、地域にある児童発達支援などを行っている事業所に新たなサービスの実施を働き掛けるなど、必要な支援の確保に取り組みます。

### ⑤ 障害児入所支援

福祉型障害児入所支援については、近年は児童相談所の措置による入所が増加しており、児童養護施設など社会的養護関係施設からの措置変更もみられます。

令和2年4月に策定した「高知県社会的養育推進計画（令和2年～令和11年）」では、児童養護施設等に入所している児童のうち21%が特別支援学校や特別支援学級へ通学していることから、将来的には児童養護施設等の一部を障害児入所施設へ転換することも視野において在り方の検討を行っていくこととしています。

そのため、本計画期間中については既存施設で支援するものとし、必要入所定員総数を以下のとおり定めることとしつつ、将来的には社会的養育推進計画に合わせて検討を行うこととします。

必要入所定員総数	令和5年7月 時点の定員数	6年度	7年度	8年度
福祉型障害児入所施設	50人	50人	50人	50人
医療型障害児入所施設 (療養介護と合わせた定員)	313人	313人	313人	313人

## (2) 必要な見込量の確保等の方策

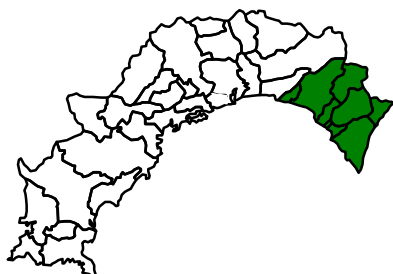
- 障害のある子どもは、できるだけ早い段階から、障害の特性に配慮した支援を行うことで、その後の発達や成人期の適応に良い影響を与えることが分かっています。このため、乳幼児健診などをきっかけとして適切な支援が受けられるよう、市町村や関係機関と連携しながら、確実にフォローアップを行うとともに、療育福祉センターで専門的な検査や相談支援を行います。
- 障害のある子どもへの支援に携わる人材の確保について、障害の特性や子ども一人ひとりの発達の状況に応じた専門性の高い支援が提供されるよう、専門機関による事業所への技術支援を行うとともに、相談支援専門員などの人材の育成と確保に取り組みます。また、発達障害児等の支援に携わる人材の支援力の向上を図るため、障害児通所支援事業所等の職員を対象として、体系的な研修を実施していきます。
- 基幹相談支援センターの設置を促進し、市町村や障害福祉サービス事業所等と連携して相談支援体制の充実を図ります。
- 事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、介護保険施設・事業所における「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスの参入を促進するなど、支援体制の整備を図ります。また、中山間地域などにおいて、遠隔地にある保育所等に訪問支援を行う事業所に対して助成するなど、保育所や幼稚園などにおいても、障害のある子どもへの適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の充実を図ります。

- それぞれの地域で必要なサービスについて、市町村やサービスを提供する事業所等が情報を共有するとともに、連携してサービス確保等に取り組めるよう、市町村自立支援協議会におけるP D C Aサイクルに基づく分析や評価等の取り組みを支援します。(再掲)

## VI 圏域ごとのサービス基盤整備計画

### 安芸圏域

室戸市 安芸市  
 東洋町 奈半利町  
 田野町 安田町  
 北川村 馬路村  
 芸西村



#### ◆ 圏域内の障害のある人の状況 (R5. 3. 31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口 (※)	41,435		19,172	46.3%
身体障害者手帳交付者数	3,380	8.16%	2,713	80.3%
療育手帳交付者数	505	1.22%	98	19.4%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	414	1.00%	107	15.8%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付件数 745 人				

※ 人口は、R5. 3. 1 現在 (高知県人口推計調査より)

## 1 現状等

### (1) 圏域の現状と課題

○ 圏域内は、少しずつ事業所の設置も進んできましたが、サービス種別によっては設置数が不十分なものもあり、他圏域の事業所を利用することでサービスが確保されている状況です。

また、圏域内でも施設が偏在しているため、身近なところでサービスが受けられない、また、移動手段がないため利用が制限されるなど、地域でのサービス確保が課題となっています。

○ 事業所が近くにない市町村では、介護保険の施設・事業所を基準該当事業所として利用することで、サービスを確保している状況です。

今後、在宅で生活する人の日常生活を支えるため、こうしたサービスの確保・充実を図っていく必要があります。

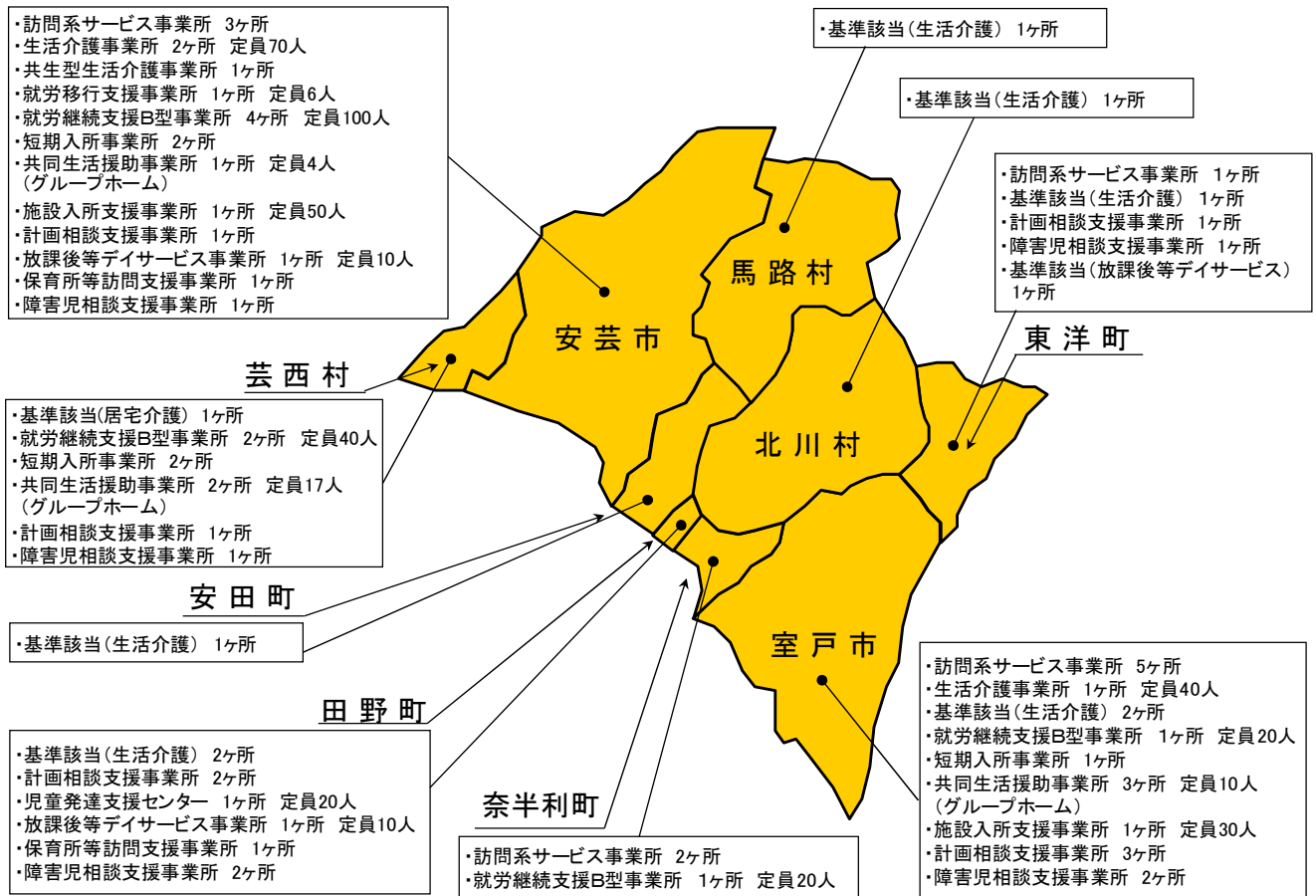
○ 相談支援体制については、圏域内の相談支援事業所勉強会等を開催し、相談支援専門員の資質向上を行っています。しかし、基幹相談支援センターが1か所しかなく、

今後は均てん化した相談支援体制の充実が課題となっています。

- 農福連携を中心とした就労支援体制が進み、多数のサービスを通して就労につながっています。今後は障害者就業・生活支援センター等との連携を一層強化し、就労支援体制を拡充していく必要があります。
- グループホームは、少しずつ整備が進んできましたが、地域生活を希望する人は依然、増加傾向にあり、施設や病院からの地域移行を進めるうえでも必要数を確保していく必要があります。
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、市町村の自立支援協議会専門部会等の場で協議をしています。今後は、資源開発や生活支援体制整備も見据えた協議を重ね、実践していく必要があります。
- 難病患者への支援は、障害者総合支援法の制度利用を軸に体制が整ってきました。しかし、見えないニーズや支援が行き届いていない部分もあり、関係機関や市町村と連携して支援体制を構築していく必要があります。
- 在宅で継続した医療的ケアが必要な障害児者の個別避難計画と災害時個別避難計画の作成率が低い市町村があるため、南海トラフ地震を見据えた災害時要配慮者対策を推進していく必要があります。
- 各市町村が、乳幼児健診とその後の発達相談会や集いの場等を活用し、発達が気になる子どもの早期発見や早期支援に取り組んでいますが、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制の充実を図っていくうえで、医療機関や事業所等の偏在による地域格差の是正が課題となっています。
- 児童発達支援センターは圏域内に1か所ありますが、利用するための移動手段の確保が困難なため、利用が制限される地域もみられています。そのため、地域の実情に合わせたサービスや支援者の確保が必要です。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和 5 年 7 月 31 日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	3人	第6期計画の目標値：3人 令和5年7月末時点の実績：5人
令和8年度末入所者数	109人	第6期計画の目標値：119人 令和4年度末時点の実績：103人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	第6期計画の目標値：12人 令和4年度の実績：9人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績：0人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績：4人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	—	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	1,133 時間/月	911 時間/月	796 時間/月	875 時間/月	893 時間/月	895 時間/月
	83人	73人	67人	75人	75人	75人
重度訪問介護	1,642 時間/月	2,258 時間/月	2,182 時間/月	2,477 時間/月	2,488 時間/月	2,492 時間/月
	11人	11人	11人	13人	13人	13人
行動援護	14 時間/月	6 時間/月	4 時間/月	6 時間/月	6 時間/月	6 時間/月
	3人	3人	2人	3人	3人	3人
同行援護	13 時間/月	4 時間/月	10 時間/月	31 時間/月	32 時間/月	32 時間/月
	3人	2人	2人	6人	6人	6人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績



② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	3,005 人日/月	2,992 人日/月	3,129 人日/月	3,447 人日/月	3,518 人日/月	3,618 人日/月
	145人	144人	153人	166人	168人	171人
自立訓練 (機能訓練)	12 人日/月	23 人日/月	45 人日/月	46 人日/月	46 人日/月	23 人日/月
	1人	1人	2人	2人	2人	1人
自立訓練 (生活訓練)	83 人日/月	55 人日/月	44 人日/月	89 人日/月	112 人日/月	89 人日/月
	5人	3人	3人	4人	5人	4人
就労選択支援	－人	－人	－人	－人	－人	－人
就労移行支援	102 人日/月	94 人日/月	42 人日/月	69 人日/月	157 人日/月	69 人日/月
	6人	5人	2人	3人	7人	3人
就労継続支援 (A型)	290 人日/月	298 人日/月	243 人日/月	259 人日/月	309 人日/月	291 人日/月
	14人	14人	13人	12人	14人	13人
就労継続支援 (B型)	2,861 人日/月	3,069 人日/月	3,036 人日/月	3,767 人日/月	3,904 人日/月	3,954 人日/月
	166人	168人	175人	184人	189人	190人
就労定着支援	2人	1人	－人	－人	－人	－人
療養介護	28人	27人	27人	27人	27人	27人
短期入所 【福祉型】	85 人日/月	126 人日/月	158 人日/月	209 人日/月	209 人日/月	209 人日/月
	11人	14人	15人	22人	22人	22人
短期入所 【医療型】	6 人日/月	9 人日/月	5 人日/月	4 人日/月	4 人日/月	4 人日/月
	2人	2人	2人	3人	3人	3人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	－人	－人	－人	－人	－人	－人
共同生活援助 (グループホーム)	78人	85人	88人	94人	98人	100人
施設入所支援	108人	103人	104人	109人	111人	110人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	125人/月	129人/月	102人/月	110人/月	109人/月	110人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	431 人日/月	425 人日/月	422 人日/月	422 人日/月	431 人日/月	420 人日/月
	76人	81人	66人			
医療型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	69人	71人	70人
	－人	－人	－人			
放課後等 デイサービス	74 人日/月	271 人日/月	240 人日/月	348 人日/月	348 人日/月	348 人日/月
	11人	28人	33人	38人	38人	38人
保育所等 訪問支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	12 人日/月	12 人日/月	12 人日/月
	－人	－人	－人	11人	11人	11人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
障害児相談支援	38 人	50 人	23 人	35 人	35 人	35 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	110 人	圏域内事業所利用見込者数	113 人	114 人	117 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>3 人</b>	<b>1 人</b>	<b>3 人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1 ヶ所</b>	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(2 人)</b>	<b>(2 人)</b>	<b>(1 人)</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>(1 ヶ所)</b>	—	—
自立訓練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(4 人)</b>	<b>(5 人)</b>	<b>(4 人)</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>(1 ヶ所)</b>	—	—
就労移行支援	6 人	圏域内事業所利用見込者数	1 人	2 人	2 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	—	圏域内事業所利用見込者数	1人	1人	1人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (B型)	180人	圏域内事業所利用見込者数	174人	179人	180人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

※「定員を超える利用見込数」の( )は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	5ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	18人	18人	18人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(18人)</b>	<b>(18人)</b>	<b>(18人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	31人	圏域内事業所利用見込者数	30人	33人	35人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	<b>2人</b>	<b>2人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	<b>1ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	68人	70人	69人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) A×6/22日	19人	19人	19人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	10人	圏域内事業所利用見込者数(A)	33人	33人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) A×3/5日	20人	20人	20人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>10人</b>	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	—	—

### 3 今後の取り組み

#### (1) サービス提供体制の充実

- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるとともに、家族・当事者・関係機関が一体となり、地域共生社会の中で在宅サービスや社会参加の充実を図ります。
- 特別支援学校と連携し、卒業生など新たな利用者に対して、卒業後も切れ目ない相談支援や、必要なサービスが受けられるように取り組んでいきます。
- 身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あつたかふれあいセンターの利用を促進することなどにより、サービスの提供体制の充実に取り組んでいきます。
- 障害のある人が身近なところで働けるよう、また、就労に向けたサポートが受けられるよう、自立支援協議会専門部会において協議し、その後の実践につながるよう支援していきます。

また、農福連携だけでなく、水産業など他分野との連携を進めていきます。あわせて、圏域全体に発展させ、就労継続支援や就労移行支援を活用しながら、一般就労に向けての体制を構築していきます。

#### (2) 住まいの場の確保

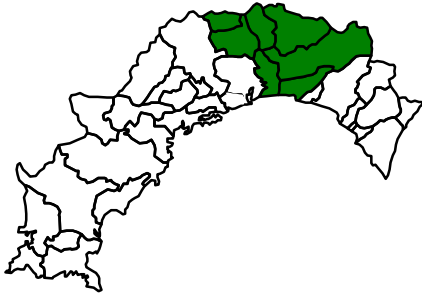
- ニーズが高いグループホームについては、障害のある人の生活基盤として整備を進めるとともに、施設や病院からの地域移行先としても有機的につながるよう、整備を進めていきます。

### (3) 地域における支援体制の充実

- 自立支援協議会や事業所連絡会等などを通じて、地域の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の設置を含め、必要なサービスの確保に向けて取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と協議の場を通して、必要な支援の整備に取り組みます。
- 在宅で継続した医療的ケアが必要な障害児や難病患者について、災害時における個別支援計画等の作成促進を図れるよう市町村を支援していきます。
- 市町村と医療機関や事業所等関係機関の連携強化を図るため、広域的に協議する場を確保するなど、障害のある子どもとその保護者の支援体制強化に向けて取り組みます。

# 中央東圏域

南国市 香南市  
香美市 本山町  
大豊町 土佐町  
大川村



## ◆ 圏域内の障害のある人の状況（R5. 3. 31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	113, 823		40, 507	35. 6%
身体障害者手帳交付者数	6, 912	6. 07%	5, 507	79. 7%
療育手帳交付者数	1, 142	1. 00%	172	15. 1%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	1, 042	0. 92%	204	19. 6%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 1, 990 人				

※ 人口は、R5. 3. 1 現在（高知県人口推計調査より）

## 1 現 状 等

### (1) 圏域の現状と課題

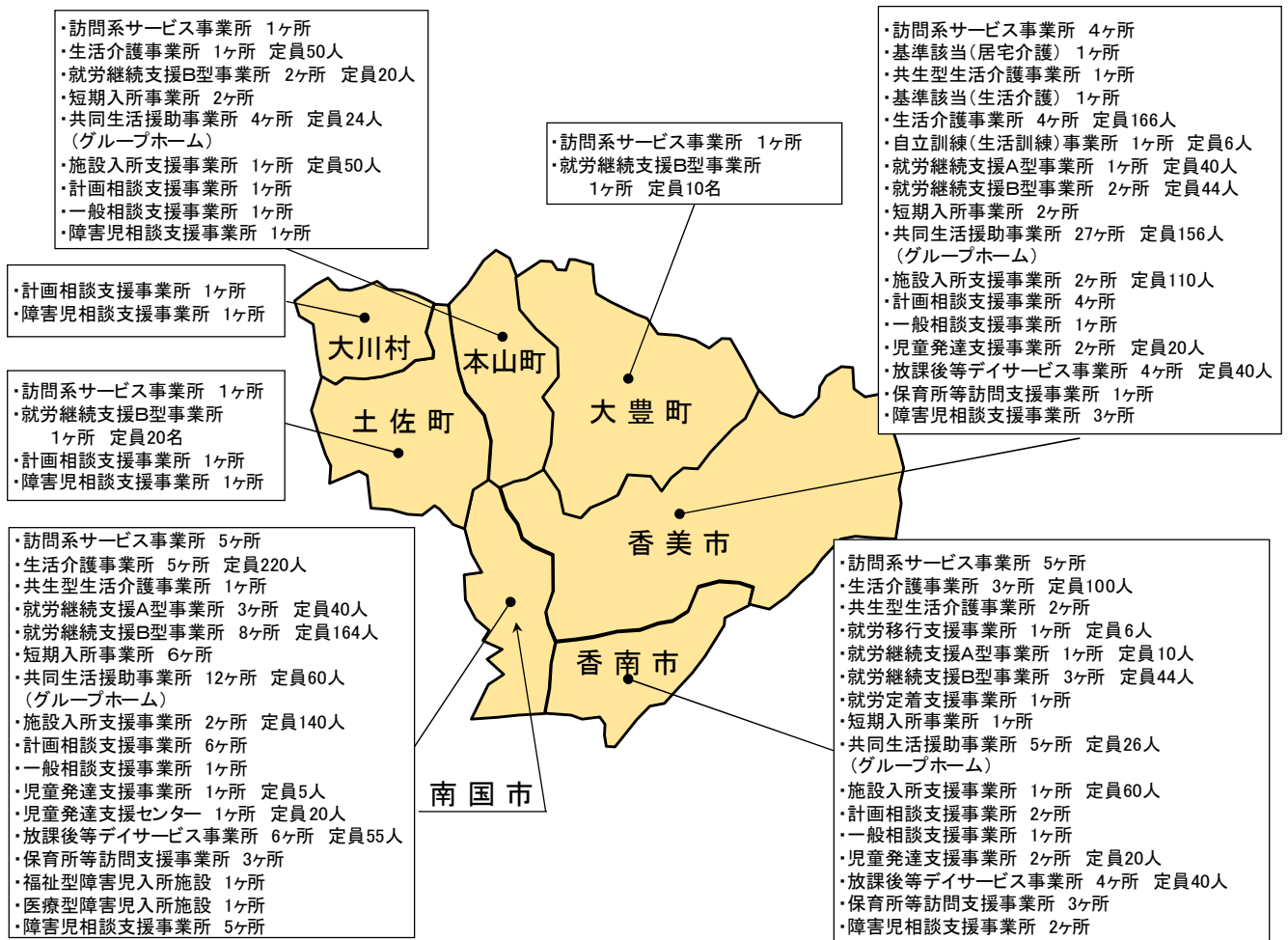
- 平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。
- 南国、香南、香美の3市では、障害福祉サービス事業所は比較的多いですが、一方で、新たな利用希望者の受け入れが困難な状況も見られ、サービス事業所（通所系・訪問系・居住系）全般で、利用者の障害特性の多様化や高齢化への対応が課題となっています。  
 嶺北地域は、通所サービス、訪問系サービスともに事業所が限られており、また移動手段の確保も難しい状況があります。さらに、事業所の整備や介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用など、身近な地域でのサービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 就労支援については、農福連携を含め多様な就労先の確保や職場定着に向けて、市町村と教育（特別支援学校等）、労働分野等との連携の体制づくりが課題となっています。

- 他の圏域と比べてグループホーム等居住系サービスの整備は進んでいますが、体験利用等のニーズや、増加している新規の利用ニーズ等への対応が困難な状況にあります。今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、事業所等と連携しながら、更に整備を進めていく必要があります。
- 特別支援学校等の卒後進路選択等にともない、重度の障害のある人の受け入れ先を確保することが困難なケースが見られます。その背景には、利用者の障害特性の多様化及び複雑化と相まって、事業所側のサービス受入体制や支援者等の人材確保と育成が課題となっていることが考えられます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズは年々増えてきています。圏域内に事業所も増えてきていますが、利用ニーズが充足できているとは言えない状況にあります。  
今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。



## (2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



## (3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

### ① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	8人	第6期計画の目標値：4人 令和5年7月末時点の実績：7人
令和8年度末入所者数	191人	第6期計画の目標値：191人 令和4年度末時点の実績：196人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	13人	第6期計画の目標値：16人 令和4年度の実績：8人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	令和4年度の実績：5人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績：0人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	7人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	1,397 時間/月	1,396 時間/月	1,489 時間/月	1,585 時間/月	1,664 時間/月	1,742 時間/月
	103人	97人	101人	104人	109人	114人
重度訪問介護	197 時間/月	278 時間/月	350 時間/月	382 時間/月	382 時間/月	382 時間/月
	4人	4人	5人	5人	5人	5人
行動援護	— 時間/月	1 時間/月	2 時間/月	8 時間/月	8 時間/月	8 時間/月
	—人	1人	1人	3人	3人	3人
同行援護	129 時間/月	150 時間/月	144 時間/月	148 時間/月	148 時間/月	148 時間/月
	6人	7人	9人	9人	9人	9人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	6,649 人日/月	7,094 人日/月	6,815 人日/月	7,071 人日/月	7,177 人日/月	7,306 人日/月
	325人	328人	334人	353人	358人	364人
自立訓練 (機能訓練)	111 人日/月	66 人日/月	82 人日/月	108 人日/月	108 人日/月	108 人日/月
	5人	3人	4人	5人	5人	5人
自立訓練 (生活訓練)	212 人日/月	141 人日/月	147 人日/月	162 人日/月	162 人日/月	105 人日/月
	11人	8人	9人	9人	9人	6人
就労選択支援	－人	－人	－人	－人	6人	6人
就労移行支援	203 人日/月	226 人日/月	130 人日/月	280 人日/月	300 人日/月	269 人日/月
	11人	13人	7人	17人	18人	16人
就労継続支援 (A型)	1,444 人日/月	1,593 人日/月	1,386 人日/月	1,411 人日/月	1,388 人日/月	1,363 人日/月
	74人	78人	72人	74人	72人	71人
就労継続支援 (B型)	5,501 人日/月	5,821 人日/月	5,542 人日/月	5,889 人日/月	6,064 人日/月	6,239 人日/月
	309人	315人	322人	337人	647人	357人
就労定着支援	5人	4人	4人	6人	6人	10人
療養介護	47人	47人	46人	47人	46人	45人
短期入所 【福祉型】	72 人日/月	120 人日/月	192 人日/月	219 人日/月	255 人日/月	291 人日/月
	9人	15人	23人	33人	39人	45人
短期入所 【医療型】	46 人日/月	72 人日/月	53 人日/月	64 人日/月	64 人日/月	64 人日/月
	10人	16人	14人	14人	14人	14人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	－ 人	－ 人	－ 人	1 人	1 人	2 人
共同生活援助 (グループホーム)	189 人	208 人	213 人	225 人	234 人	243 人
施設入所支援	195 人	198 人	197 人	194 人	193 人	192 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	280 人/月	272 人/月	196 人/月	216 人/月	217 人/月	218 人/月
地域移行支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	3 人/月	3 人/月	4 人/月
地域定着支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	405 人日/月	537 人日/月	425 人日/月	470 人日/月	480 人日/月	506 人日/月
	80 人	89 人	65 人			
医療型 児童発達支援	5 人日/月	11 人日/月	9 人日/月	86 人	88 人	94 人
	2 人	3 人	3 人			
放課後等 デイサービス	2,518 人日/月	2,806 人日/月	3,039 人日/月	3,312 人日/月	3,612 人日/月	3,977 人日/月
	185 人	210 人	238 人			
保育所等 訪問支援	63 人日/月	94 人日/月	117 人日/月	130 人日/月	140 人日/月	152 人日/月
	44 人	73 人	85 人			

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
障害児相談支援	112 人	118 人	79 人	92 人	104 人	116 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	536 人	圏域内事業所利用見込者数	525 人	525 人	525 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	(5人)	(5人)	(5人)
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	(1ヶ所)	—	—
自立訓練 (生活訓練)	6 人	圏域内事業所利用見込者数	3 人	2 人	2 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労移行支援	6 人	圏域内事業所利用見込者数	8 人	13 人	8 人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	2 人	5 人	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
就労継続支援 (A型)	90人	圏域内事業所利用見込者数	88人	87人	87人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (B型)	302人	圏域内事業所利用見込者数	340人	344人	352人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>38人</b>	<b>4人</b>	<b>8人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>	—

サービス種別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	11ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	76人	81人	86人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(76人)</b>	<b>(81人)</b>	<b>(86人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	266人	圏域内事業所利用見込者数	233人	237人	240人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	65人	圏域内事業所利用見込者数(A)	73人	76人	81人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) A×6/22日	20人	21人	22人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	135人	圏域内事業所利用見込者数(A)	186人	215人	245人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) A×3/5日	111人	129人	147人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	<b>12人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	<b>2ヶ所</b>

### 3 今後の取り組み

#### (1) サービス提供体制の充実

- 障害特性の多様化や重度化、高齢化などにより増加が見込まれる訪問系サービスのほか、短期入所やグループホームについては、利用者のニーズや利用量等を把握し、市町村と事業所の連携を図りながらサービスの充実に取り組んでいきます。  
一方でサービス利用に至らない障害のある人も少なからずみられるため、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人が身近な地域で安心して生活することができるよう、連携支援体制の整備に努めます。
- 市町村や社会福祉協議会、就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害のある人が就労しやすい環境整備に取り組んでいきます。
- 嶺北地域では、身近なところでサービスが受けられるよう、事業所への通所手段の確保支援、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あつたかふれあいセンター事業の利用等を促進するなどして、サービスの提供体制を確保します。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用ニーズを充足するために、保育所や学校、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等と市町村との連携を進めるとともに、サービス提供体制の整備への支援や支援者の資質向上を推進します。
- 重度の障害があっても、できるだけ身近な場所でサービスを受けられるよう、市町村や各関係事業所と連携しつつ、サービス提供体制や人材確保の対策を支援します。

## (2) 住まいの場の確保

- 今後、グループホームの利用者が更に増加すると見込まれることから、市町村とともに、事業所等への働きかけや施設整備の補助制度などを活用して、グループホームの整備を進めます。

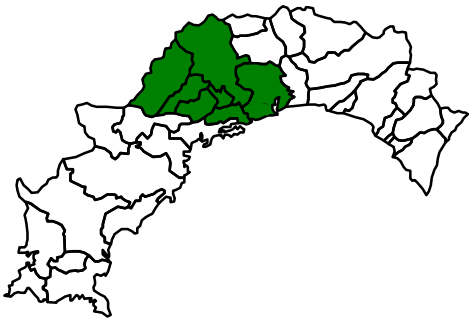
## (3) 地域における支援体制の充実

- 嶺北地域は、各町村がそれぞれ個別課題に取り組むとともに、4町村共同設置の自立支援協議会で広域の共通課題について検討することができるよう支援していきます。
- 南国、香南、香美の3市は、それぞれの自立支援協議会で個別課題に取り組むとともに、一市では解決できない共通課題の解決に向けた広域的な協議検討を支援していきます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、障害のある人の地域生活に必要な支援の整備に向けた体制整備を行います。
- 障害のある子どもやその保護者の多様化するニーズを踏まえ、地域の中で成長できるよう、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。



# 中央西圏域

高知市 土佐市  
 いの町 仁淀川町  
 越知町 佐川町  
 日高村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（R5. 3. 31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	391,709 (319,988)		128,651 (98,847)	32.8% (30.9%)
身体障害者 手帳交付者数	18,604 (13,627)	4.75%	14,366 (10,277)	77.2%
療育手帳交付者数	3,761 (2,996)	0.96%	430 (305)	11.4%
精神障害者保健 福祉手帳交付者数	4,682 (4,047)	1.20%	856 (718)	18.3%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 8,156 人				

※ 人口は、R5. 3. 1 現在（高知県推計人口調査より）

（ ）は高知市を再掲

## 1 現 状 等

### (1) 圏域の現状と課題

- 中核市である高知市に、施設・事業所が偏在しており、高知市と高知市以外の市町村では、サービスの提供体制に大きな違いがあります。
- 事業所は高知市内に多く、高知市外からも利用者が多い状況です。
- 中山間地域では、身近に事業所がなく、利用するための移動手段の確保が困難であることから、必要なサービスを十分に受けられない状況にあります。  
関係町村が連携し、広域的なサービスの供給体制の充実に向けた取り組みが必要です。
- グループホームについても高知市内に集中しており、高知市以外の市町村でも必要数を確保していく必要があります。
- 強度行動障害のある人の日中の居場所や入所可能な施設、その家族の負担軽減を図るための利用可能なサービスが圏域内になく、新たな整備の検討が必要です。

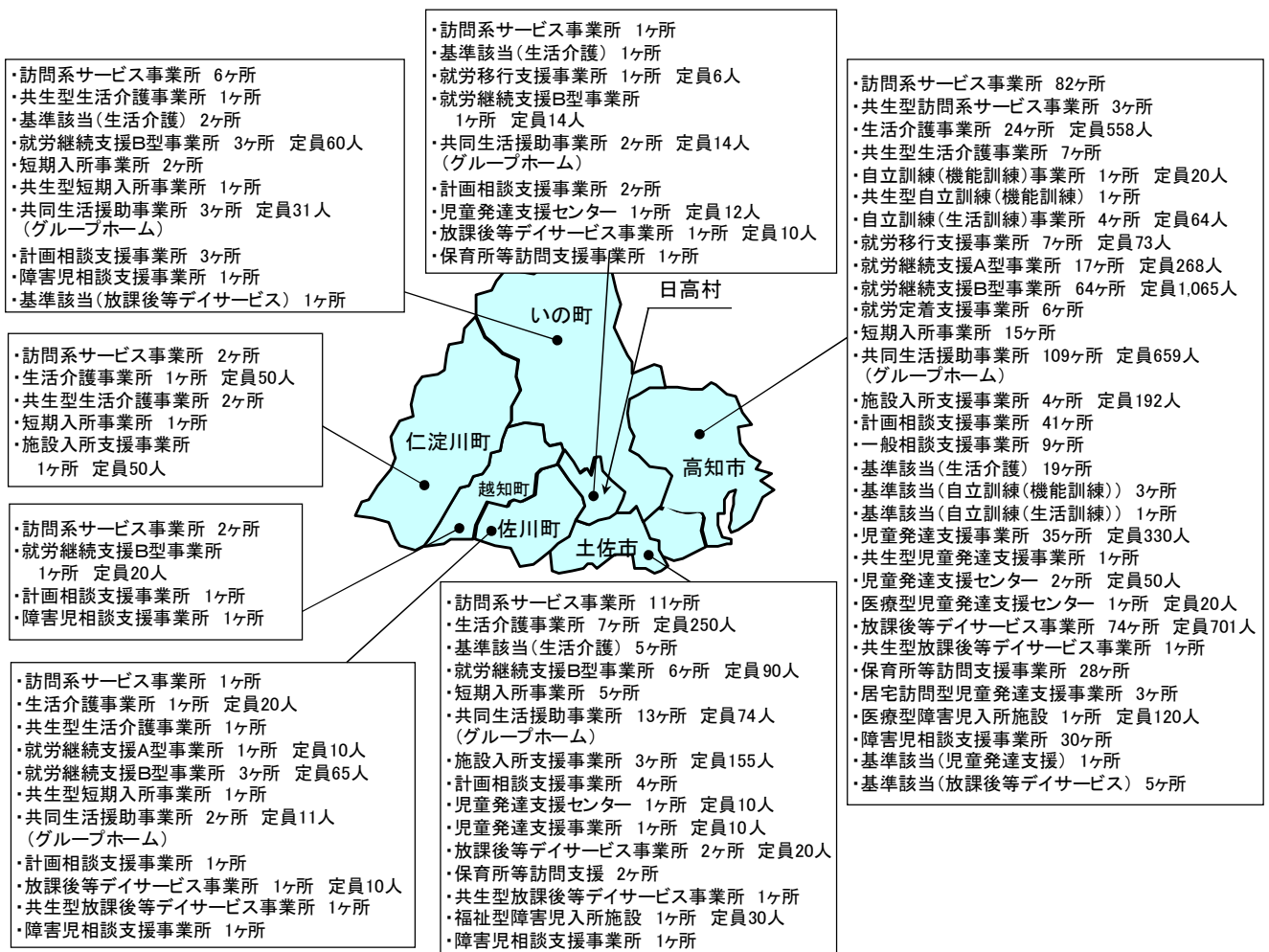
○ 指定相談支援については、業務量の増加や相談支援専門員の確保が困難等の理由から、新たな事業所の開設が難しい状況です。また、障害児相談支援事業所数も少なく、特に高知市以外の市町村では一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）がない状況です。

○ 中山間地域に就労継続支援B型のサテライトが1か所開設し、障害のある人の就労の場として活用が見込まれます。

○ 児童発達支援センターは圏域内に4か所あり、地域の支援基盤が整ってきています。児童発達支援や放課後等デイサービスについては、圏域外からの利用も含め、年々利用者が増加してきておりサービスの確保が課題となっています。

## (2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	25人	第6期計画の目標値：26人 令和5年7月末時点の実績：19人
令和8年度末入所者数	549人	第6期計画の目標値：543人 令和4年度末時点の実績：549人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	51人	第6期計画の目標値：46人 令和4年度の実績：45人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	36人	令和4年度の実績：24人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績：5人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	11人	令和4年度の実績：9人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	31人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	11,034 (10,071) 時間/月	11,224 (10,110) 時間/月	11,116 (10,057) 時間/月	12,709 (11,193) 時間/月	12,894 (11,417) 時間/月	13,113 (11,645) 時間/月
	577人 (504)	599人 (516)	630人 (548)	654人 (554)	663人 (565)	674人 (576)
重度訪問介護	4,340 (4,316) 時間/月	5,442 (5,420) 時間/月	5,850 (5,589) 時間/月	7,033 (6,598) 時間/月	7,495 (7,060) 時間/月	7,989 (7,554) 時間/月
	14人 (12)	14人 (12)	17人 (14)	21人 (15)	22人 (16)	23人 (17)
行動援護	149 (149) 時間/月	177 (177) 時間/月	351 (351) 時間/月	170 (160) 時間/月	178 (168) 時間/月	186 (176) 時間/月
	6人 (6)	6人 (6)	7人 (7)	7人 (6)	8人 (7)	9人 (8)
同行援護	1,610 (1,573) 時間/月	1,732 (1,715) 時間/月	1,598 (1,577) 時間/月	1,693 (1,636) 時間/月	1,716 (1,659) 時間/月	1,739 (1,682) 時間/月
	101人 (96)	101人 (98)	98人 (93)	108人 (97)	109人 (98)	110人 (99)

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

※ 括弧で記載している数値は高知市分

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	20,912 (15,959) 人日/月	21,718 (16,734) 人日/月	21,089 (16,291) 人日/月	21,757 (16,223) 人日/月	21,999 (16,385) 人日/月	22,243 (16,549) 人日/月
	1,032人 (797)	1,055人 (817)	1,073人 (836)	1,063人 (836)	1,075人 (844)	1,087人 (852)

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立訓練 (機能訓練)	289 (289) 人日/月	368 (310) 人日/月	377 (302) 人日/月	382 (319) 人日/月	382 (319) 人日/月	382 (319) 人日/月
	18人 (18)	21人 (18)	21人 (17)	24人 (22)	24人 (22)	24人 (22)
自立訓練 (生活訓練)	540 (495) 人日/月	498 (498) 人日/月	499 (489) 人日/月	519 (430) 人日/月	519 (430) 人日/月	498 (430) 人日/月
	37人 (35)	35人 (35)	35人 (34)	33人 (28)	33人 (28)	32人 (28)
就労選択支援	—人	—人	—人	—人	32人 (30)	37人 (35)
就労移行支援	1,104 (817) 人日/月	1,014 (736) 人日/月	908 (685) 人日/月	977 (700) 人日/月	955 (656) 人日/月	911 (612) 人日/月
	60人 (45)	51人 (37)	60人 (48)	53人 (40)	52人 (38)	49人 (35)
就労継続支援 (A型)	4,143 (3,751) 人日/月	4,748 (4,297) 人日/月	4,574 (4,138) 人日/月	4,789 (4,256) 人日/月	4,917 (4,384) 人日/月	5,048 (4,515) 人日/月
	203人 (184)	224人 (203)	224人 (203)	238人 (213)	244人 (219)	251人 (226)
就労継続支援 (B型)	21,399 (17,120) 人日/月	22,322 (17,879) 人日/月	21,021 (16,789) 人日/月	21,509 (16,711) 人日/月	21,680 (16,798) 人日/月	21,866 (16,899) 人日/月
	1,231人 (1,006)	1,266人 (1,034)	1,297人 (1,054)	1,288人 (1,031)	1,307人 (1,044)	1,327人 (1,058)
就労定着支援	48人 (40)	50人 (41)	47人 (39)	51人 (41)	54人 (44)	58人 (47)
療養介護	125人 (107)	125人 (106)	126人 (107)	126人 (107)	126人 (107)	126人 (107)
短期入所 【福祉型】	659 (444) 人日/月	700 (461) 人日/月	688 (458) 人日/月	1,007 (469) 人日/月	1,052 (486) 人日/月	1,102 (508) 人日/月
	94人 (60)	101人 (65)	100人 (67)	138人 (67)	147人 (72)	157人 (78)
短期入所 【医療型】	192 (160) 人日/月	227 (188) 人日/月	241 (192) 人日/月	248 (178) 人日/月	276 (206) 人日/月	305 (235) 人日/月
	31人 (25)	39人 (34)	47人 (40)	48人 (39)	50人 (41)	52人 (43)

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

※ 括弧で記載している数値は高知市分

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	3人 (3)	1人 (1)	1人 (1)	4人 (2)	4人 (2)	4人 (2)
共同生活援助 (グループホーム)	561人 (424)	607人 (467)	636人 (491)	658人 (510)	690人 (539)	723人 (569)
施設入所支援	545人 (405)	547人 (405)	548人 (405)	544人 (400)	546人 (400)	549人 (400)

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

※ 括弧で記載している数値は高知市分

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	754人/月 (588)	767人/月 (608)	755人/月 (608)	807人/月 (624)	839人/月 (649)	872人/月 (675)
地域移行支援	7人/月 (7)	6人/月 (6)	8人/月 (8)	17人/月 (15)	22人/月 (20)	27人/月 (25)
地域定着支援	11人/月 (11)	6人/月 (6)	4人/月 (3)	10人/月 (8)	12人/月 (10)	14人/月 (12)

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

※ 括弧で記載している数値は高知市分

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	2,284 (1,927) 人日/月	2,755 (2,233) 人日/月	2,543 (2,156) 人日/月	2,886 (2,380) 人日/月	3,215 (2,666) 人日/月	3,551 (2,986) 人日/月
	401人 (314)	461人 (363)	408人 (332)			
医療型 児童発達支援	23 (23) 人日/月	24 (24) 人日/月	24 (24) 人日/月	434人 (355)	484人 (398)	537人 (446)
	10人 (10)	9人 (9)	9人 (9)			
放課後等 デイサービス	10,743 (9,657) 人日/月	12,630 (11,358) 人日/月	13,256 (12,026) 人日/月	14,913 (13,055) 人日/月	16,309 (14,361) 人日/月	17,760 (15,754) 人日/月
	837人 (707)	967人 (823)	1,057人 (903)			

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
保育所等 訪問支援	138 (112) 人日/月	337 (261) 人日/月	434 (355) 人日/月	576 (476) 人日/月	744 (643) 人日/月	873 (772) 人日/月
	86人 (69)	231人 (186)	297人 (250)	385人 (330)	502人 (446)	591人 (535)
居宅訪問型 児童発達支援	— 人日/月	1 (1) 人日/月	1 (1) 人日/月	4 (4) 人日/月	4 (4) 人日/月	4 (4) 人日/月
	—人	1人 (1)	1人 (1)	2人 (2)	2人 (2)	2人 (2)
障害児相談支援	280人 (214)	331人 (240)	298人 (234)	362人 (278)	403人 (311)	448人 (348)

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

※ 括弧で記載している数値は高知市分

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	878人	圏域内事業所利用見込者数	862人	882人	901人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	20人	圏域内事業所利用見込者数	32人	32人	31人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	12人	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	1ヶ所	—	—
自立訓練 (生活訓練)	64人	圏域内事業所利用見込者数	42人	45人	40人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
就労移行支援	79人	圏域内事業所利用見込者数	72人	66人	64人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (A型)	278人	圏域内事業所利用見込者数	239人	246人	250人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (B型)	1,314人	圏域内事業所利用見込者数	1,319人	1,344人	1,366人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>5人</b>	<b>25人</b>	<b>22人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	—	<b>1ヶ所</b>

サービス種別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	23ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	165人	176人	189人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(165人)</b>	<b>(176人)</b>	<b>(189人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	789人	圏域内事業所利用見込者数	739人	776人	817人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—



(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	412人	圏域内事業所利用見込者数(A)	459人	508人	564人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	125人	139人	154人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
放課後等 デイサービス	741人	圏域内事業所利用見込者数(A)	1,323人	1,428人	1,550人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	794人	857人	930人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>53人</b>	<b>63人</b>	<b>73人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>6ヶ所</b>	<b>7ヶ所</b>

3 今後の取り組み

(1) サービス提供体制の充実

- 介護者の高齢化や障害の重度化などにより、ニーズの増加が見込まれる訪問系サービスや、就労継続支援事業などの通所サービスについて、市町村と事業所など関係機関との連携を図りながら、サービスの充実に取り組んでいきます。
- 身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等との連携、あったかふれあいセンターの利用の促進などにより、サービス提供体制の充実を図ります。
- 障害のある人が身近なところで働けたり、就労に向けた訓練を受けることができるよう、事業者など関係機関と連携しながら、就労移行支援や就労継続支援事業の充実を図ります。
- 障害のある人の在宅生活を支えることや、家族等の介護負担を軽減するために、短期入所の利用などについて、利用者のニーズを把握し、関係事業所との連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について利用者の増加が見込まれるため、事業所等と連携しながらサービス提供体制の整備に取り組みます。

## (2) 住まいの場の確保

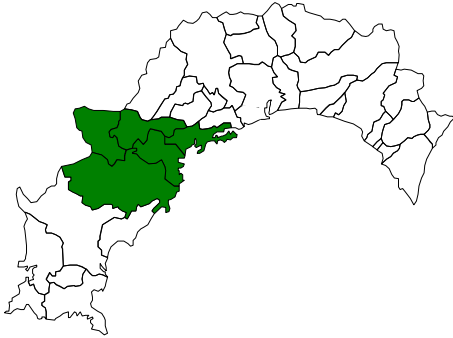
- グループホームについては、今後も利用の増加が見込まれるため、事業所等と連携しながら整備を進めます。

## (3) 地域における支援体制の充実

- 地域自立支援協議会や相談支援連絡会などの協議の場を通じて、広域課題を検討し、地域生活支援拠点等の設置をはじめ、障害のある人の多様なニーズに対して広域での必要なサービスの確保に向けて取り組みます。
- 障害のある人が相談できる体制を整えるため、市町村と事業所の連携を密にとることと、市町村の相談支援体制強化に向けて取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉などの関係者と連携し、必要な支援の体制整備に向けて取り組みます。
- 発達等が気になる子どもが、診断の有無に関わらず、身近なところで専門的な療育支援を受け、地域の中で成長できるよう、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

# 高 幡 圏 域

須 崎 市 四 万 十 町  
 栲 原 町 津 野 町  
 中 土 佐 町



## ◆ 圏域内の障害のある人の状況 (R5. 3. 31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	47,994		21,675	45.2%
身体障害者手帳交付者数	3,339	6.96%	2,758	82.6%
療育手帳交付者数	510	1.06%	101	19.8%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	405	0.84%	126	31.1%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付件数 843 人				

※ 人口は、R5. 3. 1 現在(高知県人口推計調査より)

## 1 現 状 等

### (1) 圏域の現状と課題

- 圏域は、他の圏域と比べて障害福祉に関わる事業所がまだ少ない状況です。地域によっては、サービスを確保するために、他の市町や他の圏域の事業所も利用している状況です。また、移動手段も限られるため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備が必要ですが、人材の確保が困難等の理由により、新たな事業所の立ち上げが難しく、前回計画策定時から整備はあまり進んでいません。
- 指定相談支援については、すべての市町に開設されていますが、事業所数や相談支援専門員数は、相談支援を希望する方と比べるとまだ十分とはいえない状況です。また、一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)のない市町もあります。
- 就労移行支援事業者が圏域になく、受け入れ企業も少ない状況です。今後も圏域で就労を希望する人への支援として、他の圏域の事業者や障害者就業・生活支援センターと連携した就労支援体制の整備が求められています。
- グループホームについては、他の圏域に比べると整備が進んでいません。入所施設や病院から在宅生活等での生活を希望する人が円滑に移行するためには、グループホームや在宅支援の整備は欠かせないため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りなが

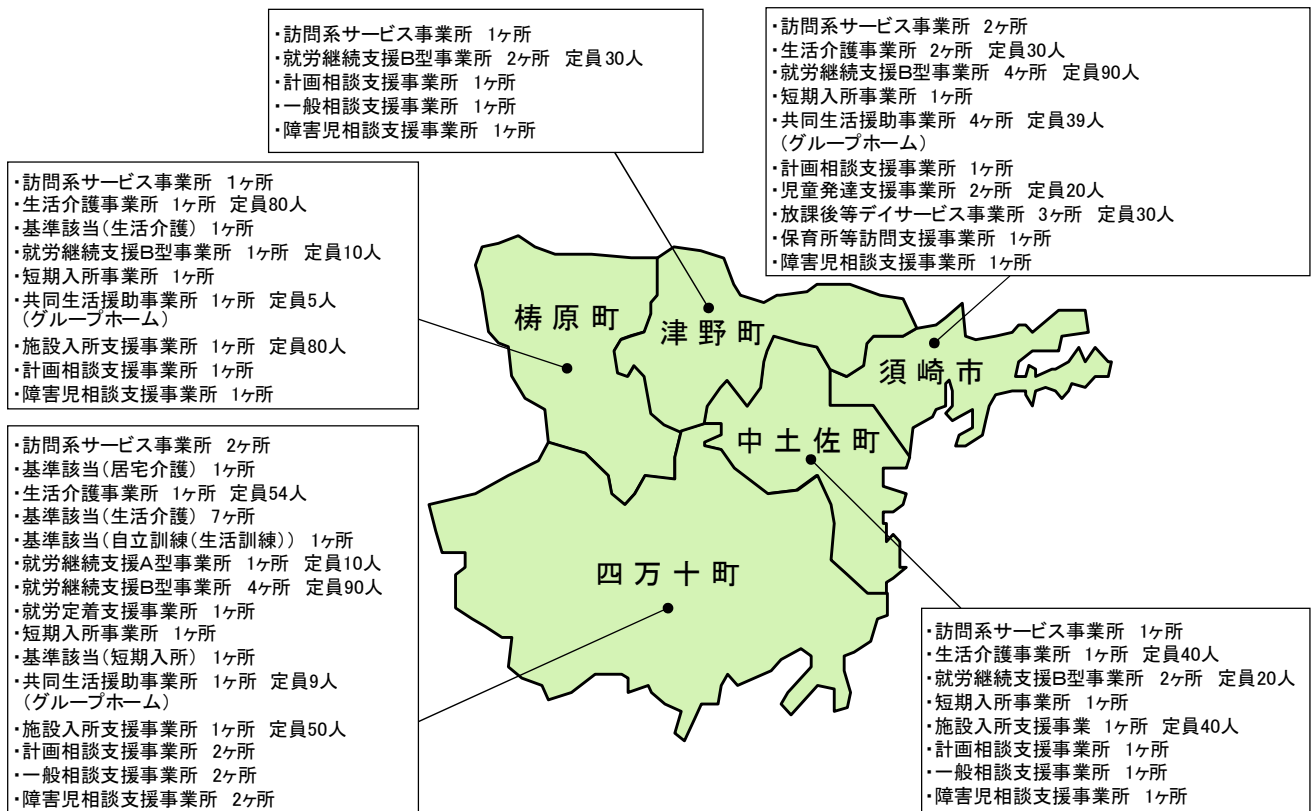
ら、必要数を確保していく必要があります。

○ 当圏域の障害児支援については、1市において、令和3年度に放課後等デイサービスが2か所から3か所に増え、保育所等訪問支援事業所が1か所立ち上がりました。しかし、他4町にはサービス提供事業所がなく、他の圏域の事業所も利用している状況です。移動距離もあるため、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。一部市町では、放課後等デイサービス等の障害サービス事業所以外でも障害児の受入れができないかを検討していますが、人材確保及び人材育成が難しいといった課題があり、今後も検討が必要です。

○ 障害児相談支援については、障害児の指定相談支援事業所が令和4年度からすべての市町に整備済みとなりましたが、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供・共有等が難しいという市町が多く、今後も情報共有、連携支援のための体制整備が必要です。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	1人	第6期計画の目標値：2人 令和5年7月末時点の実績：4人
令和8年度末入所者数	148人	第6期計画の目標値：162人 令和4年度末時点の実績：155人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	9人	第6期計画の目標値：11人 令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績：0人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績：0人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	1人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	633 時間/月	729 時間/月	670 時間/月	779 時間/月	785 時間/月	793 時間/月
	47人	54人	57人	72人	77人	81人
重度訪問介護	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
行動援護	— 時間/月	2 時間/月	14 時間/月	9 時間/月	9 時間/月	9 時間/月
	—人	1人	1人	1人	1人	1人
同行援護	73 時間/月	55 時間/月	49 時間/月	125 時間/月	126 時間/月	126 時間/月
	9人	7人	7人	7人	7人	7人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	4,218 人日/月	4,261 人日/月	3,998 人日/月	3,849 人日/月	3,791 人日/月	3,816 人日/月
	215人	215人	211人	218人	216人	219人
自立訓練 (機能訓練)	23 人日/月	22 人日/月	44 人日/月	45 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	1人	1人	2人	2人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	22 人日/月	— 人日/月	18 人日/月	— 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	2人	—人	1人	—人	—人	—人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
就労選択支援	－人	－人	－人	－人	3人	4人
就労移行支援	76 人日/月	93 人日/月	67 人日/月	90 人日/月	108 人日/月	113 人日/月
	4人	5人	7人	18人	6人	7人
就労継続支援 (A型)	303 人日/月	292 人日/月	205 人日/月	232 人日/月	223 人日/月	218 人日/月
	14人	13人	11人	11人	11人	10人
就労継続支援 (B型)	4,727 人日/月	4,843 人日/月	4,439 人日/月	4,711 人日/月	4,821 人日/月	4,931 人日/月
	262人	266人	264人	271人	274人	277人
就労定着支援	2人	2人	2人	2人	2人	2人
療養介護	17人	17人	15人	16人	16人	15人
短期入所 【福祉型】	101 人日/月	108 人日/月	106 人日/月	97 人日/月	92 人日/月	83 人日/月
	16人	9人	13人	11人	10人	9人
短期入所 【医療型】	12 人日/月	18 人日/月	13 人日/月	31 人日/月	31 人日/月	31 人日/月
	2人	1人	3人	4人	4人	4人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	－人	－人	－人	－人	－人	－人
共同生活援助 (グループホーム)	109人	109人	108人	107人	107人	109人
施設入所支援	156人	155人	154人	154人	152人	148人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	144人/月	146人/月	126人/月	170人/月	182人/月	199人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	1人/月	1人/月	1人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	－人/月	1人/月	1人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	91 人日/月	86 人日/月	111 人日/月	198 人日/月	166 人日/月	136 人日/月
	15人	24人	35人			
医療型 児童発達支援	3 人日/月	3 人日/月	1 人日/月	59人	58人	55人
	3人	1人	1人			
放課後等 デイサービス	537 人日/月	596 人日/月	467 人日/月	659 人日/月	715 人日/月	778 人日/月
	51人	67人	65人	85人	90人	98人
保育所等 訪問支援	6 人日/月	9 人日/月	11 人日/月	25 人日/月	27 人日/月	27 人日/月
	6人	9人	11人	25人	27人	27人
居宅訪問型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月
	－人	－人	－人	－人	－人	－人
障害児相談支援	22人	33人	42人	52人	54人	56人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績



## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	204人	圏域内事業所利用見込者数	207人	205人	208人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>3人</b>	—	<b>1人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(2人)</b>	<b>(1人)</b>	<b>(1人)</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>(1ヶ所)</b>	—	—
自立訓練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労移行支援	—	圏域内事業所利用見込者数	—	1人	—
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(9人)</b>	<b>(6人)</b>	<b>(7人)</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	—	—
就労継続支援 (A型)	10人	圏域内事業所利用見込者数	2人	2人	2人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
就労継続支援 (B型)	240人	圏域内事業所利用見込者数	225人	228人	231人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

※「定員を超える利用見込数」の( )は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	4ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	12人	12人	11人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(12人)</b>	<b>(12人)</b>	<b>(11人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	53人	圏域内事業所利用見込者数	39人	40人	40人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	20人	圏域内事業所利用見込者数(A)	40人	38人	33人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	11人	10人	9人
		<b>定員を超える見利用込数</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>1ヶ所</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
放課後等 デイサービス	30人	圏域内事業所利用見込者数(A)	95人	96人	101人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	57人	58人	61人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>27人</b>	<b>1人</b>	<b>3人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

### 3 今後の取り組み

#### (1) サービス提供体制の充実

- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるため、関係事業者と連携を図るとともに、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あつたかふれあいセンターの利用を推進します。また、地域独自の移動手段と合わせて身近な事業所が利用できる在宅サービスの充実やサービス体制の整備を支援します。

#### (2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、今後も利用見込みが増加していくことから、事業者をはじめ関係機関と連携しながら、必要数の確保に向けて取り組んでいきます。

#### (3) 地域における支援体制の充実

- 各市町の地域自立支援協議会の運営について活性化に向けた支援を行います。また、必要に応じて地域自立支援協議会に専門部会の設置を促したり、広域検討の協議の場を確保するように取り組みます。

- 圏域の精神保健福祉に関する取組を一体的に連動して実施し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。また、市町における精神保健福祉に関する取組についても精神保健福祉センター等と協力して支援していきます。

- 指定相談支援事業所については、人員確保や人材育成の課題について協議・検討を行い、また、一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）についても体制整備を支援していきます。

- 地域生活支援拠点等の体制整備については、各市町が利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所、医療機関等と連携を図りながら、サービスの提供体制や在宅支援の方法を含め、整備が進むよう支援を行います。

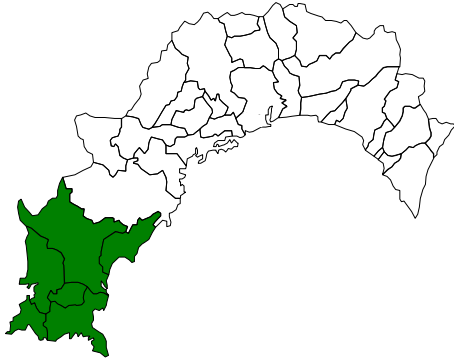
- 就労支援については、市町や関係機関と連携して、情報共有を行いながら、障害のある人が就労しやすい環境整備のための支援を行っていきます。また、企業等に対し、障害者雇用の理解促進に取り組むとともに、各種助成制度の活用を紹介して、一般就労や職場定着を促していきます。

- 医療的ケア児の支援については、各市町が協議の場を設置し、事業所や医療機関などと連携を図るとともに、安心して在宅生活を送れるような体制の整備を支援していきます。

- 障害のある人が、居住地の市町の資源不足等により、他の市町や他圏域の事業所を利用する場合のサービスや移動手段の確保について、各市町と協議をしていきます。
- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供、共有等ができるよう、市町や関係機関の連携体制の構築を支援していきます。特に放課後や長期休暇の障害児の受入先確保について、実施主体である市町や関係機関と連携しながら協議を行っていきます。

# 幡 多 圏 域

四万十市 宿毛市  
土佐清水市 黒潮町  
大月町 三原村



## ◆ 圏域内の障害のある人の状況（R5.3.31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	76,797		32,953	42.9%
身体障害者手帳交付者数	4,827	6.29%	3,816	79.1%
療育手帳交付者数	909	1.18%	134	14.7%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	675	0.88%	178	26.4%
(参考) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付件数 1,340 人				

※ 人口は、R5.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

## 1 現 状 等

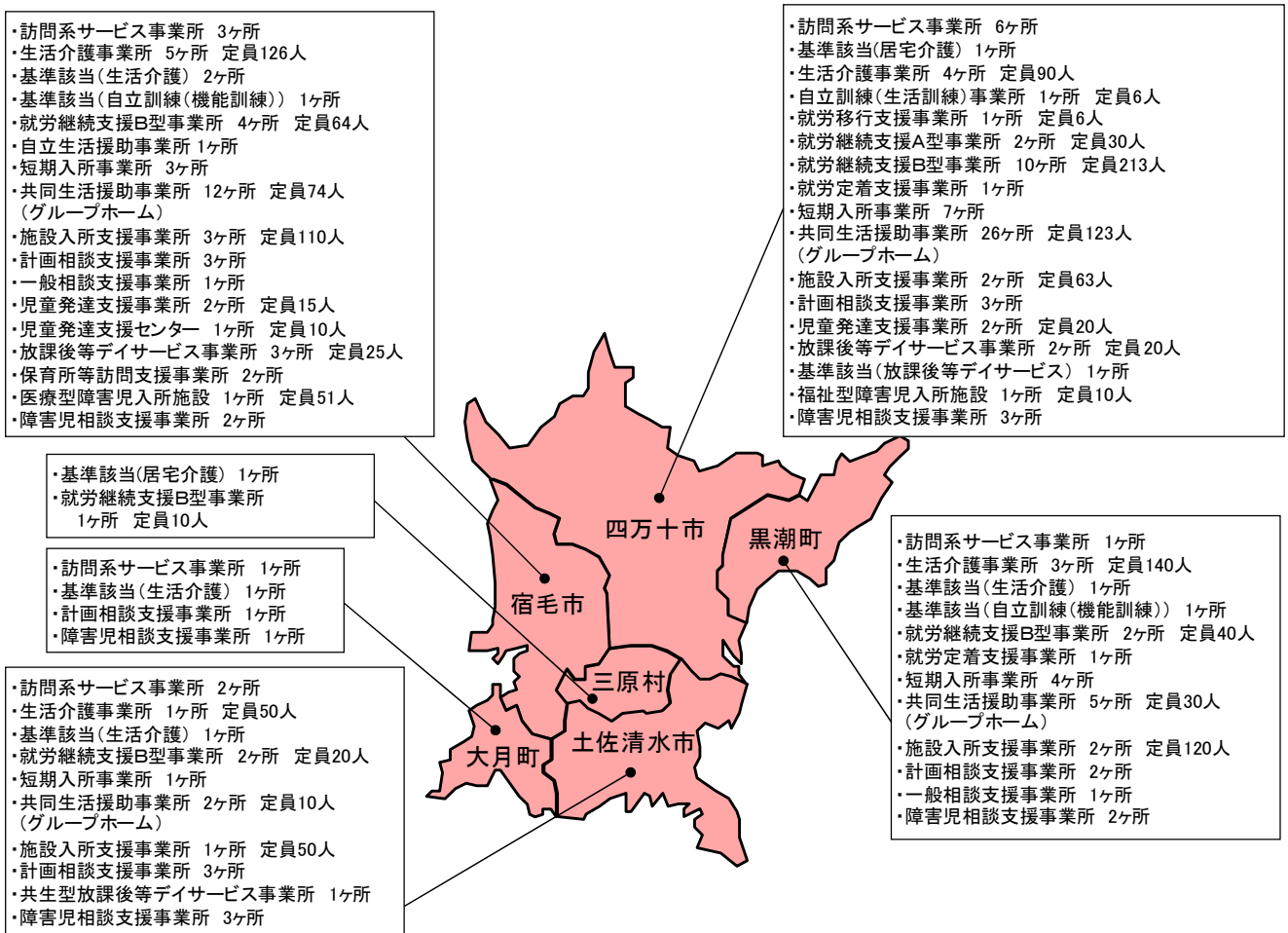
### (1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、他の圏域と比べて事業所数は多いのですが、圏域内でも施設が偏在しているため、特に中山間地域ではサービス提供体制に格差があります。
- また、移動手段の確保が難しく、身近な地域でサービスが受けられないなどの課題があります。市町村が連携し、広域的なサービスの供給体制の充実に向けた取り組みが必要です。
- グループホームについては、他の圏域に比べると整備は進んでいますが、世話人の確保が困難などの理由により、定員数を減らさざるを得ない事業所があります。  
市町村や事業所など関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 指定相談支援・障害児相談支援ともに事業所数、相談支援専門員の数は十分とはいええず、各事業所において、相談支援専門員の業務量の増加や相談支援に従事する職員の確保が困難などの課題があります。また、一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）の数も不足しています。

- 市町村の乳幼児健診等を活用した早期発見や早期支援の取組が進みつつあるものの、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携した切れ目のない支援体制の充実が課題となっています。また、サービス利用における移動手段や支援者の確保等にも課題があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【 令和5年7月31日現在 】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
在宅生活等への移行者数	1人	第6期計画の目標値：4人 令和5年7月末時点の実績：4人
令和8年度末入所者数	261人	第6期計画の目標値：259人 令和4年度末時点の実績：263人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
令和8年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	10人	第6期計画の目標値：15人 令和4年度の実績：7人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績：2人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績：2人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績：3人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	3人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
居宅介護	1,003 時間/月	1,099 時間/月	954 時間/月	1,203 時間/月	1,236 時間/月	1,246 時間/月
	58人	56人	53人	62人	62人	62人
重度訪問介護	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
行動援護	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月	— 時間/月
	—人	—人	—人	—人	—人	—人
同行援護	30 時間/月	29 時間/月	32 時間/月	51 時間/月	51 時間/月	51 時間/月
	5人	7人	6人	8人	8人	8人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
生活介護	6,773 人日/月	6,893 人日/月	6,659 人日/月	6,312 人日/月	6,313 人日/月	6,313 人日/月
	317人	323人	319人	330人	331人	331人
自立訓練 (機能訓練)	— 人日/月	19 人日/月	— 人日/月	23 人日/月	— 人日/月	— 人日/月
	—人	1人	—人	1人	—人	—人
自立訓練 (生活訓練)	120 人日/月	75 人日/月	75 人日/月	20 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	6人	4人	4人	1人	1人	1人
就労選択支援	—人	—人	—人	—人	1人	1人



サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
就労移行支援	111 人日/月	113 人日/月	67 人日/月	108 人日/月	87 人日/月	87 人日/月
	6人	5人	3人	6人	5人	5人
就労継続支援 (A型)	419 人日/月	390 人日/月	366 人日/月	343 人日/月	343 人日/月	343 人日/月
	18人	17人	18人	17人	17人	17人
就労継続支援 (B型)	5,799 人日/月	5,989 人日/月	5,705 人日/月	5,803 人日/月	5,881 人日/月	5,924 人日/月
	320人	322人	326人	344人	348人	351人
就労定着支援	12人	8人	6人	6人	6人	7人
療養介護	51人	52人	53人	53人	53人	53人
短期入所 【福祉型】	115 人日/月	122 人日/月	124 人日/月	85 人日/月	85 人日/月	85 人日/月
	6人	11人	13人	20人	20人	20人
短期入所 【医療型】	2 人日/月	51 人日/月	39 人日/月	23 人日/月	23 人日/月	23 人日/月
	1人	7人	8人	4人	4人	4人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
自立生活援助	4人	—人	—人	1人	2人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	186人	182人	175人	189人	191人	191人
施設入所支援	257人	263人	263人	260人	260人	260人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
計画相談支援	181人/月	205人/月	161人/月	186人/月	187人/月	189人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	－人/月	2人/月	2人/月	2人/月
地域定着支援	－人/月	3人/月	3人/月	1人/月	1人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度 見込量	7年度 見込量	8年度 見込量
児童発達支援	173 人日/月	197 人日/月	146 人日/月	170 人日/月	176 人日/月	201 人日/月
	20人	30人	23人			
医療型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	27人	26人	29人
	－人	－人	－人			
放課後等 デイサービス	691 人日/月	794 人日/月	897 人日/月	950 人日/月	1,042 人日/月	1,108 人日/月
	69人	76人	90人	126人	139人	143人
保育所等 訪問支援	5 人日/月	4 人日/月	5 人日/月	8 人日/月	8 人日/月	7 人日/月
	4人	4人	4人	5人	5人	4人
居宅訪問型 児童発達支援	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月	－ 人日/月
	－人	－人	－人	－人	－人	－人
障害児相談支援	9人	16人	36人	44人	46人	48人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

## 2 必要なサービスの供給体制の整備

### (1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護	406人	圏域内事業所利用見込者数	400人	399人	398人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		定員を超える利用見込数	(2人)	(1人)	(1人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
自立訓練 (生活訓練)	6人	圏域内事業所利用見込者数	1人	1人	1人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	6人	圏域内事業所利用見込者数	6人	6人	6人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (A型)	30人	圏域内事業所利用見込者数	21人	21人	21人
		定員を超える利用見込数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (B型)	347人	圏域内事業所利用見込者数	355人	359人	362人
		定員を超える利用見込数	8人	4人	3人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—

※「定員を超える利用見込数」の( )は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス種別	圏域事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	15ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	23人	23人	23人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>(23人)</b>	<b>(23人)</b>	<b>(23人)</b>

※「定員を超える利用見込数」の( )は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助 (グループホーム)	237人	圏域内事業所利用見込者数	209人	211人	211人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	27人	26人	29人
		1日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6/22$ 日	7人	7人	8人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	—	—	—
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	—	—	—
放課後等 デイサービス	45人	圏域内事業所利用見込者数(A)	125人	138人	142人
		1日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3/5$ 日	75人	83人	85人
		<b>定員を超える利用見込数</b>	<b>30人</b>	<b>8人</b>	<b>2人</b>
		<b>整備が必要と見込まれる事業所数</b>	<b>3ヶ所</b>	<b>1ヶ所</b>	—

### 3 今後の取り組み

#### (1) サービス提供体制の充実

- 中山間地域においても、身近なところでニーズに合ったサービスが受けられるよう、他分野等と連携やあったかふれあいセンターの利用の促進など、市町村と事業所など関係機関と連携をとりながら、サービスの充実に取り組んでいきます。
- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携をとりながら、在宅サービスの充実に図ります。
- 市町村が連携して広域的なサービスを提供する体制づくりを進めるための支援に取り組んでいきます。

#### (2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、利用見込に対して圏域内の定員は上回っていますが、市町村と事業所など関係機関と連携をとりながら、グループホーム運営に必要な人材を確保し、サービス必要量を確保できるための支援に取り組んでいきます。

#### (3) 地域における支援体制の充実

- 地域自立支援協議会や圏域の相談支援事業所連絡会など協議の場を通じて関係機関と連携し、相談支援体制の充実に図るとともに、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の広域設置を含め、必要なサービスの確保に向けて取り組みます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村と関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。
- 障害のある子どもについては、診断の有無に関わらず、発達等が気になる段階からの支援、またライフステージに応じて切れ目ない支援が受けられるよう、保育・教育などの関係者が連携し、地域支援体制の整備に向けて取り組みます。